

令和元(2019)年度
自己点検・評価報告書

2020年7月
東北福祉大学

目 次

序章	・・・・・・・・・・・・・・	1
第 1 章 理念・目的	・・・・・・・・・・・・・・	2
第 2 章 内部質保証	・・・・・・・・・・・・・・	8
第 3 章 教育研究組織	・・・・・・・・・・・・・・	23
第 4 章 教育課程・学習成果	・・・・・・・・・・・・・・	28
第 5 章 学生の受け入れ	・・・・・・・・・・・・・・	71
第 6 章 教員・教員組織	・・・・・・・・・・・・・・	87
第 7 章 学生支援	・・・・・・・・・・・・・・	98
第 8 章 教育研究等環境	・・・・・・・・・・・・・・	112
第 9 章 社会連携・社会貢献	・・・・・・・・・・・・・・	123
第 10 章 大学運営・財務	・・・・・・・・・・・・・・	130
第 1 節 大学運営		
第 2 節 財務		
終章	・・・・・・・・・・・・・・	140

序 章

東北福祉大学は 1875（明治 8）年に設置された曹洞宗専門学支校を前身とし、1958（昭和 33）年に東北福祉短期大学を設置、1962（昭和 37）年に東北福祉大学として宮城県仙台市に開学した。現在は、総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部の 4 学部、総合福祉学研究科、教育学研究科の 2 研究科、通信制課程の総合福祉学部と総合福祉学研究科を有する福祉系大学として、教育・研究・社会貢献に努めている。

2002（平成 14）年の学校教育法改正後、義務化された認証評価機関による評価として、2009（平成 21）年・2016（平成 28）年に大学基準協会の認証評価を受審し、いずれも「適合」認定を受けている。第 3 期認証評価は、2022（令和 4）年度の自己点検・評価報告書をもとに、2023（令和 5）年度に受審予定である。

大学が高等教育機関としての責務を果たしているかを、その理念・目標に照らして自己点検し、現状把握を踏まえ、優れている点や改善を要する点などの自己評価を行うため、2019（平成 31・令和元）年度の自己点検・評価結果を以下に報告する。

なお、2019（平成 31・令和元）年度は、大学基準協会の『2020 年改訂・大学評価ハンドブック』に例示の「評価者の視点」にほぼ準拠して自己点検・評価を試行してみた。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1: 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2: 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

本学は「行学一如」を建学の精神に掲げ、その教育の理念は「自利・利他円満」とし（※1）、知識、技術、社会的実践力をもつ人材を輩出してきた。すなわち、学則第1条に目的と使命として「東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする」と定められている。目的・使命は本学に期待される普遍的役割として認識している。

このような建学の精神及び教育理念に基づき、本学では、理論と実践を融合・調和しうる人材の育成にあたり、学ぶことの重要性と同時に学びえたことを広く社会に還元し、さまざまな場で実践できる技量の研鑽を積み重ねてきており、これは、学部・学科、大学院共通に貫かれている理念でもある。

本学は、現在4学部9学科2研究科で構成されているが、いずれも学部学科、大学院も本学の理念・目的に沿って「教育研究上の目的」を定め、ホームページにて教育方針として公開している（※2）。理論と実践の調和、対人理解と対人支援の知識、技術、社会的実践力をもつ人材育成を目的としている点などで、大学の理念・目的と適合している、といえる。なお、学則別添上にて「教育研究上の目的」が記載されているのは学部のみであり、大学院・通信制大学院も学則別添上にて「教育研究上の目的」を記載することが望まれるため（大学院設置基準1条の2）、今後検討を重ねていく。

（※1）トップ>大学について>「建学の精神及び教育の理念」

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/idea.html>

（※2）トップ>教育方針>「教育研究上の目的」

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>

(2) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1: 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2: 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学・学部・研究科等の理念・目的は、学則・通信教育部学則・大学院学則・通信制大学院学則等に明確に示している(※3)。また他にも、『学生便覧(STUDENT HANDBOOK)』、『大学院便覧』、通信教育部『学習の手引き』、『通信制大学院ハンドブック』、及び『大学案内(With You)』(※4)や『入試ガイド(Your Way)』(※5)などの印刷物と、大学ホームページにて周知を図っている。

大学構成員である教職員・学生ともポータルサイト(UNIVERSAL PASSPORT)で、理念・目的をはじめ学生便覧、学則等の閲覧・ダウンロードが可能となっている。

新入生に対しては、入学式や新入生のオリエンテーションで周知され、入学後のリエゾンゼミ I(基礎演習)の授業においては、第1回目に「本学の教育について」として理念・目的を含めた本学教育の特徴を講義し、周知している。そのほか、学生に対しては、全学共通として展開される1年次必修科目「禅のこころ」などを通じて、意識せずとも、本学の理念に触れることが可能になっている。

通信教育部、通信制大学院学生には『学習の手引き』などの冒頭に記載している。大学院(通学課程)には、入学式のオリエンテーションなどの機会を通じ、大学院便覧に記載している建学の精神、各種ポリシーを周知している。

教職員に対しては、上記印刷物の配付で行われている。新任教職員に対しては、年度はじめのガイダンスにおいて周知されている。

本学を取り巻くステークホルダーに対しては、ホームページ、大学案内(With You)や入試ガイド(Your Way)、年数回開催されるオープンキャンパス、高校での出張講義を中心的な媒体として、本学の建学の精神、教育理念、目的等を公表している。学生の保護者に対しては、東北地方を中心に開催されている「教育懇談会」のほか、「大学通信」「後援会報」、同窓生に対しては「同窓会報」等広報紙誌を発行して、理念・目的等を外部からみてもわかりやすく公開・周知を図っている。

現状を図解すると、以下ようになる。

今後の課題として、本学の理念を広く周知するための学内、学外の広報機能のさらなる充実も必要と考えられる。

【図解】理念・目的の周知、公表方法

理念・目的の周知、公表方法



(※3) 東北福祉大学学則

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/arprn890000001gtw-att/arprn8900000042ai.pdf>

(※4) TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY With You 2020 Campus Guidebook

(※5) 東北福祉大学入試ガイド Your Way 2020

(3) 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学の理念・目的、学部・研究科における目的等を実現するために、これまで「各種方針」が示されていた。令和元年度に 2020-2024 年の中期計画を策定し、構成員である教職員に公表した。また、中期計画と前年度の事業報告結果に基づき、事業計画を策定している。

中期計画・年度計画は、「建学の精神、教育の理念、各種方針」を基礎に「私立大学を取り巻く状況」をふまえながら、「学生募集」「教育」「学生支援」「研究」「社会貢献・地域連携」「管理運営」「財務」の 7 項目に分けて策定している (※6)。

令和元年度は中期計画を実質的なものにしていくために、中期入学検討委員会・中期大学教育検討委員会・中期キャリア支援検討委員会・中期地域創生検討委員会の 4 つの委員

会が設置され、いずれの委員会でも、今後の本学のあり方、改善案などが、短期・中期・長期の視点から、真摯に議論・提案された。中期計画を教職員一人ひとりが達成すべき計画ととらえて議論・討論を重ね、今後の大学の姿を考えるためには、効果的な取り組みのひとつとなった。

(※6) 学内ユニバーサルサポート > 「学内システムリンク」 > 「事業計画」 >
「学校法人梅檀学園 2020-2024 年度中期事業計画.pdf」
「学校法人梅檀学園 2020 年度事業計画.pdf」

2. 長所・特色

本学は「行学一如」を建学の精神に掲げ、その教育の理念は「自利・利他円満」とし、建学以来受け継いできた「学問研究と実践実行は全く一体である」ことを認識し、この両者の両立・調和（「建学の精神」の行学一如）を図りうる人材を育成している。

現在 4 学部 9 学科 2 研究科で構成されており、各学部・研究科において、建学の精神、教育の理念をもとに、教育研究上の目的、教育目標、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を設定し、運営している。

これらは、学則や各種印刷物に明示するとともに、初年次教育である「リエゾンゼミ」等を通じ、学生に周知する機会を設定している。また、本学ホームページにおいても、本学の理念・目的ページを設け、入学前から本学に興味・関心をもっている高校生をはじめ、保護者、高校教員などに対しても公開、発信している。保護者に対しての「教育懇談会」は、多くの参加者を集め、大学の教育活動や学生支援活動をより知ってもらう機会となっている。

3. 問題点

令和元年度に策定された 2020-2024 年の中期計画、毎年度の事業計画において、進捗状況を継続的に把握し、進捗に応じた見直しなどを検討していくことが必要であることから、IR 機能を用いたデータ、エビデンスに基づいた定期的な点検・評価が求められる。また、今後さまざまな方法を通じて、中期計画を実質化していくこと、社会や大学を取り巻く環境の変化等を考慮しながらの計画の適切な見直しも求められる。

また、在学生、教職員への各種アンケートを活用しながら、建学の精神及び教育目的への理解や認知度の検証、または卒業生等、本学の理念に基づいた教育（授業）到達目標の達成度なども、検証していく必要がある。教職員の理解が最も大切であることから、今後も継続的・発展的な学内 FD・SD の取り組みを通じて、ポリシーをより実質化していくことも求められる。

さらには、本学の理念を広く周知するための学内、学外の広報機能のさらなる充実も必要と考えられる。具体的には下記のような点を、広報課、入学センター、広報委員会とも

連携して、検討・改善していく必要がある。さらに、効果的で適切な広報のあり方についての勉強会、担当者の実務を通じた意見交換会の開催も考えられる。

(ホームページに掲載すべき内容など)

- ・ 広報の対象と目的をより明確化する。
- ・ 本学の理念・目的・教育目標に沿って実践されている特色あるゼミ活動や講義、在学生・卒業生の活躍、教員の研究紹介、部署・学科の取り組みなどの紹介を効果的に行い、充実を図る。
- ・ 本学の特徴が、職業に役立つ資格の取得ができる大学であることについて再確認し、ステークホルダーとの双方向型の広報を充実させる。
- ・ 未公開の学生サポート（実習支援など）についても充実させる。
- ・ 「この大学にすれば、こんな将来が望める」「この大学にすれば、こんなサービス・環境のなかで学生生活を送れる」ということがイメージできる、簡潔かつビジュアル的に訴えられるホームページやコンテンツづくりを行う。その際、部署・学科と広報課・入学センターとの連絡調整をより密に行うよう留意する。
- ・ 上記紹介の際に、上品に本学の理念・目的との関連などをとりあげつつ、メッセージをより明確化する。
- ・ 現状の本学ホームページのトップページの構成・デザインのリニューアルを再検討する。

(利用すべきメディア)

- ・ 現状の PC・スマホに対応した本学ホームページでの紹介以外に、一部部署で利用している SNS の効果的な利用を検討する（本学ホームページへ誘導するなど）。
- ・ 学内（教職員、学生）に対する、メールなどによる適切な誘導策、情報提供のあり方を検討する。

※今ある内部発信向けツール（学内ポータルサイト、メール）を最大限に利用する。

- ・ 大きなニュースはマスコミへの適切なプレスリリースにより、本学の知名度を高める。
- ・ 教員の専門分野を紹介したパンフレットを作成し、メディアに配付するなど、露出機会を増やしていく。
- ・ 冊子類・印刷物の種類や掲載内容、QR コードなどの利用によるホームページとの連動を検討する。

(適切な効果測定とフィードバック)

- ・ ホームページの効果測定と、担当部署へのフィードバックをより積極的に行う。
- ・ 本学の理念・目的を理解していただいた志願者の実人数の増加・入学者の増加に資するために、適切な指標を通じた効果測定とフィードバックを行う。

(広報担当者の再検討)

- ・ 大学の方針等、学内伝達事項は総務部が責任をもって行うことを検討する。
- ・ 主催イベント、関連イベントなどの学内情報の共有化を迅速かつ円滑に行うことがで

きるシステムを構築する。

(正確で適切な情報公開)

- ・ 不適切・不正確・わかりにくく誤解を招く情報提供を防ぐ。
- ・ 多様な事実や意見を拾い出し、一面的な広報を行わない体制を整える。
- ・ 文部科学省などから求められている情報公開項目を学内で共有するとともに、適切なデータベースを IR センターなどで一元管理する体制を構築する。

4. 全体のまとめ

本学の建学の精神及び教育目的は適切に設定されており、それをもとに学部・研究科の目的も設定されている。本学に興味・関心を抱いている高校生、保護者等のステークホルダーへの周知は進んできている。ただし、これまで、本学の特色や優れた点が必ずしも十分にステークホルダーに届けられていない。

本学のホームページについては、志願者や学生、保護者にわかりやすく閲覧、検索できるように、デザインやコンテンツの工夫を行う必要がある。

また、本学の教育、研究および社会貢献における取組を適時適切マスコミや教育関係者、ステークホルダーに伝わるような学内の仕組みを検討する必要がある。

社会ならびに高校生をはじめ入学希望者への広報活動の強化を具体的に考え、本学の理念・目的を理解していただいた志願者・入学者の増加を実現する必要がある。

事業計画・中期計画や 3 ポリシーのさらなる実質化が求められている。

第2章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証にかかわる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

(内部質保証に関する大学の基本的な考え方)

本学における内部質保証の考え方は、「内部質保証の方針」として大学ホームページに公開されている（※1）。すなわち、内部質保証は「本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向け、内部質保証のポリシーを定め、教育、研究、社会貢献、大学経営を含むすべての諸活動において、恒常的に自己点検・評価を行い、その結果をもとに改善・改革に努め、自らの責任で、本学の教育の質を保証し向上させ、社会の信頼を強固なものにする。また、すべての構成員が組織的に取り組むとともに、関連する情報資源を積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たす」ことを目的としている（※1 1.内部質保証の目的）。

このため、全学的な自己点検評価推進体制（PDCA サイクル）を整備し、教育研究組織（学部学科・研究科・研究所）および事務組織等すべての部局が、自主的かつ自律的に点検・評価および改善・改革を行い、その活動の活性化・実質化を促すため、以下の内部質保証ポリシーを定め、実行している。

(1) 内部質保証を掌る組織・責任体制

本学は、全学の方針を定め、関連諸規程の整備等を通じ内部質保証システムの体系化を図り、責任体制を明確にするとともに、質保証に向け組織間の連携を強化する。

(2) 点検・評価の活用と改善・改革の実施（PDCA サイクル）

本学は、教育目標や組織目標の具現化に向け、それらの目標の達成状況及び課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し実行する。また、教職員は、自己点検・評価活動の実施において、責任ある行動と態度で臨み、それぞれの職務に取り組む。

(3) データ収集及び活用に係る基盤整備

本学は、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集、蓄積し、分析を行い、その結果を利用し、学内各組織が効果的・効率的に自己点検・評価及び改善・改革を実施できるよう情報基盤を整備し、自己点検・評価に資する評価指標の開発を行う。

(4) 点検・評価結果の分析及びその活用

本学は、自己点検・評価の結果について、認証評価団体による評価に加え、客観性及び公平性を担保するため定期的に外部評価を行い、改善すべき事項を明確にし、その実施を部局や委員会組織に求め、必要な施策を検討する。

(5) 教育情報等の学内外への情報公開

本学は、自己点検・評価、改善・改革に関する情報、及び本学の教育研究活動等に関する正確な情報を定期的に、刊行物やホームページ等を通じてステークホルダーに積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たす。

(※1) 「内部質保証の方針」 https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html

(内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織・全学内部質保証推進組織の権限と役割)

学長を委員長とする内部質保証委員会が、内部質保証の責任を負っている。学科、研究科、事務部署が行う自己点検・評価の報告、および IR センターが提示する各種データを検証の基礎材料とし、これらのとりまとめと推進の進行役を企画部が行っている。

なお、内部質保証委員会の活動をより実質的に進める趣旨で、5つの内部質保証小委員会も開催されている。

(当該組織と内部質保証にかかわる学部・研究科その他の組織との役割分担)

内部質保証委員会の活動をより実質的に行う趣旨で、4つの学部、大学院研究科、事務部署レベルの5つの内部質保証小委員会が設置されている。各学部・学科、各部署のそれぞれで行われた自己点検評価の取り組みは、まずこの小委員会で報告され、確認・審議の後、内部質保証委員会に諮られる。

また、令和元年度までは、内部監査（主に業務監査）においても、学科、研究科、事務部署の内部質保証の進め方について監査の項目とされ、改善事項があれば進めるよう促していた。なお、内部監査（業務監査）は令和2年度より、コンプライアンスの遵守などに重きがおかれるように変更される予定である。

(教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針：PDCAサイクルの運用プロセスなど)

「内部質保証の方針」のもと、平成27年度に「内部質保証ポリシー」「内部質保証規程」「内部質保証委員会規程」が制定され、それらに基づいて運用されている。また、運用の実務は、「内部質保証システム 実施マニュアル」に基づいて行われている。

具体的なプロセスは、各学部・学科、研究科専攻、各事務部署は、毎年、①当該年度の目標等立案の報告、②進捗状況の中間報告、③年度末の最終報告を行い、それらを各内部質保証小委員会で確認・審議の後、内部質保証委員会に諮る。同委員会では、長所や改善点の指摘が行われ、それらの結果を踏まえて、長所を伸ばし改善すべき点を実務レベルで実行するよう、各学部・学科、大学院研究科、各事務部署に通達される。学科、研究科、事務部署が単独で実施できないような場合は、「内部質保証点検報告書」の提出などにより全学的な対応を提案できるようになっている。これらの履行状況は、内部質保証委員会の責任において確認し、必要な指摘を行うことができる。

(2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

全学内部質保証を掌る組織は、内部質保証委員会である。内部質保証委員会の下部委員会として、各研究科単位、各学部単位、事務部門の内部質保証小委員会があり、各学部、各研究科、各部署単位に PDCA のサイクルが実行できるようにしている。

また、内部質保証委員会・小委員会の活動の統括は、学長・副学長である。また、事務統括・支援のため、企画部が組織として対応している。

内部質保証委員会は部署・学部の長などで構成され、小委員会は、学科長や部署の課長クラスで組織されており、責任をもって対応できる体制は有する。また、部署・学科の長など一部の者だけで取り組むのではなく、部署・学科の目標は部署・学科内メンバーで共有し、そのうえで担当を決めて改善を実行するように促している。

(3) 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定)

本学の建学の精神である「行学一如」と、教育の理念である「自利・利他円満」に則り、広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献できる人材育成を達成するために、各研究科、学部において「3つの方針」を策定している。

「3つの方針」は、平成28年に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布され、「3つの方針」の策定と公表が義務化されたことを受け、それ以前からのものを見直しを図り、現在に至っている。

(方針及び手続に従った内部質保証活動の実施)

先述のとおり、「内部質保証の方針」のもと、平成27年度に「内部質保証ポリシー」「内部質保証規程」「内部質保証委員会規程」が制定され、それらに基づいて内部質保証が行われている。また、運用プロセスの実務は、「内部質保証システム 実施マニュアル」に基づいて行われている。

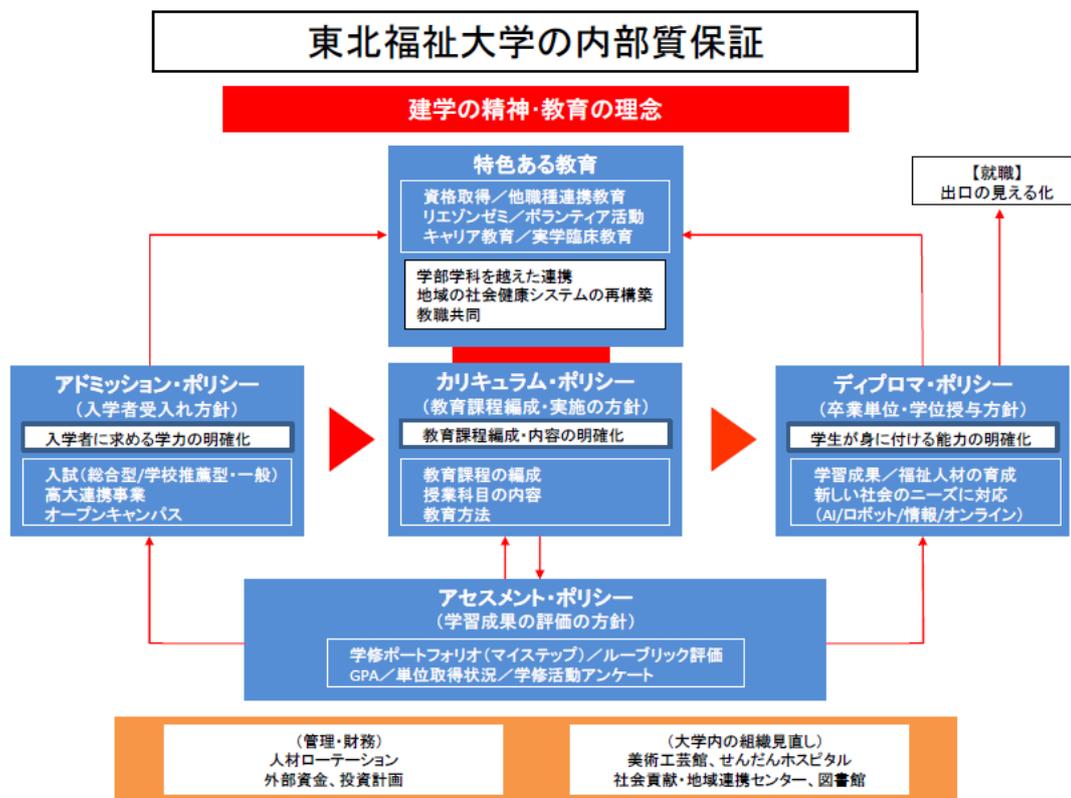
「内部質保証システム 実施マニュアル」は、内部質保証、自己点検・評価の実質化のために内部質保証委員会で審議のうえ、毎年のように改訂されている。

(全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み)

平成27年度から構築、実施された内部質保証システムは、学長を委員長とする内部質保証委員会を全学内部質保証推進組織として、すべての学部学科・研究科・事務部署が参画して、自己点検・評価を実施し、目標設定により課題を改善していくサイクルが組み込まれている(【自己点検・評価シート様式1】)。

学校教育法や大学設置基準、学校教育法施行規則等の各種法令等に定められている基準を満たしていることの点検・評価(【自己点検・評価シート様式2】)、および各種方針や手続に基づいた目標設定や実行についての自己点検・評価(【自己点検・評価シート様式3】)も行っている。

課題のある現状や改善実行の成果は、適切な根拠データ(数値・言語)で検証される必要がある。本学におけるIR活動は、主にIRセンターが担当し、教育および経営の情報の調査・分析を行っている。認証評価、自己点検評価、そのほかの評価に必要なデータを収集し、分析も業務の一つとして捉えているため、内部質保証のシステムを展開する上で、重要な役割を果たしている。



(行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応)

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査、認証評価の指摘事項等）等に対しては、内部質保証委員会が中心となり、努力課題や改善に向け、指摘された研究科、学部等と連携共有し、自己点検・評価シート等の目標の設定、令和 2 年度からは中期計画・事業計画へも記載し、指摘事項を意識し、改善を促進している。

なお、令和 2 年度は第 2 期認証評価の指摘事項の改善報告を行う。

(学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施)

毎年少なくとも、年間 3 回、2 月頃の次年度目標等立案、9 月頃の間接報告、4 月頃の期末の報告の段階で、学科、研究科、事務部署の内部質保証、自己点検・評価報告を行う。それを内部質保証小委員会、内部質保証委員会で確認・審議・相互指摘を行う。その点検・評価結果に基づき、学科、研究科、事務部署が改善・向上を進めていく。

より具体的な内部質保証の体制は、建学の精神、ならびに教育の理念・各学部・研究科で定めている教育上の目的、教育目標および各種方針の実現に向け、内部質保証のポリシーを定め、PDCA サイクルによる自己点検・評価を毎年実施し、その結果をいかしながら、改善・改革を継続的に可能にする自律的なシステム【内部質保証システム】を整備している（下記参照）。

- ① 毎年度末、前年度の実施結果、当該年度の業務を想定し、本学の事業計画、各種方針および3ポリシーに沿った目標を設定する(P)。
- ② 目標達成に向け実行する(D)。
- ③ 自己点検・評価を行い、点検・評価結果の分析をする(C)。
- ④ ③の分析をもとに、改善策を考える(A)。
- ⑤ ④の改善策をもとに、改善計画を作成する(P)。
- ⑥ 改善計画の達成に向け改善策を実施する(D)。
- ⑦ 改善報告書を作成し、上部組織に報告。上部組織が報告内容を確認(C)。
- ⑧ 上部組織から改善のためのフィードバックを受け、次年度の目標に反映する(A)。

①～⑧をPDCAサイクルの1クールとして、質保証・質向上に向け恒常的にPDCAサイクルを実施している。その自己点検・評価の際、規準として使用する資料として、大学基準協会が発刊している「大学評価ハンドブック」の評価の視点や、大学独自で作成した大学設置基準や学校教育法、入学者選抜実施要項を基準の適用要件の参考資料とし、各研究科、学部等で上記PDCAを展開する際に活用している。

また、平成27年度以降は毎年、自己点検・評価報告書を取りまとめ公開している。平成27年度、平成28年度、令和元年度には外部評価を行い、さらに、7年ごとに機関別認証評価(大学基準協会)を受審し、それらすべての点検・評価の結果は、本学の質保証・質向上のために活用している。

(学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施)

点検・評価結果に基づく平成30年度・令和元年度までの各研究科・各学部(学科含)・各部署による自己点検・評価シート(様式4)やアンケートなどをもとに記載した目標設定及び改善・向上の主な内容は下記の通りである。

下記のような改善がなされていることにより内部質保証システムが有効に機能しているといえるが、「課題・問題の分析」「目標」「具体的方策」をしっかりと検討し、計画的に改善を進め、課題解決・目標達成の度合いが適切な根拠(数値・言語データ)で把握・検証される必要がある。

● 内部質保証システム

〔課題〕 内部質保証・全学的な方針双方の理解について、部署・学科の温度差があった。

〔目標〕 内部質保証にあたっての部署・学科の目標設定について全学的な方針～大学の各種方針、教育方針(3ポリシー)、中期計画・事業計画～などとの関連・位置づけを記載いただき、内部質保証・全学的な方針双方への主体的な取り組みを進める。

〔改善・向上〕 令和2年度の目標設定にあたって、すべての部署・学科から上記方針との関連付けを明記していただいた。小委員会などのコメントで、内部質保証システム、大学の各種方針、教育方針（3ポリシー）、中期計画・事業計画への各部署・学科が自部署で取り組むべきものとしての理解を浸透することはできた。なお、今後の実行による根拠に基づいた効果測定はこれからの課題となる。

〔根拠〕 内部質保証小委員会議事録

- 総合マネジメント学部 情報福祉マネジメント学科

〔目標〕 退学や留年などの減少・防止のため、ゼミなどを通し学生の状況把握や指導、相談に努め、学科会議で情報共有しつつ教員が個々に対応するなど、学生が充実した学生生活を送ることができるように努めていく。

〔改善・向上〕 退学者数の推移は、平成28年度が18名、平成29年度が14名、平成30年度が15名、令和元年度が7名となっており、減少傾向にある。

また、令和元年度に実施した学科アンケートにおいて大学生生活に「少しでも満足している」と答えた2年生以上の学生は30年度の83%を維持した結果となったが、2、3年生においては「とても満足している」の割合が2年生23%（前年16%）、3年生26%（同18%）と年次進行とともに向上する傾向となっている。

〔根拠〕 学科アンケート

- 総合マネジメント学部 産業福祉マネジメント学科

〔課題〕 従来から行われている入学前レポートにおいて、質の低下がみられる。

〔目標〕 入学前レポートにおいて、小論文と感想(作文)の違い、論理的思考や論文構成、参考・引用のルールをしっかりと指導していく。

〔改善・向上〕 平成30年度以前に比し、内容は充実し、適切な表記・論理的な構成によるレポート作成がなされた。

〔根拠〕 入学前レポート

- 教育学部 教育学科

〔目標〕 教員や学生に対する各種アンケートによって、本学部の教育課程が本学の理念や目的に沿ったものであり、それを踏まえた教育課程に沿った授業等であるかを追跡調査し、学科会議などで検討精査した上で改善を図る。

〔改善・向上〕 アンケートや聞き取り調査などに学生の教育課程についての理解やニーズを把握し、学科会議の協議の上、令和2年度からの2年生のゼミの定員を12名以内に削減して、適正規模のゼミの授業を行うことに改善する。

- 健康科学部 保健看護学科

〔目標〕 看護職者の教育に必要な教員編成方針の作成検討を令和元年3月までに行い、同12月末までに作成、新カリキュラム（定員が10名増）の3年次生が3年次実習時に指導が滞りなく実施できる体制を整える。

〔改善・向上〕 基礎看護学実習Ⅰを2クール行うことにより、領域実習をその同時期に行うことが可能となった。課題としては、これ以上学生数が増えると領域実習でグループが組めなくなる恐れがあるため、実習病院と実習担当教員の確保が必要である。令和2年度の臨地実習においては、非常勤講師2名の協力を得ることになった。

- 健康科学部 リハビリテーション学科

〔課題〕 学業不振による退学者および転学部者が他学科より多い現状にあった。

〔目標〕 4年間の学びとしてのカリキュラムポリシーやディプロマポリシーの説明を通し、初年度での学びがどう進むかを理解させ、1、2年次の退学者および転学部・転学科などの進路変更をする学生を1割未満とする。

〔改善・向上〕 新入生ガイダンスの充実や個別の相談にも対応し、よい履修登録対応ができた。学科のポリシーなどもガイダンスをはじめ随所で説明を行った。その結果、1、2年次の退学者および転学部・転学科などの進路変更をする学生を1割未満に減少することができた。

- 管財部 管財課

〔目標〕 教育環境整備～各校地の施設・設備の維持管理に努め、教育研究の環境を整備する。平成31年4月末を目途にH-2館に新たに看護多目的実習室を設置する。また、福祉心理研究室をより広い部屋に移動するとともに、必要な研究室の備品を更新する。

〔改善・向上〕 上記は実行された。引き続き、実習室・研究室・教育・研究施設・運動施設の整備に努め、教育研究の環境が整備されつつある。

- 教務部 教務課

〔課題〕 平成30年度の入学時アンケートで、履修ガイダンスがわかりにくいという指摘が非常に多く寄せられた（自由記述）。

〔目標〕 令和元年度の履修指導・相談に対する不満を減らす。

〔改善・向上〕 令和元年度に導入した履修指導・履修相談体制の改善により、学生アンケートで平成30年度から令和元年度の履修指導・相談に対する不満の記載は約半減し、好意的な自由記述が多く寄せられた。明確なデータをもとに改善・向上の適切性、有効性が確認できたケースである。今後さらなる改善が求められる。

- 総合福祉学部（通信教育部）・通信教育事務部

〔課題〕 通学課程に比して、中退率が高く卒業率が低い現状にあった。

〔目標〕 中退者と継続者の単位修得数の比較により、中退の原因のひとつに、入学後に大学教育、通信教育の学修方法になじめず、レポート提出が進まず学修遅滞により退学していく群がいることが明確になった。そのため、新入生に対する学修指導・支援のあり方を検討改善し、レポート提出数、修得単位数を上げ、改善した。

〔改善・向上〕 入学後8カ月のレポート提出数、修得単位数が3年間毎年向上した。レポート未提出者、単位未修得者の割合が減少した。また、中退率も目標の毎年0.5%減には届かなかったが0.4%ずつ減少した。

入学1年目に学習が進んだ方は退学せず卒業まで成就する傾向が高い。多くの新入生が学習を順調に進められるように地道な取り組みの継続が必要である。ただし、これらの結果も、改善の取り組みを行った効果なのかという因果関係の特定は非常に難しい現状にある。

〔根拠〕 下表

表 入学者年度別初年度4～11月単位修得状況

	平均修得単位数	単位未修得者数	未修得者の割合	合計
2016年度入学者	7.6単位	130人	30.4%	428人
2017年度入学者	8.4単位	88人	26.4%	333人
2018年度入学者	8.8単位	62人	19.9%	311人

- 教育・教職センター特別支援教育研究室

〔目標〕 発達障害児とその家族への指導・支援を行う。令和元年度も引き続き、発達障害児とその保護者への指導・支援と、保護者と支援関係者向けに発達障害講座を開催していく。それぞれ、5%の利用者増加をめざす。

〔改善・向上〕 令和元年度に、支援した発達障害児の延べ人数は690名だった。保護者や学校の教員、支援関係者等対象の発達障がい講座は、第1回では受講者90名、第2回目では受講者62名、第3回目は受講者数54名で、昨年度の受講者数を比較するとすべての回において20%以上増加した。

- 学生生活支援センター 障がい学生支援室

〔目標〕 例年、支援学生団体「障がい学生サポートチーム」による聴覚障がい者のためのパソコンノートテイクを実施している。令和元年度は団体部員のパソコンノートテイク可能な割合50%をめざす。

〔改善・向上〕 パソコンノートテイクの可能割合は87%（チームメンバー78名中68名）となり、予想以上の数値で目標を達成することができた。

- キャリアセンター

〔目標〕 ゼミ単位(小集団)で行う出前型出張ガイダンスを案内し、適切な就職支援に結びつける。平成 30 年度は 14 回実施していることから令和元年度は 2 割増の 17 回を目標とする。

〔改善・向上〕 情報福祉マネジメント学科主催キャリアセミナーへの出張ガイダンス依頼が参加者数の伸びにつながり、目標を上回る 18 回の開催となった。

- 社会貢献・地域連携センター 地域共創推進室

〔目標〕 地域が抱える諸課題の解決に向けた持続的な地域連携による地域の活性化を図るため、青葉区・本学・国見地区連合町内会による三者協定を締結し、主として国見地区を中心とした地域共創活動（まごのて活動）を行ってきた。今後は包括的に活動の視野を広げていきながら、国見地区以外の青葉区、仙台市へと活動の展開を模索していく。

〔改善・向上〕 平成 30 年度に行われ招待、発表の機会を得た「青葉区管内町内会会員研修会」において、本学の地域共創活動、とくにまごのて活動への称賛と問い合わせが数件寄せられた。このことは、これまで知られていなかった地域への認知度が上がったことを意味しており、学生のモチベーションの向上に繋がっている。学生自身も主体的な活動に意義を見出している。一方、隣接する地域への活動の可能性は高い反面、交通（移動）手段が限定される学生の場合、実施可能な地域も限定せざるを得ない現実も見えてきている。

- 芹沢銈介美術工芸館

〔目標〕 大学博物館及び博物館相当施設として、企画展・常設展の展覧会事業と講習会・ワークショップ等による教育普及活動の充実をはかる。

〔改善・向上〕 令和元年度の展覧会利用者状況は、東口キャンパスでは年間 196 日の開催で合計 5,858（有料 3,732）名、1 日平均者数は 29.9（有料 19.0）名となった。国見キャンパスは、学内向けの展示を前・後期合わせて 121 日間開館し、学生・教職員の利用者数は合計 3,543 名。東口と国見の合計利用者数は、9,401 名であった。

国見キャンパスにおける平成 29 年度利用状況（東口キャンパス移転前）は、205 日間で 9,648（有料 2,307）名、1 日平均 47.1（有料 11.3）名。平成 30 年度（東口キャンパス移転 1 年目）は 77 日間で 5,789（有料 1,303）名、1 日平均 75.2（16.9）名であった。東口移転や新型コロナウイルスの影響もあり、純粋な比較はできないが、令和元年度の東口キャンパスにおける有料入館者数は、平成 29・30 年度の国見キャンパスでの有料入館者数に比べ、ある程度増加していることになる。

しかし、国見キャンパスがメインキャンパスであるために学生の利用は減少しており、感性教育の観点に関しては懸念がある。事実、無料入館者数のうち、本学学生・教職員による1日平均利用数を見ると、東口の平成30・令和元年度はともに1.6名である。国見では平成30年度33.7名、令和元年度21.6名であったことから、東口における学生の利用が極端に少なくなったことがわかる。さらに、東口キャンパスは博物館展示施設としての機能が十分でないために保管管理が難しいこと、収蔵庫が離れているために必要な作品調査等が不便になったこと、作品の輸送料の増加等を理由に、本拠地を国見キャンパスに再移転することとなった。今後の仙台駅東口キャンパスの活用方法については、サテライトとして年1回程度展覧会を実施する方向で検討中であるが、今後も美術館運営委員会で議論を続けていく。

(点検・評価における客観性、妥当性の確保)

点検・評価における適切な根拠(資料、情報)に基づく客観性、妥当性の確保は、(5)で後述する。

本学では、自己点検・評価の結果について、認証評価団体による評価に加え、客観性および公平性を担保するため定期的に外部評価を行い、改善すべき事項を明確にし、その実施を部局や委員会組織に求め、必要な施策を検討している。

外部評価に関しては、内部質保証システム実施マニュアルに基づき平成27年度、平成28年度、令和元年度に実施し、その結果を大学のホームページで公表している。

内部質保証、自己点検・評価報告について、毎年、監事の監査も受けて指摘を改善し、理事会からの意見聴取なども行い、改善を進めている。

(4) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学の自己点検・評価に関しては、内部質保証組織、内部質保証ポリシー、内部質保証規程、内部質保証システム実施マニュアル等に基づき、内部質保証委員会が中心となり平成27年度以降毎年実施している。平成27年度以降毎年の「自己点検・評価報告書」、および平成29年度に実施した大学基準協会による認証評価の結果は、大学ホームページで掲示している。また平成27年度、平成28年度、令和元年度に外部評価委員会が実施した「外部評価報告書」も大学ホームページに公表し社会への説明責任を果たしている。

以上のように、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況などの情報公開については、情報公開規程、情報公開規程施行細則、情報公開委員会規程に沿って適切に行われており、総務部広報課において、内容を確認して、毎年、公開情報（ホームページ）を更新している。

(ア) 教育研究上の目的および3つの方針

全学、学部・学科ごと、研究科ごとにホームページで公開している。

トップ>教育方針 <https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>

(イ) 学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）

機関レベル、教育課程レベル、科目レベルでポリシーを定めるとともに、アセスメントの仕組みの概要をホームページで公開している。

トップ>大学について>学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）

https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/assessment_policy.html

(ウ) 授業科目、授業の方法・内容、年間授業計画、評価方法等

シラバスをデータベース化して学内ポータルに公表し、科目名や教員名等で検索できるようにしている。

(エ) 教育研究環境に関する情報

キャンパス概要（校地・校舎、運動施設、図書館、ラーニングコモンズ、交通手段）、課外活動の状況、健康管理施設（附属病院）等をホームページに掲載している。

トップ>アクセス <https://www.tfu.ac.jp/access/index.html>

トップ>課外活動 https://www.tfu.ac.jp/campus_life/index.html

トップ>施設利用 <https://www.tfu.ac.jp/facilities.html>

(オ) 学生支援に関する情報

奨学金制度、履修支援、学修支援、ボランティア活動等をホームページで公開している。

トップ>学部・大学院>学生生活サポート

https://www.tfu.ac.jp/education/student_support.html

トップ>在学生の方へ>経済支援（授業料減免・奨学金等）

https://www.tfu.ac.jp/students/financial_support.html

トップ>在学生の方へ>履修支援

https://www.tfu.ac.jp/students/completion_support.html

トップ>在学生の方へ>学修支援

https://www.tfu.ac.jp/students/learning_support.html

トップ>施設利用>ボランティア支援課

<https://www.tfu.ac.jp/facilities/volunt/index.html>

(カ) 就職支援に関する情報

キャリアデザイン、就職活動支援、就職状況、卒業後の支援等をホームページで公開している。

トップ>進路・就職 <https://www.tfu.ac.jp/career/index.html>

(キ) 財務情報

計算書、財務の概要、事業報告書をホームページで公開している。

トップ>大学について>情報公開 <https://www.tfu.ac.jp/aboutus/finance.html>

(5) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

(全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価)

内部質保証システムそのものの適切性、有効性も、内部質保証小委員会・委員会により、自己点検・評価される。

その内部質保証の活動は、部科長会議、経営戦略会議などで点検・評価される。さらに、自己点検・評価報告書を通じて、監事の監査を受け、さらに理事会の意見聴取を行った上で、公表される。

(点検・評価結果に基づく改善・向上)

内部質保証のあり方は、本章(3)でもあげたように毎年点検され、改善されてきており、それは毎年のように内部質保証マニュアルを改訂していることにも現れている。それにより、内部質保証、自己点検・評価がより実質的なものになり、本章(3)でもあげたような改善・向上の成果をあげている。

令和元年度も、内部質保証小委員会、委員会で内部質保証のあり方について、意見交換がなされた。その一端は下記「適切な根拠の使用」で述べられるような内容である。

次項でも述べられるが監事の監査でも、目標達成度合が明確になるような「適切な根拠」が求められた。たとえば課題（例：大学院の定員割れ）について原因分析を行い、現状の対策が効果的かを適切な根拠をもとに検証してほしい、さらに現状適切に行われているもの（例：学部の入学者の倍率・定員確保、就職率）についても、教育や出口支援の方向性やコンセプトを明確にし、うまくいっている理由などを適切な根拠をもとに検証しておくことが、今後のためになるのではないかという指摘を受けている。

そのため、令和2(2020)年度以降の内部質保証にあたっては、下記に述べる「点検・

評価における適切な根拠（資料、情報）の使用」がひとつの改革課題となる。

（点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用）

点検・評価において IR センターや部署・学科が把握した根拠に基づいて行われている。しかし、現在、点検・評価結果に基づく改善・向上の適切性、有効性の効果測定などが、すべてにおいて、適切なデータとエビデンスに基づいて充分に行われているとは言いがたいため、改善していく必要がある。

この点は、監事の監査でも下記のような指摘を受けた。

- ・全体に、数値目標をもっと盛り込んでほしい。何が改善されたのか、目標の達成度合がわからないため、明確になるようにしてほしい。
- ・諸課題について、原因分析を行い、現状の対策が効果的かを検証してほしい。現状では、どのような手を打とうとしているのかが見えてこないものがある。

また、内部質保証委員会でも議論されたが、今後、自己点検・評価による改善の効果や教育効果・学修成果の適切な根拠（資料、情報）の使用については、下記のような点について留意して行われる必要がある。

- ・何を実行したのかを明確にする。
- ・毎年同じ目標が達成できていない場合はその原因を適切な根拠に基づいて明確にし、対応策をたてる。
- ・効果・結果の測定・把握・記述にあたっては、数値データによるもの／言語データによるものに分けて測定・把握の指標を明確にする。
- ・数値・データの利用にあたって、本来の目的や趣旨に合った指標かを常に問い直す。

以上のようなことを確認しながら、現状の課題の抽出においても、改善・実行の効果測定においても、適切な根拠（資料、情報）の使用をより進めていく。

2. 長所・特色

本学の内部質保証では、内部質保証委員会が中心となり、毎年の目標設定、中間報告、最終報告として学内に共有している。また、目標設定から改善の実行や基準の検証などについて、多くの部署・学科が自発的に構成員で共有・分担して取り組む機運もかなり醸成されてきている。その検証結果においては、この自己・点検評価報告書として最終的に学内・学外へ公表している。

3. 問題点

上述のとおり、内部質保証システムは、計画的、実質的に機能している。

しかし、目標設定や自己評価については、学部・学科や部署間でばらつきがあり、「内部質保証」への共通認識・理解がまだ不十分な面がある。内部質保証、自己点検・評価報告

の趣旨は、あくまでも部署・学科自身が長所を伸ばし課題を改善するために行うことであることは確認し続けていく必要がある。さらに、今後は、内部質保証の概要や目的、目標設定の適切なあり方、基準の検証などのあり方等を周知していき、それを踏まえ、内部質保証実施マニュアル、様式の見直し等も、取り組んでいく必要がある。

また、点検・評価において、改善・向上の適切性、有効性の効果測定などが、すべてにおいて、適切な根拠などに基づいて充分に行われているとは言いがたい。今後は、学内各組織が効果的・効率的に自己点検・評価および改善・改革の効果検証を実施できるよう IR センターと部署学科が連携して適切な情報基盤を整備し、必要な情報の共有を図る必要がある。点検・評価、効果測定に役立つ評価指標の開発を進めていく必要がある。

「内部質保証」の実質化には、全学的な理解、協力体制が必要なため、FD・SD で「内部質保証」にかかわるテーマを行っていくことも必要である。

また、内部質保証、自己点検・評価報告や IR 活動の意義を教職員に浸透させるには、部署・学科や自身のエゴを超えたレベルで、ひとりひとりの教職員や学生がもつ大学や教育研究をよくしたいという思いやアイデアを、提案・検討・フィードバック・実行のプロセスを経て適切にボトムアップし、執行部の適切なガバナンスのもとで、内部質保証システムを通じて改善・実行がなされていくことが最も大切である。

内部質保証による成功体験を、多くの教職員や学生が味わうことが、内部質保証の意義を浸透させることができる最も有効な方法と考えられる。

4. 全体のまとめ

本学では、建学の精神、教育の理念、各学部・研究科で定めている教育上の目的、教育目標、3つのポリシー、各種方針の実現に向け、内部質保証のポリシーを定め、PDCA サイクルによる自己点検・評価を行い、その結果をいかしながら、改善・改革を継続的に可能にする自律的なシステム（内部質保証システム）を整備している。

また、内部質保証委員会を中心に外部評価および、大学基準協会による大学に対する大学評価結果、加盟判定結果も掲載し、学内、学外などのステークホルダーに対する説明責任を果たしている。

教職員・学生を主体に、外部関係者をまじえて、大学全体での内部質保証、自己点検・評価をより実質的に進め、学長の適切なリーダーシップのもと、さらに教職員が生き生きと働き、学生も生き生きと学び成長する大学づくりを行っていく必要がある。

第3章 教育研究組織

1. 現状説明

(1) 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

（学部学科設置の変遷と理念・目的との適合性）

東北福祉大学は、明治8年に設立された曹洞宗専門学支校に始まる。戦後、昭和33年には東北福祉短期大学を設置し、昭和37年には東北福祉大学社会福祉学部として設置認可を受け、今日に至る発展の基礎を築いた。

本学は、「行学一如」という建学の精神と「自利・利他円満」という教育の理念に基づき、学則第1条に目的と使命として「東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする」と掲げ、また、大学院学則第1条では「建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的」としている。

この理念・目的のもと、近年は「教育研究組織の編成方針」(※1)などもふまえながら、理論と実践との融合を図り社会へ貢献しうる人材養成と教育・研究のために、これまで下記のように学部・研究科組織について変遷を積み重ねてきた。

(※1) トップ>大学について>各種方針「教育研究組織の編成方針」

https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html

上述のとおり昭和37年に「社会福祉学部社会福祉学科」の設置認可後、昭和40年には「産業福祉学科」、昭和46年には「社会教育学科」、昭和49年には「福祉心理学科」の開校認可をそれぞれ受け、さらに、昭和51年には「社会福祉学専攻修士課程」の大学院設置が認可され、社会福祉学にかかわる理論と実践の総合的教育・研究に取り組む高等教育機関として、その社会的使命と役割を担ってきた。

また、IT化が進む社会的要請のなか情報化の遅れが指摘されていた社会福祉分野に、福

社の知識と高度な情報技術をもった人材供給を目的に、平成 12 年には「情報福祉学科」を設置し、同時に広い視野に立って教育・研究に取り組む姿勢を確認する意味から、学部名称を「社会福祉学部」から「総合福祉学部」へと変更した。

平成 14 年には、大学院組織を「大学院総合福祉学研究科」へと名称を変更するとともに、従前の「社会福祉学専攻修士課程」に加えて「社会福祉学専攻博士課程」、「福祉心理学専攻修士課程」を新たに設置した。また、同年に、「社会福祉」・「社会教育」・「福祉心理」の 3 学科の通信教育部を設置するとともに、「総合福祉学研究科」に通信制大学院「社会福祉学専攻」「福祉心理学専攻」修士課程を設け、学士・修士が取得できる正規の課程としてのリカレント教育の機会を拡充した。

さらに、乳幼児期から老年期までのライフサイクルを対象として研究・教育する「総合福祉学部」に対して、乳幼児期から少年期に至る成長過程の「保育・教育」を特に研究する「子ども科学部子ども教育学科」を平成 18 年に増設するとともに、福祉を基本として保健・医療の融合をめざした看護実践を担うことができる人材を育成することを目的とした健康科学部「保健看護学科」を設置した。

その後、福祉社会の実現のためにも基本的運動機能や応用的動作能力の回復とともに、生活習慣病の予防にかかわるヘルスケアを担うことができる人材を養成する目的から、平成 20 年には健康科学部内に「リハビリテーション学科」（作業療法学専攻、理学療法学専攻）および「医療経営管理学科」を増設し、同年には国際化、情報化が一層高度化するなかでの確に対応できる人材養成を行うために、総合福祉学部の「産業福祉学科」および「情報福祉学科」を総合マネジメント学部「産業福祉マネジメント学科」と「情報福祉マネジメント学科」へと改組・再編した。

そして、平成 27 年から、より高度な知識と技能を身に付け、さまざまな教育課題の解決に貢献できる教育者を育成するために、「社会教育学科」と「子ども教育学科」を統合・再編し「教育学部教育学科」（初等教育専攻・中等教育専攻）および「大学院教育学研究科教育学専攻修士課程」を設置するとともに、少子高齢化はもとよりコミュニティの崩壊、東日本大震災後の復興などの地域課題に対して、行政的視点から主体的に対応、行動できる人材を養成するために総合福祉学部内において「福祉行政学科」を設置した。

現在、4 学部 9 学科体制、大学院 2 研究科となり、基本的教育研究組織は、学部・学科制（教育研究一体型）を採用している。学士課程と大学院について一貫教育という考え方は、大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻（公認心理師養成の課程）以外はとっていない。

本学の対人理解・支援を主とする学部学科組織、リカレント教育を担う通信教育部のいずれも、社会的要請に応えたものとなっている。また、外国語教育担当以外に、総合福祉学部、総合マネジメント学部では、国際福祉教育・研究・実践や、海外インターンシップ教育も行っている他、すべての学部の教育・研究において、日本のおかれた国際的環境、諸外国の歴史や現状をふまえて行われている。

(附置研究所、センター等設置の変遷と理念・目的との適合性)

学部・学科等の組織とは別に、芹沢銈介美術工芸館、せんだんホスピタル、感性福祉研究所、音楽堂「けやきホール」、社会貢献・地域連携センター、国際交流センターなどを設置している。

芹沢銈介美術工芸館は、重要無形文化財（人間国宝）であった芹沢銈介自身の作品と収集品を展示することによって、学生や教職員が優れた美術作品に身近に触れることで豊かな感性が育ち、その感性はやがて社会のさまざまな分野で役立てることができるものと期待される。

せんだんホスピタルは、地域医療機関（精神科・内科）としての理念・目的の実現とともに、学生の臨床実習教育および教員等の臨床研究に資するために置かれている。

感性福祉研究所は、21世紀の課題「知性と感性の調和」の視点に立ち、その調和に基づいた、豊かな福祉社会を築くことを目的とした研究を行っている（東日本大震災関連・社会的・職業能力育成関連など）。

社会貢献・地域連携センターは、生涯学習支援や地域連携（共創）、臨床心理相談、の取り組みの窓口として機能している（くわしくは9章）。

国際交流センターは、交換留学や短期研修プログラムの派遣・受入の実施、海外の研究機関との共同研究の支援機能をも有し、本学の学生、院生、教職員の国際的な活動を支援している。また、外国人との協働が進む介護現場に貢献すべく EPA 関連事業も行っている。

これらの附置研究所、センターは、学部・学科の教育・研究活動に深みを増し、社会的要請、留学生受け入れをはじめ大学を取り巻く国際的環境等にも配慮したものである。

(教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮)

学問の動向や社会の変化をふまえ、さまざまな新しい動きを取り入れている。たとえば、多職種連携教育（IPE）は、平成30年度から開始しており、令和元年度は、看護・リハビリテーション・福祉心理学科で行った。近年の人口知能（AI）技術の進展、ビッグデータの活用などの学問動向をふまえ、情報福祉マネジメント学科と他学科とのコラボレーションが構想段階である。また、地域の課題解決などへの貢献に、産業福祉マネジメント学科の役割も大きい。いずれも教育研究組織の変更には至らずとも、教育課程のあり方には取り入れられていく動きである。

大学院、総合福祉学研究科社会福祉学専攻においては、大学の理念を踏まえつつ、平成29年3月27日に発出された「社会福祉系大学院におけるカリキュラムと教育システムのガイドライン～福祉人材の生涯にわたるキャリア形成拠点としての役割の変化～」(日本社会福祉教育学校連盟：現・ソーシャルワーク教育学校連盟)を参考にしながら、大学院のあり方、教育課程のあり方を見直した。また、福祉心理学専攻においても教育課程に科目を追加するなどの変更を行った。いずれも、令和元年度の教育課程に反映させた(※2)。

(※2)「2019年度大学院便覧」、「通信制大学院ガイドブック（大学院総合福祉学研究科修

士課程)」

このように、本学は時代の要請に注視しつつ、「行学一如」「自利・利他円満」の理念の下、学則第1条に示された目的・使命の具現化のため、「教育研究組織の編成方針」をふまえ、必要な教育研究組織および体制の充実に努め、社会的要請に応じてきた。大学を取り巻く国際的環境等への配慮については、上述のように海外に目を向け、外国人との共生・協働社会に向けての教育研究も行われている。

以上のことから、学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切な編制となっている。

(2) 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

近年の動きとしては平成30年度「学部学科再編検討委員会」にて、今後の学部学科のあり方を検討した。ただし、平成30年より看護学科に助産師課程設置をしたことなど、マイナーチェンジにとどまった。令和元年度には中堅教職員により、18歳人口減少、産業構造の変化など外部の社会環境の変化やその予測などに基づいた、本学の短期・中期・長期的なあり方の検討や提案も行った。

定期的な検証については、内部質保証システムに基づき、学科はもとより学部および各教育研究組織において毎年「自己・点検評価」を行っている。そのなかでは、年度の目標に対する「現状」、「効果が上がっている事項」、「将来に向けた発展方策・課題への対応」の項目が設定され、具体的に改善・向上の取り組みが求められている（※3）。

このような方針の検証も含めた教育研究組織の適切性の定期的検証の取りまとめに関しては、内部質保証委員会で行っている。令和元年度の点検・評価に使用されているデータは、志願者・入学者の動向、卒業者の就職状況、学生満足度・成長実感、などである。

（※3）「【様式1】内部質保証 自己点検・評価シート」、「【様式2】内部質保証 基準検証評価表（自己点検・評価シート「2.基準の検証」）」、「【様式3】内部質保証 方針の検証開始年と検証間隔表（自己点検・評価「3.方針の検証」）」、「【様式4】自己点検・評価報告書」

また、組織の適切性を検証する別の取り組みとして、せんだんホスピタルについては、中期収支改善計画に基づいて改善を進めている。退院率の向上と入院患者数の一定数以上の確保、精神科入院患者の早期退院による社会参加の促進という理念と精神科医療における診療報酬制度の狭間で困難はあるが、今後も収支改善の努力を継続すべきである。

2. 長所・特色

本学の学部・研究科等の教育研究組織は、大学の建学の精神および教育理念そして本学の目的・使命に照らしかつ、編制方針に則り適切に設置されてきた。

ミクロではより深い対人理解・支援をめざして、マクロでは地域の健康福祉システムの再構築をめざしての教育・研究・社会貢献を継続していく教育研究組織を模索したい。また、内部質保証システムにより教育研究組織の適切性を検証している。

3. 問題点

通信教育部・通信制大学院について、教育研究組織は通学課程と一体である。一体がゆえの利点と欠点が指摘されているので、利点を残して欠点を解消していくことが求められる。

18歳人口減少、産業構造の変化など外部の社会環境の変化のキャッチやその予測、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（中教審答申）」、「教学マネジメント指針」、令和元年8月13日付文部科学省高等教育局通知で認められた「学部等連係課程実施基本組織」などの政策動向の趣旨をふまえ、将来構想の検討を進めていくことも課題といえる。

学内外の情報、データを互いにより適切に共有、活用し、情報、データ、エビデンスをもとに建設的に対話を積み重ねていく仕組みづくりも、今後より求められる。

学部・学科を超えた連携の強化、および、教員と職員の連携の強化（教職協働）は、問題点の解決の方向性として有効と考えられる。

4. 全体のまとめ

建学の精神「行学一如」のもと、対人理解・支援に関する研究をもとにした教育・人材育成・社会貢献を継続しながら、今後も、時代や社会からの要請に応じて、諸課題の解決ができる教育研究組織を模索していく。

第4章 教育課程・学習成果

1. 現状説明

(1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学の学位授与方針(Diploma Policy; 以下DP)は、学士課程においては、大学、学部、学科ごとに、大学院修士課程・博士課程においては、研究科、課程(博士・修士)、専攻ごとに定められている。通信教育部のDPは、通学課程と同じである。いずれも、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示しており、本学ホームページで一般公開している。(※1)

建学の精神「行学一如」のもとに身につけた学士力や専門知を社会や利用者・人びとのために還元していく大切さを伝えている点などで、入学者受け入れの方針(Admission Policy; 以下AP)、教育上の目的・目標、教育課程の編成・実施方針(Curriculum Policy; 以下CP)等との整合性・一貫性も認められる。

本学の学生および教職員は、学内ポータルサイト(UNIVERSAL PASSPORT: 以下UNIPA)でも学位授与方針を閲覧することができる。入学希望者向け、在籍学生向けの冊子での公表は、下表のとおりである。

対象	学部		大学院	
	通学課程	通信教育部	通学課程	通信制大学院
入学希望者	WithYou(大学案内)・募集要項	募集要項 入学案内	募集要項	募集要項
在籍学生	リエゾンゼミ・ナビ	学習の手引き	大学院便覧	ガイドブック

DPが学生に浸透するためには、周知の機会増とともに、その趣旨・必要性を学生に実感として理解してもらうための方策も検討されている。一部学科では、先輩の話を聞き、自分なりの卒業時のゴールをイメージさせ、学びの意味を実感させる取り組みが始まっている。教員自身が担当科目の目的・到達目標とDPとの関連を考え、わかりやすく咀嚼したうえで学生に伝える大切さも確認された。令和3年度からの、学生・教職員へのさらなる周知方法は検討されている。また、在籍学生にわかりやすく表現する工夫も検討課題である(入学希望者には、わかりやすい表現でDPを示している)。

大学院においては、一部で当該学位にふさわしい学習成果の具体的な記述が不足している専攻もあるため、令和2年度以降の課題となっている。

なお、平成28年度に受審した前回の認証評価において、学習成果の具体的な明示の不足

を指摘された産業福祉マネジメント学科については、下記のとおり改善した。

(令和2年度大学基準協会へ提出する改善報告書より抜粋)

基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
指摘事項	総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科の学位授与方針においては、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を明示していないため、改善が望まれる。
評価当時の状況	総合マネジメント学部の学位授与方針は、『自己責任能力』『社会性』『思考力(論理的、創造的、批判的)』を養い、学士としての『質保証』の要請に応えます」としていたが、産業福祉マネジメント学科では、学科会議等において教員間での情報の共有を図っていたものの、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を明示していなかった。
評価後の改善状況	指摘を受けた努力課題は、2017(平成29)年3月22日実施の部長学科長会議において共有し、改善の方向性が決定された。その後、内部質保証委員会から担当部署へ対応を求め、産業マネジメント学科を中心に以下の通り改善を図った。 2017(平成29)年7月に実施された外部評価の結果も踏まえ検討を重ねた後、2018(平成30)年2月の部長学科長会議において3ポリシーの見直しが承認され、2018(平成30)年3月に学習成果を明示した学位授与方針を含む3ポリシーを大学ホームページへ掲載(明示)した。

学位授与に関する客観的指標および基準は、学士課程においては、学則および通信教育部学則に「本学を卒業するためには、その区分に従い、124単位以上(ただし、健康科学部保健看護学科は125単位以上)を取得しなければならない(学則第31条(履修方法))」と定められており、さらに「卒業時の通算GPAが1.50未満の場合は、卒業認定試験を受け、合格しなければならない(学則第46条第2項)」と定められている。

(※1) トップ>大学について>教育方針「東北福祉大学の教育方針」

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/tfu.html>

(2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）

及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では、通信教育部・通信制大学院を含め、各学部・学科、研究科専攻ごとに具体的な教育課程の編成・実施方針（CP）が定められており、AP・DPと同様に本学ホームページで一般公開されている。通信教育部・通信制大学院のCPは、教育方法の違いなどのため、内容が通学課程とは異なっている。これらは、「東北福祉大学カリキュラム編成に関するガイドライン」（※2）に基づくものであり、「外国語教育の基本方針」「スポーツ教育の基本方針」にも準拠している。

教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等は、『学生便覧』（通信教育部では『学習の手引き』、大学院は『大学院便覧』『通信制大学院ガイドブック』）に、学科・研究科ごとに詳細に記載されている。

しかしながら、教育改革の一環としてカリキュラム編成の改変が頻繁に行われている学科等では、CPの表現の一部に内容の不足や更新の遅れが見られる。また、令和2年度より導入した「基盤教育」については、従来の総合基礎教育の内容を発展させたものであり、21世紀を担う世代に向けた新しい教養教育としての位置づけの記載があるものの、全学的な周知はまだ不十分と考えられる。

その他、教育内容はシラバスで、教育課程を構成する授業科目区分・授業形態は履修科目表でも明示している。建学の精神「行学一如」のもと、カリキュラムに経験・体験の要素を取り入れ、身に付けた学士力や専門知を社会や利用者・人びとのために還元していく大切さを伝えている点などで、DPとの整合性・一貫性は高いと考えられる。

（※2）東北福祉大学カリキュラム編成に関するガイドライン

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/arpn890000001ant-att/arpn89000000460n.pdf>

(3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

（教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性）

本学では、学士課程、修士課程、博士課程のいずれの学位課程にあっても、諸法令の定めに加えて、全学および学部、学科の定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

具体的には、「東北福祉大学カリキュラム編成に関するガイドライン」の下、大学としての「建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献できる人材育成」という教育目標を達成するために、下記のように基盤教育科目（平成31年度以前入学者および保健看護学科は総合基礎教育科目）や専門教育科目を配置することとした。

【令和2年度入学者〔保健看護学科除く〕教育課程の体系】

科目区分	知	内容
基盤教育科目	教養知識・スポーツ・健康系	リエゾンゼミⅠ（基礎演習）を含む 教養教育・ICT教育・外国語教育・国際教養理解
	キャリア系	キャリアデザイン・インターンシップ含む
	自立学習系	Independent StudyⅠ～Ⅵ
	実践活動系	福祉ボランティア活動、プロジェクト実践活動含む
専門教育科目	専門基礎科目	
	専門基幹科目（リエゾンゼミⅡ～Ⅳは専門基幹科目 L・C 群に位置する）	
	（専門発展科目）学科によって有無	
	関連科目	

【平成 31 年度以前入学者 [令和元年度入学者保健看護学科含む] 教育課程の体系】

科目区分	知	内容
総合基礎教育科目	教養の基礎知	人文系科目（リエゾンゼミⅠ（基礎演習）を含む）
	科学知	自然科学系科目
	実践知	社会科学系科目
	健康知	総合系科目
専門教育科目	専門基礎科目	
	専門基幹科目（リエゾンゼミⅡ～Ⅳは専門基幹科目 L・C 群に位置する）	
	（専門発展科目）学科によって有無	
	関連科目	

【通信教育部 教育課程の体系】

科目区分	内容
共通基礎科目	基礎演習、コミュニケーション英語を含む一般教養科目
専門教育科目	専門必修科目
	専門選択科目（A 群・B 群）

このような全学的な教育課程の編成方針に基づき、各学部学科の教育課程が編成されている。その際、学びの方向性・進路に応じてコース制・専攻制を採用している学科もある。

（授業科目の位置づけ（必修、選択等））

授業科目は、各学科・研究科専攻の CP に基づき、必修科目・選択必修科目・選択科目等の区分が定められている。これらは、通学課程においては『学生便覧』（冊子体）に明示され（学則第 30 条（授業科目）および学科ごとの掲載）、本学ホームページにおいても公開されている。通信教育部においては、通信教育部学則第 11 条（授業科目及び単位数）、大学院においては大学院学則第 12 条（授業方法・履修方法）、通信制大学院においては通信制大学院学則第 9 条（科目と単位）に明記されている。

なお、4 年間の在籍年限内に特定の資格を取得するための「資格科目」という枠組みが設けられている（学則第 30 条（授業科目）、通信教育部学則第 11 条（授業科目及び単位数））が、学生の履修登録ミスを誘発しやすいため、何らかの対策が求められている。

（教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮）

『学生便覧』には、各科目の授業形態や標準履修年次だけでなく、「授業科目の流れ」「教育課程の構造」「教育体系」「履修モデル」が示されている。履修系統図やカリキュラムマップ（※3）とともに参照することにより、授業科目間の関係や学びの深化、学問的専門性と汎用的能力をどのように身に付けていったらよいか等が、学生に理解しやすいよう、工夫されている。

しかしながら、教育改革の一環としてカリキュラム編成の変更が頻繁に行われている学科等では、一部に内容の不足や更新の遅れが見られるため、更新が必要である。

『学生便覧』の「授業科目の流れ」において、履修系統図も記載することにより学びの深化をわかりやすく示している。履修系統図は必ずしも難易度による区分を意味していないが、目安にはなっている。

通信教育部も『学習の手引き』において「履修系統図」「履修モデル」として学生に提示されており、いずれも科目ナンバリングを取り入れている。

(※3) カリキュラムマップなど

通学課程 <https://www.tfu.ac.jp/education/curriculum.html>

通信教育部 <https://www.tfu.ac.jp/tushin/report.html>

(単位制度の趣旨に沿った単位の設定)

1 単位あたり 45 時間（講義 15 時間、演習 30 時間）の学修時間の分量に応じて、授業科目に単位数を設定している。2 単位科目を中心として、学修内容が多い科目には 4 単位（2 単位 2 科目）以上の設定、内容が少ない科目は 1 単位設定などと変化をもたせている。

(個々の授業科目の内容及び方法)

授業科目は、講義、演習、実習（実技、実験）等に区別される。各授業の内容・構成および到達目標は、それぞれ学科・研究科専攻の CP に基づく毎年の精査（学科・研究科専攻の責任者、および教務部担当者（通信教育事務部担当者）が実施）を経て作成され、シラバスとして公開されるとともに、年間の授業スケジュールに則って実施されている。

授業の大半を占める講義科目は、その基礎・基本を学ぶ概論・原論、その上に立って細部を詳細に学ぶ各論、さらに個別・事例的な特殊講義・特講に分類している。このような講義科目の理解をより深めるために、演習科目がそれを補足し、さらに実習・実技・実験などの科目により、理論と実践を融合させる「行学一如」を具現化させることになる。すなわち、本学卒業生の「質」を裏付ける知識・技術・態度の習得に相応しい授業形態と方法を採用している。グローバル化をはじめとしたさまざまな社会情勢の変化を、学びの好機と捉え、学部・課程によってはゼミ単位でのクリティカル・シンキングの訓練や、さまざまな地域課題に取り組む PBL 的活動なども試みられている。

社会の変化に対応する人材を育てるために、

- ・ 少子高齢社会のなかで求められる地域共生社会、地域の健康福祉システムの再構築
- ・ 国連 SDG s にあげられた「持続可能な開発目標」「ひとりもとりこぼさない社会の実現」
- ・ ICT 技術（AI・ロボット・ビッグデータ等）の進歩の福祉・教育・看護などへの応用
- ・ 人生 100 年時代、変化の激しい時代において生涯学び続けることの大切さ

のような内容を含んでいる授業科目はすでにある。そのような新たな時代に求められる価値・知識・技術を身に付けた人材を、学部学科またはその連携により多く輩出できるように、教育課程の改善などにつなげていくことも検討していく。

(各学位課程にふさわしい教育内容の設定)

総合福祉学部では、分野別質保証のための参照基準（社会福祉学分野・心理学分野）（日本学術会議）を参考資料として、教育内容を設定している。また、総合福祉学部、教育学部、健康科学部では、就学により取得できる資格・免許状に必要な科目や教育内容の要素が大きいですが、それだけに留まらず、それぞれの専門性に基づく学位の取得に向けた教育を提供し、本学の DP 達成のための科目配置を実現しようとしている。

総合マネジメント学部情報福祉マネジメント学科では、新しい試みとして情報処理学会の「情報学を基礎とする学科対象の教育カリキュラム標準の策定及び提言」、情報処理推進機構の「基本情報技術者試験」などを参照すべき外的基準とし、学科の DP やコース（デザイン系、マネジメント系）などの特性をふまえたカリキュラム改善を重ねている。

(初年次教育、高大接続への配慮【学士】)

リエゾンゼミ I を中心に、学科独自の入門科目をおくなどで、大学教育への円滑な導入を図っている。本学の特徴でもある一年次の「リエゾンゼミ I」は、各学年少人数のクラスで運営し、PBL、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、ディスカッション能力、リーダーシップ、主体性、協調性などを養成し、学年が上がるごとに専門性を深化させる講座として機能している。さらに、平成 29 年度より 1 年次必修「キャンパスライフ入門」（各週開講）を「リエゾンゼミ I」に連続する科目として開設し、4 年間の学生生活で必要となる各種の基礎能力を養うことに努めた。しかしながら、「キャンパスライフ入門」と「リエゾンゼミ I」は重複が多く基礎的な内容が多すぎるという学生からの声も寄せられ、「キャンパスライフ入門」は令和 2 年度入学者から廃止されることとなった。

(教養教育と専門教育の適切な配置【学士】)

教養教育について、「基盤教育科目」として最低 23 単位以上修得が必要な学科が多く、単位数は多くはないが、「教養教育」「ICT 教育」「外国語教育」「国際教養理解」「スポーツ・健康教育」「キャリア形成支援」「社会参加・実践活動」などの領域からなる多様な授業科目を設定している。

(コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等【修士】【博士】)

大学院においては、前期・後期の 2 学期制として体系的なカリキュラムを組み、1 年次では、理論と応用能力がしっかり身に付くようなコースワークを中心に実施し、2 年次では、コースワークと個人への研究指導を通じて学位論文作成をめざすリサーチワークを適切に組み合わせた教育が行われている。

(教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり)

以上のような教育課程の編成において、学科や教務部が主に対応している。全学内部質

保証推進組織のかかわりとしては、たとえば令和2年度入学者からの、「基盤教育」の導入にあたり全学内部質保証推進組織からの諸課題・諸提案もきっかけとなっている。

教学マネジメント方針をたてて、学科のDP達成には不要な授業科目を整理することの検討の提案も全学内部質保証推進組織から求められている。

評価の視点 2: 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、建学の精神である「行学一如」に基づき、社会での即戦力となりうる人材の育成を行ってきており、正課内外を問わず社会的および職業的自立を図るための教育に、全学的に取り組んでいる。以下に具体例を挙げる。

1) 多くの学科で各種国家資格等の取得を推奨

- ①社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・看護師・保健師・作業療法士・理学療法士などをはじめとする職業的自立に有効な国家資格（受験資格）や教職免許状の取得のための指定科目を、多くの学生が履修している。
- ②指定科目の担当教員に、実務経験のある教員とアカデミックな教員の双方が担当し、経験のみにも理論のみにも偏ることのない教育を実践している。
- ③本学関連施設等との連携により、演習・実習等では、現場の指導者による教育や、実地体験を行うことができる体制を整えている。
- ④国家資格以外にも、「防災士」「重度障害者 ICT 支援コーディネータ 3 級」「診療情報管理士」「医療情報技師」「健康運動実践指導者」などをはじめとする諸資格の取得を推奨している。

2) 「実学臨床教育」の実施（※4）

本学では、「社会福祉現場における学び（実習）」と「大学における学び（講義・演習・グループスタディなど）」を有機的に結び付ける少人数の教育プログラムとして「実学臨床教育」を平成14年度より開始し、学内の関連施設である「せんだんの杜」、「せんだんの里」、「せんだんの館」「せんだんの丘」を中心に、関連施設以外の福祉施設も活用している。

本プログラムは、総合福祉学部（社会福祉学科・福祉心理学科・福祉行政学科）に在籍している学生が受講可能であり、令和元年度の受講生は69名であった。本学の「特色ある教育プログラム」として位置付けされており、今後も各ステークホルダーに発信していき、福祉人材の育成に資する。

（※4） トップ>学部・大学院> 実学臨床教育（総合福祉学部のみ履修可）

<https://www.tfu.ac.jp/education/jitsugaku.html>

3) ボランティア活動、正課外活動の単位化

ボランティア活動や課外活動の体験は、社会人に必要な汎用的能力、人とのかかわる力を身に付けるために有効と考えられ、本学ではその機会を充実させてきた。

ボランティア活動においては、日本ではじめて単位認定を行い、現在でも継続している（「福祉ボランティア活動Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」）。ボランティア支援課での窓口紹介活動者は、1,719名（平成30年度）から1,813名（令和元年度）と増加している。

正課外活動については、現在、大学指定団体8団体、体育会24団体、文化会37団体、同好会33団体が大学公認団体として登録・活動し、参加する学生の割合（延べ）は、令和元年度81.69%であった。日本学生支援機構による「大学等における学生支援の取り組み状況に関する調査（平成29年度）」によると、全国の大学公認サークルの平均加入率は文化系サークルで27.2%、体育系サークルで30.5%となっているため、本学の学生団体延加入率が高い水準であることがわかる。令和元年度より、「文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動」「プロジェクト実践活動」等の科目として単位化が試行されている。

4) 中・長期インターンシップの実施

企業等との連携による教育の一環として、就職活動とは直結しない形での「キャリアデザイン・インターンシップ」と名付けられた授業が平成30年より開講されている。令和元年度は、5日間以上のインターンシップと充実した事前事後学習の機会を提供したところ、2年生の受講総数が300人を越え、いわゆる不本意入学の学生の中退防止にも貢献した結果となった。

5) 多職種連携教育

令和元年度は、看護・リハビリテーション・福祉心理学科で行った。今後は、近年の人工知能（AI）技術の進展、ビッグデータの活用などの学問動向をふまえ、情報福祉マネジメント学科と他学科とのコラボレーションが構想段階である。また、地域の課題解決などへの貢献に、産業福祉マネジメント学科の役割も大きい。いずれも教育研究組織の変更には至らずとも、教育課程のあり方には取り入れられていく動きである。

6) リエゾンゼミ（※5）

本学では、初年次教育としてリエゾンゼミⅠ（必修科目）に取り組んでおり、学生生活および卒業後の職業人生における基礎・基盤となるさまざまなことについて学んでいる。

たとえば新入生に対し、東北福祉大学に1日も早くとけ込めるためのテーマ（建学の精神、3ポリシー、カリキュラム、学生生活、ボランティア活動など）について理解を深め、また、講義、ゼミ、研究その他の諸活動に意欲的・自立的・効果的に取り組むための基礎となる心構えやスキルを学んでいる。

また、「リエゾンゼミ I」のクラスには担任が3人ついており、教員と職員、先輩学生の3人体制で1年生をサポートしている。先輩学生はTA (Teaching Assistant) と呼ばれる大学院生またはPM (PeerMentor) と呼ばれる3・4年次学生であり、この3人のクラス担任は2年次でもアドバイザーとして相談に応じ、支援している。

(※5) トップ>学部・大学院>初年次教育 (リエゾンゼミ I)

<https://www.tfu.ac.jp/education/basics/edu.html>

「社会的および職業的自立を図るために必要な能力」が何かとその能力の育成方法については、DPや学科でのカリキュラムの検討、各種委員会の審議でも意識されている。

正規の学修と課外活動を通じて、DPにあるような、学生が与えられたことだけではなくさまざまなことに興味をもつこと、自身の生き方なども含めて自身で考えることの大切さは、個々の授業で担当教員が話すことは行われているが、カリキュラムとしての位置付けでの実施はさまざまな課題をはらむ。また、実習、インターンシップ、アクティブラーニングなどの体験が、学生の大きな成長、変化につながることは事実であるが、体験の機会を提供するだけで、自動的に学生の社会的および職業的自立を図られるわけではない。

教職員と学生がDPという一定の目標を共有しながら、過度の専門性への固執を排し、相互に成長していく大学教育に向けて、学内ではさまざまな議論がなされている。今後、取り組みを強化すべきこととして下記があげられる。

- ・学部・学科を超えた教育の連携の強化
- ・教員・職員間の連携の強化 (教職協働)
- ・卒業生 (通学・通信・大学院) との連携の強化
- ・学生の教育・研究・社会貢献活動への参加/教員の研究・社会貢献活動を通じての教育

(4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているか。

評価の視点 1: 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置 (1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容 (授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示) 及び実施 (授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 (【学士】)
- ・研究指導計画 (研究指導の内容及び方法、年間スケジュール) の明示とそれに基づく研究指導の実施 (【修士】 【博士】)
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

以下のような取り組みを通じて、各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的な教育が行われるようにしている。

(各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置)

単位制度の実質化とは、学生の学修時間を伸ばし十分な学習量を確保し、学習成果をあげることととらえられる。シラバスには授業の事前事後学修として行うべきことを記載している。また、到達目標を提示し、科目の学修を通じた成果を明確にしている。

平成 28 年度に受審した前回の認証評価において、年間最大履修可能な単位数の上限について、単位制度の趣旨に照らしての指摘事項は、令和 2 年度現在下記のとおり改善している。

基準項目	4 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
指摘事項	総合福祉学部、総合マネジメント学部、健康科学部、医療経営管理学科、教育学部では、1 年間に履修登録できる単位数の上限が 46 単位と設定されているものの、資格試験科目等を履修する場合、履修登録できる単位数が 60 単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
評価当時の状況	当時の履修規程においては、第 4 条第 3 項で「資格科目履修者は 60 単位まで登録を認める」と定められていた。
評価後の改善状況	指摘を受けた努力課題は、2017 (平成 29) 年 3 月実施の部長学科長会議において共有し、改善の方向性が決定された。その後、内部質保証委員会から担当部署へ対応を求め、教務部を中心に部長学科長会議においても検討を重ねた。その結果、複数の資格取得を目指す学生にも配慮するという観点から、「資格科目履修者」の単位数を 58 単位に減ずることとし、履修規程を 2019 (平成 31) 年 4 月 1 日に一部改正施行した。今後も単位制度の趣旨に照らして、望ましいあり方について検討していきたい。

学生に十分な学習量を確保させるため、単年度の履修上限単位数として 46 単位以内 (資格科目履修者は 58 単位) を定め、単位制度の実質化の趣旨に沿った教育環境において単位の認定を行っている。

また、7 章でも述べられるが、令和元年度より「オンデマンド授業推進プロジェクト」が開始され、授業動画や資料を復習用 (一部科目では、授業欠席者の出席代替にも活用) のオンライン教材として配信したオンデマンド授業を前後期あわせて 20 科目以上で試験的に開講した。また、担当教員の協力の下、その利用の効果を最終成績と関連させてデータでとらえる試みも行った。「利用率の高い科目と低い科目が明確に分かれる」「動画による学習を好む学生と、そうでない学生がいることが推測される」など、科目差・個人差が大きい結果となった。

本プロジェクトの実績は、年度末に新型コロナウイルス感染防止対策による授業の方針が検討される際、オンライン授業化にスピーディーに舵を切れる結果につながった。また、

オンデマンド授業・オンライン授業を併用した学修支援は、授業が通常にもどった後も、学生の予復習への活用などに有効であり継続が望ましいと考えられる。

以上のような試みにもかかわらず、「全国学生調査（試行実施）」では授業外学修時間は伸びていない。日本の大学に共通するが、学期中に履修する科目が多く、事前事後学修が課されている分濃淡をつけて取り組まざるをえない状況もある。さらに、学修に取り組む動機付けにかなりの個人差がある。

そのため、学生の学修時間を伸ばし学習成果をあげる単位制度の実質化や1年間の履修登録単位数の上限設定がどのようになされるのがよいのかは、学内で検討している。

- ・令和3年度入学者からは単年度の履修上限単位数58単位については、1単位45時間の学修時間の確保の観点から、さらなる見直しを行うことが有効か。
- ・学習成果があがる、学生にとって有意義な課題を増やすことが有効か。
- ・学びの楽しさと役立ち度を実感してもらうこと、学んだこと＝学習成果がいかせて自己効力感がもてる場を大学時代からつくるのが有効か。
- ・学習成果（学士力・専門性）をいかしている卒業生＝ロールモデルとの出会いが有効か。

（シラバスの適切な作成と運用）

「教育課程の編成・実施方針」に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置の一つとして、適切なシラバスを作成している。学内の教務部委員会のなかに「シラバス小委員会・教育課程編成小委員会」を設置し、シラバスの内容の充実化を意図して記載項目やその方法について検討してきた。現行のシラバスは、全学的に統一されており、授業の形態、テーマ、目的、到達目標、受講要件、概要、方法、計画、時間外学習（予習・復習等）、参考文献等、評価の方法・基準（評価割合）、特記事項（資格認定科目等）や履修上の注意事項等が明確に記載されている（※6）。

科目担当教員は、担当全科目について、教務部教育開発支援室が毎年改訂を重ねている「シラバス作成の要領」に沿ってシラバスを作成し記載内容通りに授業を展開している。

また、学内ポータルサイト「UNIPA」においてすべてのシラバスが公開されている。そのことによって、学生は、所属学科等の履修モデルや履修系統図を見ながら学生自身の履修計画を立てたり、受講期間中に自律的な学修（予習・復習を含めて）したりすることが可能となっている。

なお、授業内容・方法とシラバスの整合性、あるいは、計画性と実施内容の弾力性のバランスについては、学期末に実施される受講生による授業評価によって、授業内容や方法だけでなく、シラバス通りに授業が進められているか、進行ペース、質問の受け答えの仕方などについて受講生の意見を担当教員にフィードバックできる体制を整えている。さらに、シラバスだけでなく、授業全体について、教員個人が授業評価を受けた科目すべてについて改善目標を「UNIPA」あるいは教員研究室入り口に掲示し、次年度に学生が履修登録する際の参考とできるようにするなど、授業の一層の充実化につながるような体制づく

りをめざしている。授業評価の結果については、後述する。

通信教育部では、印刷教材による授業、面接授業、放送授業、メディア授業の内容（シラバスに相当）は『レポート課題集』に記載。授業の目的、到達目標、学習成果（レポート課題）の指標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等の明示はなされている。授業の年間計画は主に『試験・スクーリング 情報ブック』で提示している。両者の作成にあたっては、通信教育部教職員ならびに通信教育部委員会、シラバス検討委員会の教員による第三者チェックを行っており、一般の方もホームページでも閲覧が可能である。『レポート課題集』『試験・スクーリング 情報ブック』は毎年3月下旬には学生および教職員に配付している（※7）。

また、スクーリング・アンケートにより、シラバスと授業内容が大きく相違がないことは確認されている。

（※6）「東北福祉大学 シラバス作成要領 2019年度用」

（※7）『東北福祉大学 通信教育部 学習の手引き 2019』『レポート課題集 2019』『試験・スクーリング 情報ブック 2019』

（学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法）

講義科目であっても、一方向のみの授業方法は少なくなっており、学生同士の意見交換・話し合い、質疑応答、クイズ解答、まとめや感想を書く時間の挿入・設定など、さまざまな方法を通じて、学生の主体的参加を促す授業を行っている。

プロジェクト実践活動などPBL、インターンシップや実習など実践現場での授業も用意されており、丁寧な事前事後学修を行っている。

（学生の主体的参加を促す授業～代表的な取り組み例）

情報福祉マネジメント学科では、学科の特色でもある情報の専門スキルを体系的に修得するため、講義科目と並行して実習を行い、より理解度が高まるように科目を配置している。特に実習では、少人数のクラス編成、教員と学生アシスタントによるチームティーチングを実施している。また、各年次のゼミでは、クリティカル・シンキングの訓練を行い、その集大成として4年次に卒業研究として取りまとめている（※8）。

医療経営管理学科では、学生の主体的参加を促す授業方法としてはリエゾンゼミⅠの後期に「地域における健康増進活動」に参加するフィールドワークや「地域の医療における諸課題」をテーマにしたPBLを導入している。また1年次必修科目の医療概論では、チーム基盤型学習を用いた、医療過誤、医療の質の地域格差、医療保険制度の疲弊などの課題にアプローチし、初年時から主体的な学びを意識した授業方法を採用している。1～4年には福祉ボランティアⅠ～Ⅳ、2・3年次にはインターンシップⅠ・Ⅱ、3年次には医療機関実習など、行学一如の理念に沿った実学教育が提供されており、能動的な学びを促す機会

が設けられている（※9）。

その他、さまざまな形で学生の主体的参加を促す授業を実施している。

（※8） トップ＞学部・大学院＞情報福祉マネジメント学科

「情報福祉マネジメント学科での学び」

<https://www.tfu.ac.jp/education/dmwi/index.html>

（※9） トップ＞学部・大学院＞医療経営管理学科

「医療経営管理学科での学び」

<https://www.tfu.ac.jp/education/dheq/index.html>

（適切な履修指導の実施）

履修指導については、学年別・学科ごとに履修ガイダンスにて行っている。令和元年度実施分・履修ガイダンスのアンケート結果では、わかりにくいという学生の声が平成30年度に比して半減し、大幅に改善した。配付資料もおおむね好評である。

教員、職員による個別相談も充実している。また、一部の学科では履修に誤りがある可能性のある学生への個別の指導も行っている。令和元年度は新入生プロジェクトとして、研修を受けた在学生在が新入生の履修指導、学習相談、生活相談に先輩としてかかわる体制を整えたが、新入生からは好評であった。

なお、『学生便覧』や履修のルールがわかりにくいという学生の声もあり、その改善も、コロナ対応で作成された令和2年度動画ガイダンスのさらなる充実とともに、令和3年度に向けて改善すべき点として検討されることが期待されている。

通信教育部においては、わかりやすい印刷物（『学習の手引き』）の作成、学習ガイダンスの各会場やオンデマンド動画化とともに、履修ルールの単純化、提出された履修登録に誤解がないかの確認、個別指導を通じて、適切な履修指導を行っている。

大学院、通信制大学院においても、ガイダンス、印刷物、個別相談・指導を通じて、適切な履修指導を行っている。

（授業形態に配慮した1授業あたりの学生数【学士】）

講義科目で履修者300名以上の科目が30科目ほどあるが、授業の満足度がほかの科目と比して同等またはそれ以上である。演習科目では20名以下が大半であり、適正な人数である。

通信教育部の講義科目においても、会場スクーリングで受講者数が最も多い科目で150名以下、演習は20名以下である。大学院、通信制大学院も少人数である。

(研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】)

研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）については、個別の研究指導は問題なく充実して行われているものの、『大学院便覧』における明示はやや不十分である。通信制大学院では、『通信制大学院ガイドブック』において適切に明示されており、それに基づく研究指導も対面、メール、スカイプなどを通じて適切に実施されている。

(各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり)

教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織のかかわりとしては、授業評価などの提示、内部質保証、自己点検・評価報告にあたっての指摘などを通じて行っているが、改善の主体は各学部・研究科である。

(5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定にかかわる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

(単位制度の趣旨に基づく単位認定)

本学では、「大学設置基準」により、「1単位の授業科目あたり45時間の学修」を必要とする内容をもって授業を構成している。つまり、第36条（単位数の算定基準）において「各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- ・ 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ・ 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- ・ 授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、規定する基準を考慮して本学が定める。

前号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、

これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置)

本学は、通信教育部を含む全学で GPA 制度に基づく成績評価を行っている。学士課程における学業成績は、各授業科目における学生の到達目標を「ほぼ完全に達成」秀、「十分に達成」優、「概ね達成」良、「最低限達成」可、「達成していない」不可の 5 段階で評価し、全科目の評価を 4 点～0 点の評点に換算して、その単位数で加重平均することによって GPA を算出している。また、GPA の分布についても大学、学部学科にフィードバックし、適正な運用に努めている。このような学部の成績評価と単位認定については、学則第 36 条（単位数の算定基準）、第 37 条（単位の授与及び学内単位互換）、第 38 条（成績）、第 46 条（卒業）において、定められているとともに、詳細に関しては、試験規程において、第 6 条（無資格者の掲示）、第 13 条（成績及び評価）、第 16 条（追試験の成績及び評価）、第 4 章不正行為が定められている。また、本学の成績評価の方針と取り組みについて教職員に周知している。ルーブリック評価については、学士力関連コモン・ルーブリックおよび学科の共通科目のルーブリックを定めて活用を推奨するとともに、各科目についても作成を勧めている。通信教育部では、通信教育部学則第 25 条（試験の種類）、第 26 条（試験）、第 27 条（受験資格）、第 28 条（成績評価）、第 29 条（単位認定）そして第 30 条（不正行為）を定め、成績評価と単位認定を適切に行っている。

学習内容の専門性に配慮した詳細なルーブリックも作成されているが、全科目ではない。ルーブリック評価のよいところも大いにあり、全科目についてルーブリック評価をお願いしているが、あらかじめゴール時点の評価が詳細に示されすぎることへの抵抗感、教員の設定した枠におさまる成果にとどまりやすくなるなどの副作用も議論されている。今後も教育評価のあり方については、FD 活動などを通じて、さまざまな多様な見解を教員が出し合い、全学的に対話や議論を重ねていく必要がある。その地道な取り組みが、結果的に、学生を伸ばし、学習成果を高めていくことになる。

さらに、成績評価及び単位の認定に関しては、シラバス上の必須項目として記載しなければならず、評価項目ごとに%（割合）を明記して、受講生に対する説明責任を果たしている。

成績評価の結果に対して疑義がある場合は、所定の方法で教務課に届け出ることができ、必要に応じた再評価や単位認定の修正が可能である。在籍可能年限以内に所定の単位数が取得できなかった場合は、教授会の議を経て学長が当該学生を除籍することが、学則第 45 条に定められている。

通信教育部では、単位数の算定基準については通信教育部学則 16 条において、印刷教材による授業、放送授業、面接授業、メディアによる授業の時間数などを規定している。原則としてどの授業方法で履修しても、1 単位について 1 課題のレポート課題に解答し添削指

導を受ける必要がある。

大学院における評価方法・評価基準の明示に関しては、大学院学則第 14 条(単位の認定)、第 16 条(評価)において定めるとともに、学位論文においては、第 19 条と第 20 条で評価基準及び合否の手続きの枠組みが明示されている。また、通信制大学院では第 13 条(単位の修得)、第 14 条(成績の評価)、第 15 条(学位論文)にて明示されている。

(既修得単位等の適切な認定)

既修得単位認定については、学則第 32 条(入学前の既修得単位等の認定)において「教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができ・・・(中略)・・・合わせて 60 単位を超えないものとする」としている。本学通信教育部、国内留学の協定校および学都仙台単位互換ネットワークの協定校との間では単位互換が可能であり、学生に明示している。

また、TOEIC などに代表される外国語の語学能力検定試験(外部テスト)において、本学の履修規程に定められた点数・等級を越える成績を得た学生については、所定の手続きの後に必修の外国語科目の履修を免除し、単位を認定することができる。

IT パスポート試験、基本情報技術者試験の合格者も、情報処理系の一部科目の単位認定がされる。

通信教育部においては、編入学にあたっての既修得単位認定は、入学前の多様な学習歴を認め、通信教育部学則第 39 条(編入学)の規程により、2 年次編入学者一括認定 30 単位、3 年次編入学者一括認定 62 単位を行っている。これらは『募集要項』および『学習の手引き』に明記されている。そのほかに社会福祉士・精神保健福祉士国家試験指定科目の個別認定、および通信教育部で入学前に科目等履修生で修得した単位の個別認定制度がある(※10)。

(※10)『通信教育部 学習の手引き 2019』

大学院・既修得単位認定については、大学院学則第 15 条および通信制大学院学則第 13 条において、10 単位を超えない範囲で課程修了要件に算入できるとされている。また、教育研究上有益と認めるときは、ほかの大学院等との間に単位の互換を行うことができ、10 単位を超えない範囲で、他大学院等で修得した単位を本大学院で修得したものとみなすことができる。ただし大学院において、他の大学院の既修得単位認定を行ったケースはない。

(卒業・修了要件の明示)

いずれも学則、ならびに学生向け『学生便覧』『学習の手引き』などに明確に明示され、明示されたとおりに運用している。

(成績評価及び単位認定にかかわる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり)

成績評価及び単位認定については、担当教員の責任と権限で行われている。FD委員会が科目ごとの成績分布などの資料を作成し、「秀」評価のあるべき割合などがFD委員会や学科会議などで共有されている。

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与にかかわる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

(学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表)

学士課程では、情報福祉マネジメント学科が卒業論文必須である。「論文の基本的構成」「研究背景に関する記述」…(中略)「考察・結論に関する記述」「スライドの内容・体裁」「発表の姿勢と質疑応答」などの評価項目からなるルーブリック評価を付している。

修士課程では、修士論文の審査基準は、規程上は「学位規則」「学位論文審査基準」で明記されており、院生向け冊子では『大学院便覧』『通信制大学院ガイドブック』で案内されている。また、ホームページでも公開されている。

博士課程では、平成28年度に受審した前回の認証評価において、指摘された「課程博士」については、以下のように改善した。

基準項目	4 教育内容・方法・成果 (4) 成果
指摘事項	総合福祉学研究科博士課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。
評価当時の状況	当時の「東北福祉大学学位規則」第17条2項には、「博士論文は在学中に提出しなければならない。ただし、博士論文を提出しないで退学した者のうち、博士課程「後期」に3年以上在学し、かつ必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して3年以内に限り、当該研究科委員会の許可を得た場合は、博士論文を提出し、試験を受けることができる」と規定されていた。

評価後の改善状況	指摘を受けた努力課題は、2017（平成 29）年 3 月実施の部長学科長会議において共有し、改善の方向性が決定された。その後、内部質保証委員会から担当部署へ対応を求め、教務部や大学院を中心に以下の通り改善を図った。 大学院委員会と研究委員会において検討し、上記学位規則第 17 条 2 項の但し書きを削除するとともに、課程博士と論文博士の取り扱いを明確に区分した。平成 30 年 4 月 1 日より一部を変更して施行した。
----------	--

（学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置）

本学では、「学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命」に掲げ、学部・学科ごとに、その人材の養成に関する目的を定めている。そして、その目的の達成のために体系的なカリキュラムを構築して、学生に明示している成績評価基準（秀・優・良・可・不可の 5 段階）に沿って成績評価を行っている（※11）。

その厳格な成績評価の下で、卒業認定および学位授与については、学則第 46 条に「4 年以上在学し、所定の授業科目および単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定めた通り実施している。また、同条に「卒業時の通算 GPA が 1.50 未満の場合は、卒業認定試験を受け、卒業試験に合格しなければならない」と定めており、学力の質保証に努めている。

なお、通信教育部では、すべての卒業生が卒業試験または卒業研究のいずれかの合格が必要となる。「卒業時の通算 GPA が 1.50 未満の場合」は、卒業面接（口頭試問）を受け、合格しなければならない。

大学院においては、研究科・専攻ごとに人材養成に関する目的および教育研究上の目的を定めており、その目的の実現のために必要な専門的かつ高度な知識を獲得し、大学院学則第 17 条において「修士課程の修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、所定の授業科目について必修、選択科目を合わせて 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする場合もある」とし、第 2 項において、「最終試験は、学位論文を中心として筆記または口頭により行う」と定めている。また、「修士論文は、当該専攻分野における精深なる学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足りるものであることが必要で、2 年間広い視野のもとに専攻分野の研究を行った成果に相当するものでなければならない」と定め、一定水準の質が要求されている。

博士課程では、大学院学則第 18 条において「大学院に 5 年（修士課程に 2 年以上在学

し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする」と規定し、その論文の質は「その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するものでなくてはならない」と定めている。

修士・博士の学位論文・最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会の審議を経て大学院委員会の承認を得た上で、学長の承認を得ることとなっている。

以上の内容は、学部及び大学院学則において定められるとともに、学位規則においても手続き等を含め詳細に規定されており、学部学生(通信制学生)・大学院生(通信制大学院生)には、あらかじめ学則、学生便覧等において明示される(※12)。

以上により、修士・博士の学位授与に関しても客観性・厳格性を確保している。

(※11)「東北福祉大学 履修規程」

(※12)「東北福祉大学学部学則」「東北福祉大学通信教育部学則」「東北福祉大学大学院学則」「学位規則」

(学位授与に係る責任体制及び手続の明示)(適切な学位授与)

学位授与については、前述のとおり学則第46条にて、教授会の議を経て、学長が認定することとしており、教授会は教務部が開催日時、審議事項、報告事項等を取りまとめ、開催、運営を行う。また、学位授与が認められた者への通達も教務部が行う。

(学位授与にかかわる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり)

学位授与については、担当教員の責任と権限で行われた授業科目の単位の積算を主として行っている。令和元年度について、全学内部質保証推進組織が適切性の検証などは行っていない。

(6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)

(基本的な考え方)

学習成果の適切な把握および評価については、個々の学生が全学および所属学科別に定められたDPをどの程度満たしているかが判定できる項目を含むことが必要と考え、これまでも対応してきた。

各学位課程の分野の特性に応じた学習成果測定は、各学部・学科・研究科のDPに基づき、

主に授業科目の学業成績（客観評価としての修得単位数および GPA : Grade Point Averages）と学生の振り返り調査（主観評価）の 2 通りの方法で得られた指標で行われている。

（アセスメント・ポリシー）

本学アセスメント・ポリシーでは、学修成果の把握および評価について、下記のように定めている。

・ 3つのポリシーに基づき、機関レベル（大学）・教育課程レベル（学部・学科）・科目レベル（授業・科目）の 3段階で学修成果を査定（アセスメント）する

1. 機関レベル 学生の志望進路（就職率、資格・免許を活かした専門領域へ就業率及び進学率、等）から学修成果の達成状況を査定する。

2. 教育課程レベル 資格・免許の取得状況、卒業要件達成状況（単位取得状況・GPA）から教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を査定する。

学年ごとの単位取得率・成績分布の状況から、学士力における汎用的技能と態度・志向性について、1年次における基礎、2年次における活用と実行、3年次における応用と定着、そして4年次での統合的学習、創造的思考の獲得状況を学修成果として査定する。

3. 科目レベル シラバスで提示された授業等科目の学修目標に対する評価、及び学生アンケート等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を査定する。

（「学生が身につけるべき資質・能力」・「学修成果の評価の在り方」）

DP を満たすために学生が身につけるべき資質・能力は、「目標」として学部・学科および研究科専攻ごとに DP とともに定められ、ホームページ上に公開されている（※13）。

また、これらを実評価する方法については、学科ごとに表現の差異はあるが、「学修成果の評価の在り方」等として上記同様に公表されている。

具体的には、客観的・定量的評価の指標として単位取得状況や GPA、各種資格・免許等取得状況、主観的・定性的評価の指標として学修ポートフォリオやルーブリック、各種アンケート結果が参照される。

（※13）教育方針（<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/>）

（目標達成度の評価：客観的指標の例 1）

DP を含む学修成果の達成度評価は年次進行に沿って行われるが、最終的には、卒業・修了の要件（単位取得、通算 GPA、論文の可否等）、就業に必須の資格の取得、就業・進学の実否、学修満足度、学士力・社会人基礎力等の伸び、などの判定を通して達成度「DP を満たした学修成果を達成したか」が評価されている。

その結果、総合的に DP を満たすと判断された学生に学位が授与される。したがって、目

標達成の度合いは、数値として当該学科・研究科専攻の「学位授与率」に最もよく反映されていると考えられる。

令和2年5月1日現在の「学位授与率」は、学士課程（4学部9学科）では平均92.3%、大学院では平均66.7%であった。各学部・学科・研究科の具体的な数値は上記資料の通りである。このように、数値上は目標が概ね達成され、教育目標に沿った成果が上がっていると判断できる。ただし、博士課程（社会福祉学専攻）においては、研究の質を担保し、博士論文の内容の水準を維持するために、在学期間を延長する院生が多く見られた。

（職業を担うのに必要な能力の修得状況：客観的指標の例2）

本学では、DPで示した能力の修得について、専門的な職業を担うのに必要な当該資格の取得を客観的指標の一つとしている学科も多い。令和元年度卒業者の各種資格取得状況を下表に示した。

＜国家試験合格率（新卒・令和元年度卒業生）＞

資格		本学合格率	全国平均（大卒新卒者）
社会福祉士	通学課程	61.2%	56.0%
	通信課程	56.4%	
精神保健福祉士	通学課程	62.2%	74.0%
	通信課程	65.6%	
介護福祉士		100%	80.0%
看護師		97.6%	94.7%
保健師		100%	96.3%
作業療法士		97.4%	94.2%
理学療法士		96.2%	93.2%
救急救命士		84.6%	87.3%

精神保健福祉士、救急救命士を除き、全国平均を上回る結果となった。

＜教員採用試験 実績＞

また、教員免許状取得者の教員採用試験の結果は下記のとおりである。

〔教員採用 122名〕

- ・小学校 84名 ・中学校 5名 ・高校 1名
- ・特別支援学校 25名 ・養護教諭 7名

特別支援学校の教員採用試験においては、過去6年間の採用者数が284名と日本一の実績を残している。なお、近年は小学校枠での採用が伸びている（朝日新聞社出版『大学ランキング』調べ）。

＜その他＞

「診療情報管理士」など、民間の各種医療事務資格の認定試験に合格する程度の能力の獲得をDPに掲げている学科もある。診療情報管理士認定試験について、ここ数年の本学の

合格率は、全国平均を上回る結果となっている（※14）。

※14 本学ホームページ > 診療情報管理士認定試験の結果について

<https://www.tfu.ac.jp/education/dheq/s9n3gg000000t8qj.html>

（通信教育部）

通信教育部でも、上記に記載された「基本的な考え方」は同じである。国家試験合格率は上表の通りである。

分野の特性に応じた学習成果を、学科で学んだ内容を自身で問題設定し記述する「卒業試験」または「卒業研究」（いずれかの合格は必須）でも把握している。

また、在学中は「学修実態調査」で学士力を、卒業時は「卒業生アンケート」（回答は任意）で学士力を（後述）、「学びの振り返りアンケート」（平成29年度3月卒業生より開始・回答は任意）で「本学通信教育部で社会福祉学、心理学を学ぶことで、最低限身につけるべき知識や考え方」がどの程度身につけているかを尋ねる主観調査を実施している。

詳細は、「評価の視点2」で述べる。

（通学課程における学生の振り返り調査＝主観評価の例）

たとえば、社会福祉学科においては、学生が身に付けるべき資質・能力として「社会福祉実践力」を掲げており、その構成内容として具体的に以下のような項目が示されている。

●社会福祉学科 ディプロマ・ポリシー

1. 「学び」と「行」のための知識・理解

- ①さまざまな環境下にある人びとの生活や、社会で起きている現象に関心を持ち、それらを取りまく社会構造、身体・心理的特徴、人びとへのかかわり方等にどのようなものがあるかを理解するとともに、そのなかの福祉的課題についてアセスメントできる。
- ②自らの関心や適性をふまえ、生活状況または社会をより良くするためのアプローチが可能な専門的知識を身につけている。

2. 「学び」と「行」のための技能・技術

- ①特定の課題について、必要な情報を収集・整理・分析・考察し、文章化するとともにICT（情報コミュニケーション技術）を用いて発表することができる。
- ②他者の発表や意見について、関心をもって最後まで聞くことができる。
- ③自ら質問や発言をするだけでなく、他者の発言や自制を促すなどして、全体の議論を調整することができる。

3. 「学び」と「行」のための態度・志向性

- ①ふだんの生活やさまざまな活動を通して抱いた疑問を大事にし、モチベーションを高めて疑問に答えるための行動を起こし、自分なりの答えを見つけることができる。
- ②自分の意見を他者にわかるように伝える工夫や適切な表現ができ、異なる立場にある人の意見や考え方について、対話のなかで理解を深めることができる。

③社会福祉の倫理観に基づいたコミュニケーションスキルを発揮することができる。

4. 行動

①自らが抱いた疑問に対して、現時点での自分なりの答えを実践すべく目標を設定し、行動に移すことができる。

②自らの行動に必要な専門的知識・技能の向上に努めることができる。

③困難に直面しても、成長する機会として前向きに捉え、これを乗り越えるための工夫を惜しまず、目標に向かって他者と協力しながら最後までやり抜く気概をもっている。

④身につけた知識・理解、技能・技術、態度・志向性をもって社会問題を解決する／社会に貢献することが楽しみとなっている。

これら「社会福祉実践力」の習得度を学修成果として評価するにあたっては、大学・教員側だけでなく、学生自身との協働によってなされている。すなわち、学生自身が、授業科目の成績評価等に基づく単位修得状況、学修実態調査、アンケート等の機会を通じて、教員とともに DP の達成度を確認することになる。

以下は、学修実態調査の一つとして準備されている当該学科の学修ポートフォリオ (C02.学修成果の把握 (学科の目標 学位授与の方針)) の記入画面を図示したものである。本学で導入している学修ポートフォリオの全体像については、「評価の視点 2」の項で詳述する。

C02.FS.学修成果の把握 (学科の目標 学位授与の方針)

社会福祉学科の教育目標は、現在の福祉環境を多面的に理解し、幅広い教養と深い専門領域を学修することによって、社会の発展に寄与できる人、それぞれのライフステージのなかで全ての人の「幸せ」(福祉)と「安心」を追究できる人、生活問題を主体的に解決できる人、このような人材を養成することです。従って、大学の理念である行学一如及び社会福祉学科の教育目標を理解し、124単位の単位取得と要件、求められるGPAを満たした上で、社会福祉学の知識と技能・技術を修得し、下記の資質能力について実践を通して理解を深めた人物に学位を授与します。

グループ 必須	目録	選択してください ▾
タイトル 必須	目録	C02.FS.学修成果の把握 (学科の目標 学位授与の方針) 1
【知識理解】(1)さまざまな環境下にある人びとの生活や社会で起きている現象に関心を持つことができる 必須		<input type="radio"/> 1. 関心を持っていない <input type="radio"/> 2. 関心はあるが、その関心の幅は狭く、偏りがある <input type="radio"/> 3. 関心を持っているが、それを他者に説明できていない <input type="radio"/> 4. 関心を持つことができ、それを他者に説明できる <input type="radio"/> 5. 上記に加え、その関心を社会で役立てることができる
【知識理解】(2)さまざまな環境下にある人びとの生活状況、それらをとりまく社会構造、身体・心理的特徴、かれらへの関わり方等どのようなものがあるかを理解している 必須		<input type="radio"/> 1. その知識に関心がない、理解しようとしていない <input type="radio"/> 2. その知識の獲得や修得に取り組んでいるが、それを他者に説明できない <input type="radio"/> 3. その知識について、基本は理解しており、それを他者に説明できる <input type="radio"/> 4. 応用的な課題について、その知識を用いて説明できる <input type="radio"/> 5. その知識を実社会での実践に役立てることができる
【知識理解】(3)さまざまな環境下にある人びとの福祉的課題について、アセスメントできる 必須	目録	<input type="radio"/> 1. アセスメントするための知識に関心がない <input type="radio"/> 2. 様々な環境について知識を獲得しているが、アセスメントを説明できない <input type="radio"/> 3. アセスメントについての基本は理解しており、それを他者に説明できる <input type="radio"/> 4. 上記に加え、実践場面でのアセスメントについて一部実践できる <input type="radio"/> 5. 実社会での実践に役立てることができるレベルである

(中略)

知識理解に関する記述回答欄 ①成長できたと思えること ②今後努力が必要なこと (最大800文字) 必須	
【技能技術】(1)特定の課題について必要な情報を収集・整理・分析・考察し、文章化して、発表することができる 必須	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 1. 情報収集等についての技術獲得に取り組んでいない<input type="radio"/> 2. 情報収集・整理することができる<input type="radio"/> 3. 情報を収集・整理・分析・考察することはできるが、文章化できていない<input type="radio"/> 4. 考察した内容を文章化し、発表することができる<input type="radio"/> 5. その技能や技術を実社会で役立てることができる
【技能技術】(2)他者の発表や意見を関心をもって最後まで聞くことができる 必須	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 1. 他者の発表や意見に興味がない／聞く機会が無い<input type="radio"/> 2. 自分の興味ある内容であれば、最後まで聞くことができる<input type="radio"/> 3. 自分の興味とは異なる内容でも、関心をもって最後まで聞くことができる<input type="radio"/> 4. 他者の発表等を最後まで聞き、自分の意見との相違に気づくことができる<input type="radio"/> 5. 上記に加え、他者の意見等を聞くことに自らの価値を見いだしている

(中略)

選択している資格または課程に必要なとされる専門的知識及び技術を修得している 必須	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 1. 資格取得の課程に在るが漠然としており、知識・技術の修得は出来ていない<input type="radio"/> 2. 必要な知識・技術の修得に取り組んでいるが、説明できるレベルではない<input type="radio"/> 3. 必要な知識・技術の基本は理解しており、限られた範囲で説明・実践できる<input type="radio"/> 4. 実際場面における知識・技術の活用の仕方を説明でき、一部実践ができる<input type="radio"/> 5. 国家試験や認定試験に合格できる水準であり、実社会で役立てることができる
大学で取り組んでいる活動について教えてください 必須	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ボランティアなどの社会貢献活動<input type="checkbox"/> 実習などの就業体験<input type="checkbox"/> アルバイトなどの就業活動 (社会福祉関連)<input type="checkbox"/> アルバイトなどの就業活動 (社会福祉以外)<input type="checkbox"/> インターンシップなどの就業体験<input type="checkbox"/> 海外研修や海外留学<input type="checkbox"/> 文化会・サークルなどの文化芸術活動<input type="checkbox"/> 大学指定団体での活動<input type="checkbox"/> 体育会・サークルなどのスポーツ活動
活動報告	<input type="button" value="参照..."/> ファイルが選択されていません。 <input type="button" value="追加"/>

学生は、ゼミ教員等との対話(※15)のなかで、少なくとも年に1回、左欄の項目(上述の「社会福祉実践力」の内容)について振り返り、根拠資料とともに結果を記載する。これを学年進行に沿って続けることにより、当該学生の「伸び」を教員とともに把握し、評価することができると考えられる。社会福祉学科のDPには、124単位の単位取得と求められるGPAを満たしたうえで、上記の資質能力について実践を通して理解を深めた人物に学位が授与される旨が明記されている。

(※15) (<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/dsw.html>)。

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

(基本的な考え方)

学位授与方針に明示した学習成果を、実際に学生・卒業生が身につけているのかの把握・測定・評価は非常に難しいが、取り組み甲斐のある課題である。

本学では上述した基本的な考え方とアセスメント・ポリシーのもと、これまで、さまざまな把握方法の開発を進めてきた。

現状では、いずれの学部学科・研究科も、米国で実施されているような大学・大学院入学統一試験や卒業前総合統一試験、欧米や日本で試行された OECD-AHELO フィージビリティ・スタディなどの、いわゆる標準化試験（客観的アセスメント・テスト）は実施していない。以下のように、ルーブリック、学生の主観調査、卒業生、就職先への意見聴取から行っている。

(通学課程・学部)

1) ルーブリックを活用した測定

学業成績のうち、数値化が困難な項目に関しては、授業科目に横断的に活用が可能なコモン・ルーブリック（※16）を作成し、必要に応じて評価に活用している。

コモン・ルーブリックとは、将来的なベンチマークへの適用や、学科目標を踏まえた広い共通要素をもつルーブリックを指し、本学では、これまでに「コミュニケーション能力」、「プレゼンテーション能力」、「情報リテラシー」、「数量的リテラシー」、等の評価軸が考案されている。

（※16） <https://www.tfu.ac.jp/students/rubric.html>

また、学科・研究科等で授業科目ごとに考案されたルーブリックも「科目ルーブリック」としてホームページ上に公開されている（URL 同上）。

一方、下表は、新しい試みとして、主に医療系の科目群によって構成されたカリキュラムに共通して適用しうるルーブリックで、昨年度より一部の学科で試験的に適用している。各レベルに相当すると認められるには、社会的通年に照らして根拠となりうる資料やエピソードが要求される。

医療系 ルーブリック（標準的達成度基準表）					
レベル 身につける事柄	1	2	3	4	5
興味・関心	医療・健康にかかわる仕事への興味・関心がない。	医療・健康にかかわる仕事に必要なことについて学んでいる。	医療・健康にかかわるさまざまな職業について、その特徴を説明できる。	医療・健康にかかわるさまざまな職業に共通して必要となることについて、体系的に学んでいる。	医療・健康にかかわるさまざまな仕事に共通して必要となることについて体系的に学び、それらを実社会で使えるよう研鑽している。
知識・技能	医療人として必要な知識・技能の修得に取り組んでいない。	医療人として必要な知識・技能の修得に取り組んでいるが、説明できるレベルではない。	医療人として必要な知識・技能を、限られた範囲で説明・実践できる。	医療人として必要な知識・技能を、実習等の実践活動で活かしている。	医療人として必要な知識・技能のレベルについて実務者が認め、認定試験（国家試験）の合格水準に達している。
実践的理解	医療・健康に対する理解がない。	地域における健康増進活動に対する理解がある。	地域における健康増進活動に積極的に参加している。	地域における健康増進活動に積極的に参加し、医療・健康について実践から学んでいる。	地域における健康増進活動に参加し、医療・健康について実践から学ぶとともに、自らその普及に寄与している。

資格取得に関連するカリキュラムの場合、各授業の目標達成度はそれぞれに課される試験等で厳格に評価される。しかしながら、科目は専門性により細分化されているため、科目単独で身につく内容は狭く、カリキュラム全体の習得状況で評価されるのが通例である。そのために、教育機関によるアウトカム（学生が身につけた資質・能力）には差が生じにくい傾向がある。

一方、上記の試行例では、当該学生の基本的な資質と、本学の強みである福祉の考え方や地域社会との関連を併せて問うことが可能になる。運用次第で、本学において、たとえば他大学でも開設されているような学部・学科であっても、本学ならではの素養をもった人材の育成が可能になることが期待される。

2) 学習成果測定を目的とした学生調査～学修ポートフォリオと「学修活動アンケート」

全学的な学修成果の把握の取り組みとして、学修ポートフォリオが導入されており、入学時から卒業までの継続的な学修歴と活動歴を蓄積し、学生と教職員とのコミュニケーションを介して、相互に学修成果を確認できる体制を敷いている。また、FD委員会および教務部教育開発支援室が開発した各種アンケート調査が、在学生および卒業生等に対して年次毎に実施されている。

すべての評価・検証の結果は、教務部およびIRセンター教育情報分析室による分析を経て、本学の学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づく査定が行われ、各授業の改善、教育プログラム（カリキュラム）の改善、さらに学内施設などの教育環境の

改善のための資料として活用されている（※17）。令和元年度の査定プロセスにおける各アンケート等の内容を下表に示した。

アンケートの名称	対象種別	対象学年	実施年	実施時期
入学時アンケート	学部生	1年生	毎年度	入学後
学修活動アンケート（学部）	学部生	全学年	毎年度	学年末
学修活動アンケート（大学院）	大学院生	全学年	毎年度	学年末
学生生活アンケート	学部生	全学年	原則として4年に一度	
キャリアアンケート	学部生	全学年	原則として4年に一度	
卒業生アンケート	卒業生	卒業後 3年以内	毎年度	任意
その他の本学の教育向上・改善・開発に資するアンケート	必要な対象 学生	必要な対象 学年	必要時	

（※17） トップ>IR 情報

「IR 情報」 <https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>

学生の振り返り調査（主観評価）は、全学科において、学修ポートフォリオと「学修活動アンケート」で行われている。

学修ポートフォリオは、学生一人ひとりの多様な体験に基づく学修成果を有機的に蓄積し、自ら活用していくためのツールである。学生は、到達目標と現状との差を認識し、メンターとしてのゼミ教員等とのコミュニケーションを通して、目標達成に向けた主体的な行動をおこすことができるようになる。このプロセスのなかで、目標を達成したか否かという絶対値だけでなく、学生が「どの程度伸びたか」という相対値が認識・把握され、これらを授業改善や教育者側の能力向上に役立たせていくことをめざしている。

現在のところ、学修ポートフォリオには下記のようなループリック形式の質問紙（A01、A02 を除く）が用意されている。学生は、ゼミ教員等との対話のなかで、現在の自分が各ループリックのどのレベルにあるのかが認識できる。

	平成 30 年度に公開されているステップ	平成 29 年度以前の入学生に公開されているステップ
オ A 基本 ポ ー ト フ ォ リ オ	A01. 自己紹介シート	E11. 学士力判定
	A02. 進路希望シート	E11.1. コミュニケーション能力（E11 の詳細版）
	A03. 多文化・異文化に関する知識の理解	E11.2. プレゼンテーション能力（E11 の詳細版）
	A04. 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解	E11.3. 問題発見・解決能力（E11 の詳細版）

	A05. 専攻する特定の学問分野における知識の理解	E11.4. 情報リテラシー (E11の詳細版)
	A06. レポート、プレゼン資料、レジュメ等	E11.5. 態度・志向性 (E11の詳細版)
	A07. 学外活動 (課外活動、アルバイト、ボランティア活動など)	E14. 若年者就職基礎能力判定
	A08. 絆体験・チャレンジ体験	E14.1. コミュニケーション能力 (E14の詳細版)
	A09. 現状の課題と目標	E14.2. 職業人意識 (E14の詳細版)
B 授業 関連	B.『リエゾンゼミ I』2018年度ミニレポート	E14.3. 基礎学力 (E14の詳細版)
	B.『リエゾンゼミ I』2018年度ミニレポート (編入生)	E14.4. ビジネスマナー (E14の詳細版)
	B.『福祉ボランティア活動』活動記録	E14.5. 資格取得 (E14の詳細版)
	B.『福祉ボランティア活動』講座記録	E15. キーコンピテンシー (主要能力) 判定
	B.『文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動 I A~IVB』活動記録	E17. 学修行動チェック
	B.『文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動 I A~IVB』講義記録	E18. 履修登録チェック
	B01. メンタルヘルス セルフチェック	E25. 元気点検票 (短縮版)
	B02. 社会人基礎力判定	
	B03. 人間力判定	
C・D 学びの 到達度 評価	C01. 学修成果の把握 (学士力)	
	C02. 学科記号.学修成果の把握 (学科の目標)	
	C03. 学科記号.学びの志ふり返り (学科入学者受入れの方針)	
	C04. 学科記号.学びの姿勢ふり返り (学科教育課程編成・実施の方針)	
	C05. キャリア形成判定	
	D00. TFU 学修成果の把握 (大学の目標学位授与の方針)	

3) 学外有識者からの意見聴取

本学では、卒業生の就業の有無に関わらず、定期的に広く学外からの評価・意見聴取を行い、各学部・学科における指導・運営の方針や個々の授業内容、カリキュラム (教育プログラム) の改善等に役立てている。

令和元年度は、総合福祉学部の3学科と教育学部教育学科について意見聴取 (書面審査とヒアリング) を行い、結果は報告書として公開している (※18)。

(※18) トップ>IR 情報>学外者からの意見聴取「企業等からの評価・意見聴取」

(<https://www.tfu.ac.jp/IR/company.html>)

(通学課程における課題)

これまで、学生の達成度だけではなく、伸びを測ろうとするなど、学習成果のさまざまな把握・可視化方法の開発を行ってきた。

しかし、近年は、これらの学生調査の利用率、回答率が低位に推移していることの改善は、課題としてあがっているが、令和元年度も改善することはできなかった。

これらの学修成果の把握に関する各種取り組みの有効性は、毎年実施されるFD活動アンケートにより検証を行っている。令和元年度の結果は、本学ホームページ「2019年度FDアンケートの結果」で掲載している(※19)。

(※19) https://www.tfu.ac.jp/ir/questionnaire_teacher.html

FDアンケートの結果は6章でくわしく述べられるが、たとえば、ループリックを評価基準としている学修活動アンケートなどの「各種学生アンケート」や「学修ポートフォリオ」は、それ自体ある程度の活用はされているものの、学習成果の把握に「役立った」旨の回答は半数程度に留まった。学士力、社会人基礎力などの汎用的能力の獲得を「学習成果」に含めるか否かという見解も結果に反映されるため、解釈は単純ではないが、取り組みを継続していく場合には、内容・実施様式など何らかの見直しが必要と考えられた。

調査の結果が学内に共有されず、学生や教職員の回答意欲を下げる結果を招いていること、調査がほかのアンケートとともに、多様になり、何を測定しているのか明確ではない項目もあり、学部学科が主体的に取り組もうとする姿勢、学生の回答率が落ちている可能性が指摘されている。

学生の主観調査(アンケート)以外でのIR活動との組み合わせによる把握をふまえた、学習成果の把握方法全体の再設計が求められている時期にあるとも考えられる。

再設計の検討にあたっては、下記のように、多様な立場や観点からの忌憚のない意見交換が必要と考えられる。

- ・「本学で、学生が何を学び、何を身に付けて卒業させたいのか」という「学修成果とは何か」からFD/SD、および忌憚のない意見交換の機会を設ける。
- ・今後の社会の変化に応じた、福祉・教育・看護人材のあるべき姿、必要な力を大学全体として考え、それらも学修成果とし、かつその測定方法を考える。
- ・多様なメンバーが集まって、教職協働も実現させて、意見交換を行う。
- ・学生に過度な負担をかけずに実施可能な縮約的な調査項目の設計を行う。

以上のような意見交換・検討に参加する教職員が多くなれば、実施にあたっての理解者・協力者も多くなると考えられる。必ずしも、学習成果の把握に積極的ではない教職員の参加も有効な可能性もある。

(通信教育部における把握の取り組み)

通信教育部でも、学習成果の把握の基本的な考え方は、冒頭に記載されたものである。通学課程との違いは、ルーブリック評価は授業科目レベルでのみ導入されている。

学習成果の把握の主たる方法は、学習成果の測定を目的とした学生調査である。主観調査（間接評価）ではあるが、DPを含む学習成果の達成度評価を、在学中は「学修実態調査」で、卒業時は「卒業生アンケート」で測定している。（※20）

（※20）通信教育部＞卒業生アンケート

<https://www.tfu.ac.jp/tushin/graduate-survey.html>

「学修実態調査」が在学中の調査で入学直後の実施でないためか、あるいは、すでに学位を所持している3年次編入生が多いためか、在学中の伸びは通学課程ほど大きくは出ない。

卒業生アンケートと自由記述によりDPを含む学習成果の達成度評価を行っている。

達成度は大変高い結果が出る。下記のような「学士力」「卒業時に身につけるべき資質・能力（DP）」が「身につけているか」を問う質問に、「身につけている」と回答する割合は8～9割と高い。主観調査であり、卒業生が「社会的に望ましい回答」をしている可能性はある。しかし、下表の各項目に関連する内容は自由記述でも数多く寄せられ、学士力の獲得が実感されていることも推察できる。通信教育部では、スクーリングによって身に付く力だけでなく、教科書を読みレポートをまとめること、添削指導を受けフィードバックされることで身に付く力も、DP達成の学習成果として大きいものである。

また、自由記述では、自ら大学での学びを志した社会人ならではの、DP達成にとどまらない多様な学習成果が把握される。

通信教育部 社会福祉学科 卒業生アンケート 学士力・DP達成度の質問項目（抜粋）

問 自己評定による「学士力」及び「社会福祉学科の学生が卒業時に身につけるべき資質・能力」の達成度として、通信教育部での学びをとおして現在あなたが身につけていると思うもので、一番あてはまる番号を1つ選び○を付けてください。

選択肢 「4 かなり身につけている」「3 ある程度身につけている」「2 あまり身につけていない」「1 全く身につけていない」「0 入学前からかなり身につけていた」

① さまざまな人の生活、人びとをとりまく社会現象・社会構造に関心をもつ姿勢

② 生活上の課題をかかえている人へかかわりや支援に役立つ福祉的知識

③ 課題解決のために必要な情報を収集・整理・分析・考察し、文章化する力

④ 自身の視点や価値観を反省的にとらえ、自身と異なる多様な視点や価値観を理解する力

（中略）

⑩ 学びをいかして、理論と実践を融合しながら、社会問題の解決や社会に貢献しようとする姿勢

⑪ よりよい福祉の実現のために、多様な知識や視点を学ぶ大切さを理解し、現在の自身のもつ知識・技術は不完全であり学び続けようとする姿勢

分野の特性に応じた学習成果（専門性）は、下記などで把握している。

- ・資格取得率（先述）
- ・学科で学んだ内容を自身で問題設定し記述する「卒業試験」または「卒業研究」
- ・学びの振り返りアンケート（平成29年度3月卒業者より・回答は任意）

「学びの振り返りアンケート」で、下記に一部をあげるように「本学通信教育部で社会福祉学、心理学を学ぶことで、最低限身に付けるべき知識や考え方」がどの程度身に付いているかを尋ねる調査を実施している。

毎回、全卒業者に対して5～6割程度の回収率であるが、どの項目も8割以上で「現実に知識を応用したことがある」「教科書などを見て復習すれば他者に説明できる」という回答で学習成果達成の点からは望ましいものである。ただし、これらもテストではなく、学修内容についての情報があらかじめ示されており、それに対して自己報告を求める間接アセスメントである。

社会福祉学科 2019年3月 学びの振り返りアンケート 質問項目（抜粋）

問 社会福祉学科で学んだ内容の一部について、振り返りをしながら、現在のあなたがその知識をどれぐらい身に付けているかを教えてください（主観的な判断で結構です）。一番あてはまると思う番号を1つ選び○を付けてください。

選択肢：「4 在学中に学習し、福祉実践をはじめとする職業生活や日常生活、またはニュース見聞の際にあてはめて考えたり、応用したりした経験がある」

「3 在学中に学習し、復習（*）すれば他者に概略を説明できる」

「2 在学中に学習したが、復習（*）しても他者に説明できない」

「1 在学中に学習した記憶がなく、他者に説明もできない」

「0 通信教育部入学前から理解しており、福祉実践をはじめとする職業や日常生活での実践、ニュース見聞の際にあてはめて考えたり、応用したりした経験がある」

（*）ここでいう「復習」とは、教科書や関連するホームページを読み返したりすることなどを指すことにします。

福祉に関する見方・考え方	2000年の「社会福祉基礎構造改革」で「社会福祉法」が成立し、「措置から契約へ」「利用者の意向の尊重」「自立支援」「権利擁護」などが理念であること 近年の「地域共生社会」重視は、縦割りや支え手・受け手の二分化を乗り越える理念だが、福祉の担い手や責任が曖昧になる等の問題も考えるべきこと
対象者・利用者理解	人間の状態は「個人要因と環境要因で決まる」「貧困や犯罪、依存症などの人を見る際に個人のみを要因にする思考法は誤りの可能性が高い」こと 過去の失敗経験などから、人が信じられなくなったり、やる気を失って自暴自棄になったり、支援の声をあげなかったり、支援を拒む人がいること
個別支援技術	利用者と面接する際には、利用者の不安の理解、ラポールの形成、傾聴などが大切で、座る位置の調整、適度な相づちなどの面接技術も必要なこと
専門職倫理・規範	利用者の利益の最優先、利用者の自己決定の尊重、他の専門職との連携・協働、人間の尊厳の尊重、社会正義の実現等のソーシャルワークの価値や倫理

福祉心理学科 2019年3月 学びの振り返りアンケート 質問項目（抜粋）

人間の能力の不完全性・限界	「自分の意思で行っていると思っている行動や思考が、無意識から影響を受けている可能性がある」こと キーワード：無意識 人間は「外の世界を正確に認知しているわけではない」「色眼鏡で見ている可能性がある」こと キーワード：錯視、スキーマ
---------------	--

	「権威者の指示があれば常識人が理解しがたい残酷なことをする可能性がある」こと キーワード：ミルグラムの実験
自己理解・他者理解	「出来事の原因をどこに求めるかで感情や価値判断が影響される」「自責の念が強すぎると抑うつ状態になる可能性がある」こと キーワード：原因帰属
	自分の力ではどうしようもない失敗経験が続くことで、無力感に陥り、やる気を失ったり、自暴自棄状態の人がいること キーワード：学習性無力感
集団・社会理解	人間の行動は個人要因と環境要因の両方の影響により決まり、「何かが起きた時に個人のみ の要因にしてしまいがちな思考は誤りの可能性がある」こと キーワード：レヴィンの法則
学習	ある行動が起きた時に賞罰を刺激として与えることでよい行動の形成も悪い行動の形成も、 条件づけによる学習で形成できること キーワード：行動主義、S-R理論
心理学的支援	カウンセリング場面では、クライアントの不安や抵抗、転移や逆転移などを理解し、受容的 姿勢での傾聴などによる信頼関係の構築が大切なこと キーワード：ラポール
科学的思考法	仮説が成り立つかの正確な結論を出すには、比べる条件以外の要因のコントロール＝同じに する＝が必要なこと キーワード：実験計画、仮説検証、要因統制

また、自由記述では、「社会福祉の実践力」「心理学的な対人理解力」が学習成果として達成されていることが把握される。それを職業・地域・家庭などで活用し、利用者、まわりの他者の幸福・社会的な便益を増進させている効果が推測できる。リカレント教育では、学習成果がすぐにでも活用できる現場をもつ学生が多く、また本学の教育はそれらの学生の思いに応えていることがわかる。

通信教育部卒業生へのヒアリング調査では、「通信教育部のレポートを通じて身に付く学ぶ力・考える力・伝える力があれば即戦力、在学生には自信をもって通信教育部の学びを進めてほしい」などのコメントをいただく。卒業生は通信教育部の学びを肯定的にとらえており、今後もさまざまなかたちで学び続けたいという思いを表明する方も多い。その結果、通信制大学院や地域の大学院へ進学する方もいる。また、卒業後に、福祉などの研修の参加者も多い。学びの大切さ、楽しさに気付くことも大切な学習成果ととらえられる。

(大学院・通信制大学院)

大学院（通信制含む）では、所定の授業科目における単位取得状況と、学位論文の質的内容およびそのプレゼンテーション能力などで学習成果把握を行っている。(※21)

学生が身に付けるべき資質・能力の目標は、研究科専攻により異なる。しかしながら、通学課程においては、学修成果としての評価のあり方として、①教員と学生自身の協働によって行われること、②教員による評価の視点は、受け身の学修でなく、自らレポート課題、研究課題、実習課題を設定し、主体的に課題解決に取り組み、課題選択のレベル、成果までの過程の分析や結果について、合理的、実証的にまとめているかを重視し、課題のレポートのまとめ方、プレゼンテーション能力、ディスカッション能力、修了課題のレポート等から総合的に判断すること、③学生による評価の視点は、本学独自の学修ポートフォリオ（学士課程で用いられているものと同一）によって学びの過程と学位授与の方針の達成度を視覚化して確認すること、の3点について一致している

(※21) 大学院便覧

<https://www.tfu.ac.jp/students/arprn890000001r6d-att/s9n3gg000000uiyp.pdf>

修士および博士の学位論文の審査にあたっては、各研究科専攻で定められた学位論文審査基準に基づき、主として①研究課題の明確性および先行研究を踏まえての的確性、②課題を追求する上での方法論の適切性、③研究方法および調査方法の妥当性、④結論の妥当性、⑤研究の独創性と研究分野への貢献、等の観点から総合的に判断を行うとともに、筆記あるいは口頭試験による学力の確認が行われる。(※22) その後、所定の審査委員会等の議決により学位授与が認められる。(※23)

(※22) 大学院便覧

<https://www.tfu.ac.jp/students/arnp890000001r6d-att/s9n3gg000000uiyp.pdf>

通信制大学院ガイドブック

https://www.tfu.ac.jp/tushin/gs_yoko/pdf/202002.pdf

令和元年度における各研究科専攻の学位授与率は先述のとおりである。

(※23) 学位授与数・授与率（2019年度）

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/count.html>

なお、学士課程と同様に、毎年学修活動アンケートを実施し、大学院教育に対する満足度、学修時間と学修行動、大学院生活における不安や悩み・意欲、社会人としての基礎力、成長の実感と満足度、の結果を公表している（自由記述を除く）。(※24) 令和元年度は、修士課程で2名の回答(回答率7.4%)、博士課程で1名の回答(回答率12.5%)を得たのみであったため、個人的な意見としての把握にとどめた。

(※24) 学修活動アンケート

https://www.tfu.ac.jp/IR/s9n3gg000000fw2t-att/questionnaire_learning2019_02.pdf

(学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発)

ここまで記載したように、本学はこれまで、学生の学習成果やその伸びを把握および評価するためのさまざまな取り組みを重ねてきているが、一度、把握・評価測定方法の再整理が求められている。

評価の視点 3: 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学習成果の把握の結果を、教育課程（カリキュラム）の改善、教育の質の向上に役立てることが求められている。また、学生自身が「何を学び、何を身に付けて卒業するのか（学習成果）」を自分でことばにでき、社会に説明できるようになる教育をめざす必要がある。

学生の学習成果を把握および評価するためのさまざまな取り組みは、IR センター、通信教育部などの発案に基づき、部科長会議、経営戦略会議などの承認をとって行われているが、内部質保証の観点からは、内部質保証委員会からの指摘が行われている。本章に記載された下記のような課題も、内部質保証委員会からの指摘に関連したものである。

- ・アンケート全体の再設計が求められていること。
- ・結果を学内に共有し、改善や学生の成長につなげ、学生や教職員の回答意欲を下げないようにすること。
- ・学修ポートフォリオ（各種マイステップ）も全学的に浸透しているとは言えず、DP などに基づく学習成果の把握の再設計が求められていること。
- ・IR センター、FD 委員会、部署・学部学科の役割分担と協働が求められていること。

(7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(改善・向上の取り組みにおける IR センター、FD 委員会、教務部委員会の役割)

学習成果の測定結果の適切な活用に基づく教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価は、測定を行い結果を提示する IR センター、内部質保証責任部署の企画部、教育課程の改善などを審議する組織として教務部委員会や FD 委員会（通信教育部では、通信教育部委員会、大学院・通信制大学院は研究科委員会）が設置されている。これら委員会は定期的開催されるとともに、内部質保証システム体系に位置づけられている。たとえば、FD 委員会は、毎年、前期・後期に全授業について学生による授業評価を実施するとともに、内部質保証システムにより定期的に、授業レベル、教育課程レベル、全学レベルで改善に向け次のように組織的に取り組んでいる。

まず、授業レベルでの改善の取り組みとしては、担当教員は授業評価の結果を踏まえて「授業における向上・改善・開発の目標設定」に記入し、学生に公開している。

次に、教育課程レベルでの改善の取り組みとしては、総合基礎課程および各学科（以下「学科等」という。）で高い授業評価を受けた教員による FD を実施し、優れた授業メインドや授業スキルについて共有するとともに、授業評価が低い教員については、学科等の長が「授業向上ポートフォリオ」と「授業に関する自己点検・評価」の記入を求め、それに基づいて授業改善の助言を行っている。

(授業評価とその活用)

授業評価による教育の質の向上と授業改善に関する本学の方針(※25)に基づき、毎年、ゼミ等を含むすべての科目について、下記の要領で「授業評価アンケート」を行っている。

評価項目は、共通項目と科目群項目、学科オリジナル項目より構成される。共通項目は、授業改善目的の3つの側面すなわち、①パフォーマンス向上(学生をひきつける魅力ある授業の実施)、②知識・技術等の定着(行動原則、「使える」知識・技術、などの獲得)、③総合的アウトカム(希望する業種・職種への就業など)と、教員・学生の関わりに基づき、基本属性、受講学生の取り組み方、教員の取り組み方(授業姿勢、授業スキル、授業内容、授業改善などの質項目)、授業を受けた結果(学修成果、満足度など)、よかった点と改善してほしい点・要望より構成されている。講義科目以外の科目の評価項目は、原則として当該科目に合わせて構成される。

授業ごとの結果は、回答期間終了後に受講学生(回答者)と担当教員にフィードバックされるとともに、原則として全授業の結果について、ホームページ上で学生の授業選択の参考として学内公開される。全学、学科等ごとの基幹的科目の平均値については、ホームページ上で一般公開される(※26)。

授業の担当専任教員は、上述の結果に基づいて、次年度の授業の向上・改善を目的として「授業における向上・改善・開発の目標設定(PDCA)」に記入し、授業評価の回答期間終了後1ヶ月以内に受講学生に公開するとともに、次年度の当該授業の履修予定学生に公開する。

また、学部学科等および研究科専攻レベルでの組織的な教育の質の向上の取り組みとして、授業評価の学部学科等および研究科専攻の集計結果に基づき、学部学科等および研究科専攻の自己点検・評価に反映させている。特に授業評価の高い専任教員の教育マインドや授業スキルについては、学科等のFDを通じて共有される。一方、授業評価の低い授業の担当専任教員は、「授業向上ポートフォリオ」に記入の上、学部学科等および研究科専攻の長、または教務部長による助言・指導を受ける。当該教員は、その助言・指導を反映させて、「授業における向上・改善・開発(PDCA)」に取り組むこととなる。

全学レベルでの組織的な教育の質の向上の取り組みとしては、授業評価の集計結果について部長学科長会議で共有し、意見交換を行っている(※27)。授業評価が優れて高い教員は、ベストティーチャーとして表彰され、全学FDセミナーにおいて模擬授業等を行っている(※28)。それにより、優れた教育マインドや授業スキルについて全学的に共有し、全学的な授業力向上を図っている。

令和元年末に行われたFD活動アンケートの結果(※29)からは、「授業評価アンケート」が授業内容・カリキュラムの改善・向上へ向けての取り組みとして「役立った」旨の回答が60~70%に達した。また、学修成果の把握に関する取り組みとしても「役立った」旨の回答が70%前後に達し、概ね効果的と考えられる。

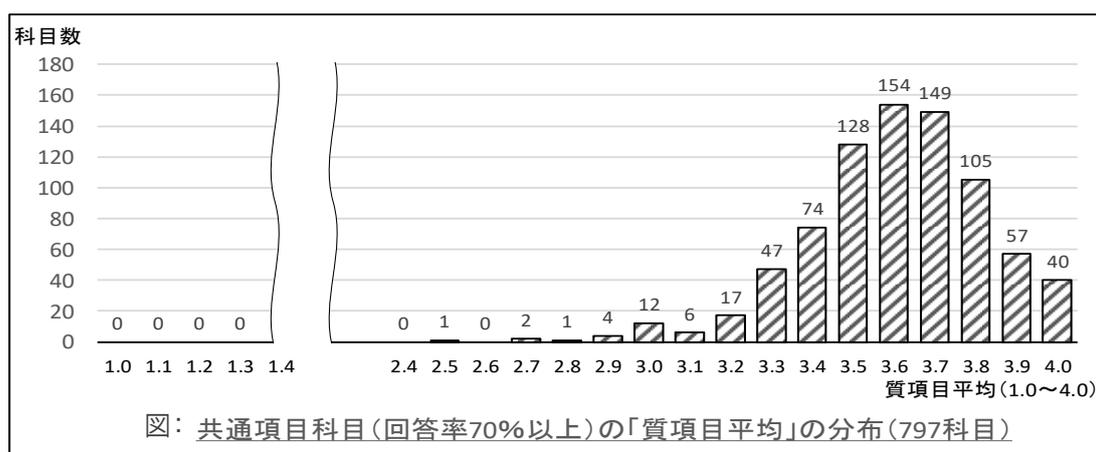
令和元年度は、全開講科目数3031科目のうち、2593科目から有効回答が得られた。回答

率は 85.5%となり、前年度の 82.6%より微増という結果であった。質項目と満足度の設問は以下の通りである。

「質項目」（評価方法：1点～4点までの4段階から選択）

1. シラバスの内容は、学生の身になって具体的にわかりやすく書かれているか
2. 授業の内容と方法は、シラバスの「授業の内容」「授業の方法」に沿っていたか
3. 教員の話し方や声の大きさは、明瞭ではっきりとしており、聞き取りやすかったか
4. 教育支援機器を活用して、学習内容の視覚化や“見える化”を適切に行っていたか
5. 授業の理解を助け、深めるのに、講義・演習・実験などで適切な補助教材を用いていたか、また、実技・演習・実験などで適切な指導をしていたか
6. 学生が質問や意見を出しやすいように工夫を行い、質問に適切に応じていたか
7. 授業を進める上で、教室の広さや空調、教室間移動時間、実習時間などに応じた配慮を行っていたか
8. （教員に）授業への熱意や意欲が感じられたか
9. 適切な授業構成となっていたか
10. 学習効果を高めるための授業方法の工夫や授業の改善に関する学生の意見などを取り入れていたか
11. 総合的に考えて、教員の考え方や姿勢は学習者にとって効果的だったか
12. 「満足度」（評価方法：『非常に満足』『ある程度満足』『あまり満足できなかった』『全く満足できなかった』の4段階から選択）
13. 総合的に考えて、この授業は自分にとって満足できるものだったか

令和元年度の結果は、本学ホームページに公表されている（※30）。学生回答率 70%以上の 797 科目について、授業の質項目平均の分布を下図に示した。



4点を満点として3.2以上に約99%の科目が分布しており、全体としては概ね好評という結果であった。しかしながら、平均が3.0以下科目も10科目程度あり、このような結果を招いた原因を把握する必要があると考えられる。

満足度の結果は以下の図の通りで、「満足」「ある程度満足」という回答が全体の約 94% を占めた。

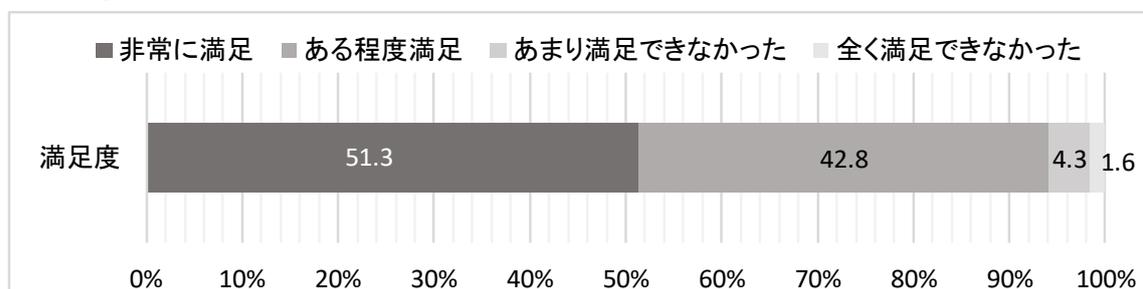


図 授業評価アンケートの満足度項目の回答

回答率が著しく低い（30%未満）の科目の約 4 割は、いわゆる「ゼミ」であり、授業評価の手段として活用してもらえていないケースが多いと推測された。

上述の質項目の多くは、基本的に「教員が学生に教える」という講義スタイルを想定して作成されており、ゼミをはじめとした教員と学生のフラットな関係性に基づく対話型授業や、学生主体の活動が中心となる授業の評価には適さないと考えられる。

今後は、授業科目全体をあらかじめそれぞれの実施スタイルに基づいて大別し、そのうえで、現行の授業評価アンケートは、主に従来型の講義スタイルの科目等の評価に活用し、対話型および学生主体の活動が中心となる授業では、学修ポートフォリオなど学生の「伸び」が客観的・主観的に評価され、授業改善に資することができる方式への移行を試みたい。

(※25) 授業評価による教育の質の向上と授業改善に関する本学の方針

https://www.tfu.ac.jp/IR/s9n3gg000000fx08-att/evaluation_policy.pdf

(※26) 授業評価アンケート <https://www.tfu.ac.jp/IR/evaluation.html>

(※27) 部課長会議議事録

(※28) 令和元年度 全学 FD セミナー計画表

<https://www.tfu.ac.jp/FD/action/plan.html>

(※29) 2019 年度 FD アンケートの結果

https://www.tfu.ac.jp/IR/questionnaire_teacher.html

(※30) 2019 年度 授業評価結果報告（全学科・研究科 共通項目）

<https://www.tfu.ac.jp/IR/s9n3gg000000fx08-att/s9n3gg000000ugai.pdf>

(大学院)

大学院についても、質項目と満足度の設問は学部と同一である。令和元年度は、全開講科目数 103 科目のうち 41 科目から有効回答が得られ、回答率は 39.8%（前年度の 46.6% より微減）であった。学部と比べると回答率は低い、質項目のすべてにおいて平均が 3.5 を

超えており、満足度についても、ある程度以上満足という回答が全体の 97%を占めた。結果の詳細は本学ホームページに公表されている（※30）。

（通信教育部・通信制大学院）

通信課程においても、通学課程同様本学の方針（※25）に基づき、学部生スクーリング授業評価（授業方法別：会場スクーリング・オンデマンドスクーリング・ビデオスクーリング、〈以後スクーリング〉）による質向上とスクーリング授業改善を目的として、開講全科目の「スクーリング満足アンケート」ならびに「スクーリング受講後の感想」のアンケートを行っており、結果を担当教員へフィードバックするとともに、通信教育部ホームページ上で公開している。

アンケート評価方法は、4点を満点にして（4点：非常に満足・3点：ほぼ満足・2点：やや不満・1点：非常に不満）4段階から選択、全科目合計で「非常に満足」「ほぼ満足」を合わせると94.9%の学生より高評価を受けている。スクーリング別の平均値は、「会場スクーリング満足度」3.52点、「オンデマンドスクーリング満足度」3.34点、「ビデオスクーリング満足度」3.13点となり、対面授業の会場スクーリングが高評価の結果となっている。

在宅学習が主の通信課程のためか、会場まで時間を作り参加し実際に教員と向き合う授業の魅力、出席した学生同士の交流等に結びつく会場スクーリングの評価が高く、できるだけ多くの科目の会場スクーリングを実施できるように、教員の協力を求めている。

また、今後の課題として、オンデマンドスクーリングおよびビデオスクーリングの満足度が、会場スクーリングよりも低いことが挙げられる。Web上や画面等での学習においても魅力ある授業を提供するため、より学生と教員の距離を近づける専用のコンテンツ開発を行うことで満足度の向上をめざす。

通信制大学院においても学部生同様のスクーリング満足度アンケートを行っており、「非常に満足」「ほぼ満足」を合わせると97.0%の高評価を受けている。

各アンケートの実施検討や効果持続の有無を判断してきたが、今後はアンケートを今以上に最大限に活用し効果検証を行う必要がある。

アンケート調査結果を一冊（※31）にまとめ、通信教育部委員会委員へ提出し、評価意見を頂戴し次年度に活かしている。学生にも大半を公開している。

（※31） 調査内容

- ① 在学学生の学習実態調査
- ② スクーリング満足度（スクーリング別）
- ③ スクーリング満足度（科目別）
- ④ 実習科目受講者（授業評価）
- ⑤ 卒業研究受講者（授業評価）
- ⑥ 通信生大学院スクーリング（授業評価）
- ⑦ 3月卒業生アンケート

(改善・向上の取り組みにおけるその他の方策)

さらに、全学レベルでの改善の取り組みとしては、授業評価等を踏まえて選ばれたベストティーチャーによる模擬授業、授業参観、授業動画の視聴により、優れた授業マインドや授業スキルを共有するようにしている。そして、授業評価のデータを用いて、教員の取り組み、授業、学生の学修意欲等が学習成果に与える影響について研究している。教員の熱意を学生が感じられた場合、授業満足度だけではなく、学習成果も高くなるなどの結果が出ている。

(学習成果の測定結果の適切な活用)

学習成果の測定結果の大学レベルでの活用は、本学の長所を発見し伸ばすことに主眼がおかれている。

短所・不足しているところの把握は難しい。短所の把握ができている場合（たとえば外国語活用能力）、外国語チームでの授業改善にいかされている。ただし、改善の効果が明確に出ているとはいえない。

授業レベルでの学習成果の測定結果は、担当教員の授業改善にいかされている。

教育課程の変更への活用としては、たとえば基盤教育科目の導入にあたって、学生に身に付けさせたい内容の科目であることと、学生の伸びや ICT 活用能力の高さなどの学習成果の測定結果もふまえて、いくつかの情報系の科目がおかれることになった。通信教育部でも、カウンセリング力や地域づくりの力をもっと身に付けたい、という卒業生の自由記述から、カウンセリング系の科目の充実、特講科目としてコミュニティ・ソーシャルワークⅠ～Ⅲを開講した。しかるに、現在のところ、学習成果の測定結果を直接の要因として、教育課程を変更したことはない。

2. 長所・特色

理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）等を明確にした学位授与方針を設定している。

また、学部および大学院ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成し、各課程に相応しい教育内容を提供している。

学生の学修意欲を促進させるために、わかりやすく興味を引くようなシラバスを作成し、授業の形態や方法にも工夫を凝らした教育プログラムに基づいて教育研究指導を行い、学生の「個」に着目した適切な履修指導を行うなど、学修の活性化のための十分な措置を講じている。明示された学位授与方針に基づき学位授与が適切に行われている。

これらは、授業満足度や学生の成長実感に表れている。

特色のある教育として、

- ・リエゾンゼミによる丁寧な初年次教育
- ・職業的自立に有効な資格の取得をめざす科目の学修を推奨し、実際に多くの学生が資格を取得していること
- ・汎用的能力、人とかかわる力を身に付けるために、ボランティア、課外活動の機会を充実させ、実際に取り組んでいる学生が多いこと
- ・「プロジェクト実践活動」「教職実践活動」「キャリアデザイン・インターンシップ」各種「実習」科目などを通じた体験・経験とその振り返りの場の提供
- ・実学臨床教育・多職種連携教育などの新しい試みにより、多様で複雑な現場をイメージした教育の場の提供
- ・キャリアセンターやゼミ担当教員などによる丁寧なキャリア支援

を実現させ、就職後にいかせる能力（社会人に必要な資質）を身に付ける学習成果の達成ができています。これらの結果、学生がタフな優しさ、専門性に裏打ちされた対人理解・支援力をもって、社会のなかで他者に貢献できる力を身に付けています。

教育水準の維持・向上のために、ファカルティ・デベロップメント（FD）の一環として授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施するとともに、教育効果・学習成果を定期的に検証し、その結果を着実に改善に結び付けています。

本学では、前述のとおり、主に学業成績（総修得単位数およびGPA）と学生の振り返り調査（主観評価）の二通りで学習成果の評価を行っており、学修ポートフォリオや各種アンケート等による評価の方法・指標を開発しています。

3. 問題点

（教育課程の編成）

教育課程については、多様な価値を実現するためにやや拡大しすぎている面もあり、それが端的に科目の多さ、履修の複雑さに表れている。今後、下記のようなことを検討して、取り組んでいく必要がある。

- ・DPを達成する趣旨に基づいた科目の整理
- ・課外活動がしやすい時間割、留学や長期インターンシップがしやすい学年暦
- ・履修ルールの単純化・わかりやすさの追求
- ・リエゾンゼミの少人数化（ひとりひとりの多様性に応じた支援につなげる）
- ・学生アンケートのさらなる有効活用

（新たな方向性の模索）

教職員と学生がDPという一定の目標を共有しながら、過度の専門性への固執を排し、相互に成長していく大学教育に向けて、学内ではさまざまな議論がなされている。

今後、本章で取り組みを強化すべきこととして下記があげられる。

- ・学部・学科を超えた連携の強化（教育・研究・社会貢献において）
- ・教員・職員間の連携の強化（教職協働）
- ・卒業生（通学・通信・大学院）との連携の強化
- ・実践現場・研究現場との連携の強化
- ・学生情報／学内・外の情報の共有
- ・教員だけではなく職員においても学びの推奨

他分野、現場などがもつ実践知の取り込み、教員・職員・学生と現場との教育・研究・社会貢献の協働活動、学生の教育・研究・社会貢献活動への参加を通じて、たとえば地域共生社会づくり、地域の健康福祉システムの再構築、福祉分野の ICT 活用などに貢献する人材育成を行っていくことが必要である。

（学習成果の把握）

本学の学士課程では、情報福祉マネジメント学科以外の学部学科では、卒業論文の提出・審査合格を学位授与の条件とはしていない。したがって、卒業判定という意味では、現状では、個々の授業科目の評価と、総合的には GPA 等の成績評価に基づく卒業認定の可否のみが学位の質を保証するものであり、大学全体および学部・学科の DP を満たしているという以外、特に所属した学科の学問的専門性を背景にした知識・技術等については評価の客観性に欠けるきらいがある。

これを是正するため、共通の指標を採用した、いわゆる大学ベンチマークに参加し、その結果を参照して評価を補正することが行われつつあるが、専門性の把握は全国（または国際）共通テストの作成は難題であるため、国家試験がある学科以外の学士のレベルの客観性を担保する努力は、全国レベルの取り組みを注視しながら本学の自主的な取り組みを進めていくしかないと考えられる。

また、学士力が身に付いているかの学習成果の把握は、業者テストなども開発されているが、学部・学科の構成や学生数、大学のミッションなどさまざまな観点から本学と「対等」と考えられる大学は現実には少なく、安易な比較や序列化は誤った結果を導く可能性も否定できない。

いずれも、たとえば学部・学科別のベンチマーク等を視野に入れつつ、本学の自主的な取り組みで、学士のレベルの客観性を担保する努力をいっそう進めることが必要と思われる。その際、学生の負担を考えた節約的なアンケート設計も求められている。

これらの改善については、専門部署としての IR センターのみが担当するよりは、学部学科教員の忌憚のない意見の吸い上げ、教職協働や卒業生の参加、今後の社会の変化に応じて求められる学習成果とその測定方法の開発などにより、多様な立場や観点を反映させた学習成果の把握方法を検討していく必要がある。

学科の DP 策定の際と同じく、教職員のもつ多様な考え方をオモテに出して対話し、科目、

科目群、学部学科、全学の学習成果と、その把握方法について共通合意をつくっていく必要がある。

将来的には学生も参加したなかでの学習成果の把握が検討されてもよいと考えられる。

4. 全体のまとめ

教育課程、学習成果の把握とも、他大学に比してもさまざまな取り組みは行っている。その結果、学生がタフな優しさ、専門性に裏打ちされた対人理解・支援力をもって、社会のなかで他者に貢献できる力を身につけている。

今後もより学生の成長を促し、広い意味での社会で生きる力を身に付けるための教育課程の改善が求められている。また、改善のためとともに、学生が実感し自ら言語化できるような学習成果の把握・可視化に努めていく必要がある。その際、質保証で求められるベンチマークの設定、どの程度多様で節約的な指標をつかって、学習成果の把握・可視化を深いレベルで行っていけるかは、今後の取り組み甲斐のある課題である。

今後も、DP/学習成果を大学全体で真摯に考え、その達成・実現に取り組むこと、DP/学習成果中心の大学づくりに向けて努力していくことが継続して行われることが必要である。それが、学生募集における他大学の差別化、現場・企業・社会へのアピール、一体感のある大学運営、特色ある大学づくりなどの好結果につながると考えられる。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点 2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

(学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表)

本学の建学の精神「行学一如」、教育理念「自利・利他円満」の実現のための3ポリシーは各学部・学科・研究科と企画部において検討・決定され、「求める学生像」「入学前に培うことを求める能力」を含むアドミッション・ポリシーは既に平成29(2017)年4月から本学ホームページに公表している(※1)。また、大学案内『With You 2020』、入試ガイド『Your Way 2020』、『令和2年度 入学試験要項』、『令和2年度 通信教育部募集要項』、『令和2年度 大学院入学試験要項』、『令和2年度 通信制大学院募集要項』においても受験生並びに保護者向け「入学時のチカラ、入学時の思い」として、理解しやすいように明示し公開している。

(入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像)

また、学生の受け入れ方針の設定については、入学試験要項において各入試別に出願資格を設定している。入学前の必要な知識の水準については、各学部・学科のアドミッション・ポリシーで明示している。

(入学希望者に求める水準等の判定方法)

入学希望者に求める水準等の判定方法については、入学者選抜委員会(通信教育部は通信教育部委員会・大学院は研究科委員会)で検証し、各学部・学科のアドミッション・ポリシーに沿った判定方法で総合的、かつ適切に判定される。

ただし、令和3(2021)年度入試から大学入学共通テスト、学力の3要素を評価する選抜方法の変更等により、「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像」「入学希望者に求める水準等の判定方法」の記述の見直しを求められている点について検討している。

(※1) トップ>大学について>教育方針

「本学及び各学部・学科・研究科の教育研究上の目的と3つの方針」

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

(学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定)

責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制として、副学長を委員長とする入学者選抜委員会を設置し、アドミッション・ポリシーに基づき「学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定」「公正な入学者選抜の実施」「合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施」が公正かつ適正に行われるよう入学試験を実施している。

「学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定」の検証は、入学後の成績（GPA）、卒業率、課外活動への参加、就職状況などをIRセンターからのデータ分析に基づいて、毎年行っている。なお、データからはAO入試の合格者が最も良好な結果を残しているが、どの選抜方法でも大きな差はない結果が出ている。

(授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供)

ホームページ(※2)、大学案内、入試ガイドおよび各種パンフレット、受験雑誌等で情報提供し、公正かつ適正な学生募集に努めている。さらに、高等学校教員対象入試説明会、オープンキャンパス、各入試説明会などを通じて周知・案内している。

「高等教育の修学支援新制度」の案内は、令和元(2019)年秋より周知活動を行った。令和2(2020)年度はホームページや各種冊子等への掲載を行うように検討している。

(入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備)

選抜の透明性を担保するために、入試判定会議として入学者選抜委員会を開催して合否を判定し、教授会で決定している。入学試験の実施に当たっては、入学センター長を長とし入学センター職員がその円滑な遂行に努めている。入学試験・選抜の実務の適切性も入

学者選抜委員会で検証している（通信教育部は通信教育部委員会・大学院は研究科委員会）。

さらに、自己点検・評価報告に基づいた全学的内部質保証システムで適切性を検証している。令和元年度は「学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定」については、入試改革プロジェクト委員会で検討され、入学者選抜委員会に提案がなされた。(3) で記載のように令和3（2021）年度選抜方法の改善にいかされた。

選抜方法については、全学部学科ともアドミッション・ポリシーに基づき、AO入試、専門課程推薦入試、同窓生等推薦入試、帰国生徒、社会人、外国人留学生入試、公募制推薦入試、センター試験利用入試（センタープラス含）、一般入試と、多様な入学者選抜方法で受験の機会を設けている。

なかでも、AO入試の社会福祉学科における第2次選考では、高齢者施設での1泊2日の体験実習を課し、選抜試験内においても本学の建学の精神「行学一如」をいかした内容に取り組んでいる。また、その他の学科においてもプレゼンテーションや状況設定問題ディスカッションなどを取り入れ、入試改革における「学力の3要素」（1. 基礎的な知識・技能 2. 思考力・判断力・表現力等の能力 3. 主体的に学習に取り組む態度）に沿った選抜方法を採用している。

（入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施）

入学を希望する者への合理的な配慮が必要な障がいのある学生の受け入れについては、障がいの程度により必要とされる配慮が異なることから、学部の入学試験要項に所定の手続き方法を明記し、事前の個別相談により試験の実施方法等を決定している。「障がいのある学生の受け入れ方針」についても、ホームページに公開し合理的な配慮を実施している（※3）。

（※2） トップ>受験生の方へ

「入試情報」 (<https://www.tfu.ac.jp/admissions/index.html>)

トップ>保護者の方へ

「保護者の方へ」 (<https://www.tfu.ac.jp/guardian/index.html>)

トップ>高校の先生方へ

「入試情報」 (https://www.tfu.ac.jp/teaching_staff/index.html)

（※3） トップ>大学について>教育方針

「障がいのある学生の受入れ方針」

(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/handicapped.html>)

通信教育部では生涯学習、高等教育の社会人への開放の理念もあり、アドミッション・ポリシーにも記載のとおり入学者選抜方法を書類選考とし、4月入学および10月入学の年間2回の入学時期を設け、ほぼ全員が入学している。また、学生募集方法は、通信教育部

独自のホームページの開設、入学案内、募集要項およびリーフレットなどで情報提供を行っており、さらに、各地合同説明会への参加、各地で独自入学説明会開催により広報に取り組んでおり、入学者選抜方法および事務手続きの手順・方法を明確にしている。そのほか、不合格者への通知では、その理由を明記することにより透明性を確保している。合理的な配慮を希望する方は「障がい（疾病）にともなう配慮等申請書」で申告し、希望に応じ個別相談を行っている。申告や相談は、もちろん選抜には無関係である。これらを入学属性ごとの卒業率などのデータをもとに、検証している。「授業料その他の費用」は明示しており、「経済的支援に関する情報提供」も、学費の分割納入、奨学金、「高等教育の修学支援新制度」などの紹介を行っている。

大学院の学生募集情報は、大学ホームページによって公開し、東北福祉大学大学院入試試験要項を掲載し、過去の入学試験問題も公表されている。通信制でもアドミッション・ポリシーと「通信制大学院学則」に則り、筆記試験（専門科目）、面接試験、出願書類（研究計画書等）から入学者選抜を行っている。いずれの入学者選抜も、大学院委員会を組織し、入試に関する透明性と公平性を確保している。「授業料その他の費用」は大学院も明示されているが、「経済的支援に関する情報提供」は不足しているため、令和2年度以降の課題である。

(3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

(入学定員に対する入学者数比率（【学士】）)

学部全体の入学定員は、平成27(2015)年度に福祉行政学科および教育学科が設置され、さらに社会福祉学科が100名の定員増を実施したことで、入学定員は1,300名となった。このことから各学科の出願状況、定員に対する入学者数・在籍者数に鑑み、学科新設および入学定員・収容定員の見直しを行ってきた。

(編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】))

編入学定員は設けていない。

(収容定員に対する在籍学生数比率)、(収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応)

収容定員の管理は、入学センターと教務部で行っている。収容定員は、入学者選抜委員会から IR センター・経営戦略分析室で分析され経営戦略会議において適切か検証している。

また、平成 28 年度に実施した大学基準協会の認証評価において指摘事項のあった努力課題（入学定員超過率および収容定員超過率）についても下記のように改善している。

(令和 2 年度大学基準協会へ提出する改善報告書より抜粋)

基準項目	5 学生の受け入れ
指摘事項	2016（平成 28）年度において、総合福祉学部（通信教育部を除く）では、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がともに 1.20 と高く、同福祉心理学科でもそれぞれ 1.22、1.20 と高いので、改善が望まれる。
評価当時の状況	2016 年度入試の状況 総合福祉学部の過去 5 年間の入学比率の平均＝1.20 総合福祉学部の収容定員比率＝1.20 福祉心理学科の過去 5 年間の入学比率の平均＝1.22 福祉心理学科の収容定員比率＝1.20
評価後の改善状況	指摘を受けた努力課題は、2017（平成 29）年 3 月実施の部長学科長会議において共有し、改善の方向性が決定された後、内部質保証委員会から担当部署へ対応を求め、入学センターを中心に以下の通り改善している。 (数値はいずれも 2020（令和 2）年度 5 月時点のもの) ・総合福祉学部の過去 5 年間の入学比率の平均＝1.12 ・総合福祉学部の収容定員比率＝1.13 ・福祉心理学科の過去 5 年間の入学比率の平均＝1.15 ・福祉心理学科の収容定員比率＝1.12 大学全体でも、2016 年以降の入学者は 1,485 名、1,510 名、1,513 名、1,439 名、1,390 名（いずれも入学定員 1,300 名）と推移し、入学定員に対する入学者比率 5 年間平均は 1.13 である。2020 年 5 月時点での収容定員 5,200 名（通学学部生）に対する在籍学生数は 5,838 名で、在籍学生比率は 1.12 の改善となり、いずれも 1.20 未満に改善している。

令和元年度の入学者は 1,439 名（入学定員 1,300 名）であり、入学定員に対する入学者数比率は約 1.10 である。また、収容定員 5,200 名（通学学部生）に対する在籍学生数 5,916

名で、在籍学生比率は約 1.13 である。各学部・学科・研究科の入学者数、在籍学生者数はホームページで公開している（※4）。

（※4） トップ>大学について>学生・教職員・卒業生

「学部・学科、入学・収容定員数、学生数、入学者数及び卒業生数」

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/count.html>

過剰、未充足にあたる学部学科に関しては、管理体制を検討、内部質保証システムのもと是正に努める。

令和元年度まで数年間、大学院（通信制大学院含む）、通信教育部が未充足である。未充足の原因分析を行い、現状の対策が効果的かを検証し、現状の対策の強化・継続・休止などの判断とともに、未充足を解消するような実効的な対策を打ち出していくことが 2020 年度に早急に求められる。

大学院・通信制大学院、通信教育部それぞれに下記のような検証を開始した。

- (a) これまでとってきた対策の具体的な内容と不足部分の検討
- (b) 上記対策の効果検証（入学者アンケートより）継続の有無の適切な判断
- (c) 今後の新たな入学者確保の方策の検討と実行

その結果、現時点では、下記のとおりである。

1) 大学院（通学制）

- (a) これまでとってきた対策の具体的な内容と不足部分の検討

【社会福祉学専攻（博士・修士）】

〔対策の具体的な内容〕

社会福祉学専攻における令和 2 年度の収容定員は収容定員を満たしていない状況にあるが、この背景には、社会経済環境の悪化や大学卒業者数の減少等による大学院進学を希望する学生の全体的な減少、修了後の進路が不明確な点、低学費である国立大学への流出などさまざまな要因があるものと考えられる。

このような状況を脱するための措置として社会福祉学専攻における学生募集に関しては、大学ホームページに大学院研究科の入学者受け入れの方針を掲載し、各種の入学試験要項、大学院募集要項、大学院ホームページ、大学院進学相談会等により広報活動を行っているが十分な成果を得るに至っていない。

〔不足部分・今後強化を検討していく内容〕

今後の対策において、大学院定員管理の適正化は大学院研究科における喫緊の課題であり、大学院研究科において定員削減、新たな学生募集広報、研究内容の充実などの方策について検討が進められている最中である。

【福祉心理学専攻（修士）】

〔対策の具体的な内容〕

福祉心理学専攻臨床心理学分野は、臨床心理士指定大学院としてのカリキュラムが必須である。臨床心理士資格認定協会の基準により、学内外での長時間にわたる臨床心理実習が必須、さらには、事前事後指導、ケースカンファレンス等に係る教員の条件が限定されていることもあり、学外実習先、臨床心理士養成にかかわる教員数を考慮すると、現状では1学年10名の定員が妥当である。受け入れ大学院生の数を増やすためには、学外実習先の確保と教員の増員が必須である。なお、公認心理師国家資格の受験資格に対応できるカリキュラムにも対応するなど、心理臨床の専門家養成に積極的に対応してきた。しかし、一方では実習先確保や指導にあたる教員の負担はさらに増加している状況である。

福祉心理学専攻ではかつて臨床心理学分野10名、福祉心理学分野10名の計20名で運用してきており、臨床心理学分野については1学年10名に対応できるよう、実習先や教員が構成されてきた事情がある。平成31年度の福祉心理学分野の募集停止にともない、臨床心理学分野として1学年20名という実際に指導可能な学生数以上の定員が残されている状態になっていることが、学生充足率が低い原因になっている。

福祉心理学分野のカリキュラムは臨床発達心理士の資格取得を軸としていた。しかし、公認心理師国家資格が導入されることにより、臨床発達心理士資格のみの取得では、心理臨床の専門家としての活躍が期待できなくなる状況が予想できたこと、それにともない、将来的に志願者の確保が見込めないことが福祉心理学分野募集停止の主な理由である。その際、10名分の定員を臨床心理学分野にそのまま増やした事情については不明である。

以上の経緯から、本来は1学年20名の定員を10名に減らして運用することが現状に対応していると考えられるが、大学全体の定員の管理に関する事項であるため、福祉心理学専攻内だけの議論には無理があると思われる。実習先を確保し、1学年20名で運用する可能性もあるが、大学院生の質の確保、教員の増員（複数名）、さらには臨床心理相談室のさらなる整備などが臨床心理士資格認定協会より求められる可能性もあり、対費用効果などの点で慎重に考えているところである。

以上の点を踏まえると、本来想定している定員10名に対する志願者、入学者は低迷しているとは言えないと考えられる。資格対応の整備の過渡期であった平成30年度入試に総志願者数10名であったが、平成31年度入試、令和2年度入試とも17名の志願者がおり、志願者の能力、意欲も含めて心理臨床の専門家として適正のある学生の選抜ができています。その結果、たとえば平成30年入学者4名のうち3名が進路変更等の理由により退学した年もあったが、平成31年度入試、令和2年度入試による入学者は現在のところ意欲的に研究を続けている状況である。

〔不足部分・今後強化を検討していく内容〕

福祉心理学専攻臨床心理学分野に入学して公認心理師の受験資格を取得するためには、基本的には公認心理師に対応した大学の学部での単位履修が必要である。本学福祉心理学

科では、大学院へ進学して公認心理師の受験資格を取得できるためのカリキュラムを開設しており、各学年 30 名程度のコース履修者が在籍している。現在の学部 3 年生がその最初の学年であり、令和元年度は本学福祉心理学科の学生、および外部の志願者向けに複数回の説明会を実施した。それぞれ在学中の大学院生も出席し、大学院生の生の声を志願者に届けることにより、参加者からは、大学院での研究生生活のイメージがわかりやすく伝わったという評価と感想を得ている。また、主に心理系の学部をもつ大学に広く福祉心理学専攻のポスターを作成し、郵送配布。首都圏の大学からの志願者が増えるなど、志願者の幅も広がっている。

加えて他大学の学部においても公認心理師コースが設置されており、他大学出身の受験者の増加も見込まれたため、一般入試、学内特別推薦入試、社会人入試それぞれの定員のバランスや入試制度について、専攻内で検討を開始しているところである。それにともない、現在は 1 学年 20 名として募集要項に示している定員を、実情に合うように 10 名にできないか、という点についても模索中である。

【教育学専攻】

[対策の具体的な内容]

平成 29 年度、本学教育学部の大学生数名を対象にヒアリングを実施したところ、次の 2 点の周知が不十分である可能性が浮上した。

- ①大学院の役割（大学院で学生は何をするのか）
- ②本学大学院の学費（宮城県内の国立大学法人と同水準であること）

そこで、平成 30 年度、大学生に対してこの 2 点の周知を実施し、入学定員の 50% (5 名) の内部進学確保のため、広報活動の充実をめざした。内部進学目標数を入学定員の 50% とした理由は、学生らが多面的な深い学びを得るためには、内部進学者だけでなく社会人などで構成されることが望ましいと考えたためである。その結果、令和元年度の内部進学者は 6 名であった（前年の平成 30 年度の内部進学者は 1 名だった）。

この結果を受けて、令和元年度は引き続き、平成 30 年度と同様の対応を実施した。主だった活動は、①教育学研究パンフレットの作成、②教育学部在学学生に対する個別説明会などである。加えて、内部進学者数の目標値は確保したものの定員は満たしていない。そこで、本研究科のホームページに大学院在学学生が研究活動などの記事を発信する活動を行った。

[不足部分・今後強化を検討していく内容]

令和元年度、本研究科のホームページに大学院在学学生が研究活動などの記事を発信する活動を行った。この取り組みは、在学学生が「大学院の役割（大学院で学生は何をするのか）」を把握していないというヒアリング結果に基づく。この記事発信の効果検証は今後実施する。

(b) 上記対策の効果検証（入学者アンケートなどより）継続の有無の適切な判断

【社会福祉学専攻（博士・修士）】

通学制の学生に、このことについて、令和元年度入学生に10月26日修士論文、博士論文構想発表会終了後、聞き取りをおこなった。今後も機会を利用して学生の意見聴取をおこない、対策の効果検証を継続したい。

【福祉心理学専攻（修士）】

令和元年度、福祉心理学専攻における研究発表、実習に関する発表などの活動について大学院ホームページだけではなく、学部福祉心理学科のホームページにも掲載しているが、ヒアリングによれば、大学院志願の学生は「大学院のイメージが理解できた」、また教員についても、「主として学部の教育を中心にかかわっている教員も大学院生の研究活動について理解が進み、その結果学部学生に大学院進学を進めることに積極的になった」という意見が得られるなど、学部福祉心理学科との連携に対して一定の効果があったと判断できる。

【教育学専攻】

令和元年度、本研究科のホームページに大学院在学生在が研究活動などの記事を発信する活動を行った。この取り組みは、在学生在が「大学院の役割（大学院で学生は何をするのか）」を把握していないというヒアリング結果に基づく。この記事発信の効果検証は令和2年度中に実施する予定である。

(c) 今後の新たな入学者確保の方策の検討と実行

【社会福祉学専攻（博士・修士）】

上記意見聴取の結果、社会人学生、学部卒業生それぞれから、研究科での学修のモデルのようなものが見えないという意見が聞かれた。令和2年度より学年暦を整備し、入学後のスケジュールを明確にしたので、学修モデルともに進学相談会などの機会に示していく。

【福祉心理学専攻（修士）】

臨床心理士、公認心理師養成という、教育目的が明確である一方、同じカリキュラムをもつ他大学の大学院よりも優れている点を強調した情報発信が必要になると思われる。本学大学院の特徴としては、すでに関連施設の実習先の多さがアピールできる場所であるが、今後、さまざまなクライアントに対応できる心理臨床の専門家養成のため、医療現場、教育現場の実習先を充実させるとともに、臨床心理士、公認心理師国家資格の合格率を高めるなど、専門教育の質の高さをわかりやすく発信できるような学生指導を行っていく。公認心理師国家資格の合格率については、令和2年度から情報を集約する予定である。

【教育学専攻】

ホームページにおける記事発信の強化を予定している。本学大学院の魅力を適切に発信していくことが入学者確保に必要だと判断している。そこで、ホームページにおける記事発信の効果検証は令和 2 年度中に実施予定である。まずは、この調査を適切に行い、そのうえで、記事発信を強化する方向性を検討していきたい。

2) 通信制大学院

(a) これまでとってきた対策の具体的な内容と不足部分の検討

【通信制大学院 募集要項】

- ① 平成 29 年度の募集から、修士論文の指導内容を募集要項に記載し、より具体的な情報を入学希望者に提供。出願者増加につながったと考えている（出願者:平成 27 年度 13 名、平成 28 年度 10 名）。
- ② 平成 30 年度には募集要項の構成を変更し、掲載内容も精査した。修了者の声や科目一覧に各テーマを新しく記載するなど本学通信制大学院がイメージしやすいような情報を掲載。また、平明さをめざし、必要な情報を簡潔に記載するようにした。
- ③ 令和元年度の募集からは出願書類をダウンロード可能とし、利便性を高めた。

【通信制大学院 社会福祉学専攻】

- ① 院生や入学希望者から児童に関する科目を設けてほしいという声が多く寄せられ、平成 30 年度に「児童家庭福祉研究・演習」を開設。
- ② 令和元年度から時代に即した科目名（ソーシャルワーク研究・演習、認知症ケア研究・演習など）に変更し、ニーズのある科目（実践事例検討、地域包括ケアシステム、災害福祉論など）も新しく設け、カリキュラムを一新した。
- ③ 新型コロナウイルス感染防止にともなったインターネット授業の普及に遅れをとることなく、導入を検討する必要がある。

【通信制大学院 福祉心理学専攻】

- ① 令和 2 年度の募集からカリキュラムを大きく変更。入学希望者がカリキュラムを見ただけで、学修内容が推測できる科目名（心理学的な理論と支援[発達心理学]、心理学的な支援と応用演習[発達心理学]など）とした。また、福祉や医療などの現場を含む社会生活全般で直面する問題について、高度な心理学的知見で解決できる人材育成をめざせる分野（発達・学校教育・社会・臨床・健康・司法犯罪・高齢者心理学）を開設。まだ入学者数は少ないが、現場で活躍する公認心理師、作業療法士、精神保健福祉士の方が入学しており、一定の成果が得られたと考えている。
- ② 社会福祉学専攻と同様に、インターネットによる授業の確立。
- ③ 出願者の増加を目的として、より有効な広報活動を検討していく必要がある。

[不足部分・今後強化を検討していく内容]

- ① 通信制大学院では、令和 3 年度に社会福祉学専攻のカリキュラムを見直し、令和 4 年度から認定社会福祉士取得にかかわる一部科目の単位修得を可能にする。
- ② 福祉施設・医療機関・学校などの的を絞った広報活動を検討していく必要がある。
- ③ ホームページを対象者別に内容を掲載するなど、利用者に対してより明確な内容としたい。

(b) 上記対策の効果検証（入学者アンケートなどより）継続の有無の適切な判断

これまで、出願時の志望理由書の内容や、修了時アンケートの満足度・達成度の高さで、対策の検討や効果継続の有無を判断してきたが、今後はアンケートを最大限に活用し綿密な効果検証を行っていく必要がある。

入学時のアンケートで回答を得ている入学動機や選択理由と対策の適切さ、修了時のアンケートでの達成度や満足度などとの比較をもとに検証していく。

(c) 今後の新たな入学者確保の方策の検討と実行

課題：インターネットを用いたスクーリングおよび修士論文の面接指導の実施

〈変更点〉

- ① 3 日間のスクーリングは対面で授業を実施してきたが、1 日目（4 コマ）をインターネットによる授業（動画配信・同時双方向）とし、2、3 日目を対面での授業とする。
- ② 修士論文の面接指導について、対面による指導に加え、インターネットを使用し同時双方向で指導する。

〈事由〉

- ① 令和 2 年度の新型コロナウイルス感染拡大防止策で培った実績をいかし、インターネットを使用した授業や指導を設けることで学修の利便性が増し、出願者の増加を図る。出願者の増加は、より優秀な院生を確保するうえで必要不可欠であり、本学の活性化にもつながると考える。
- ② 変更点①では対面での授業を 2 日間にするすることで、土日祝日の休日で開講できる。たとえば、7 月に 1 日、9 月に 2 日間など 3 日間を分割して開講する科目が多く、変更①を行うことで、院生の来校数が 1 回となり、休日利用と合わせて交通費削減となり経済面でも、社会人が通いやすい大学院をアピールすることができる。同時に教員の拘束時間を減らすことができ、研究活動の活性化に資すると考える。
- ③ 変更点②は学修の進捗状況によりインターネットでの指導を加えることで、より効率的な指導が可能となる。また、変更点①と同様に社会人が通いやすい大学院をアピールすることができる。

3) 通信教育部

(a) これまでとってきた対策の具体的な内容と不足部分の検討

[対策の具体的な内容]

- ① 平成 30 年度募集より、募集要項等の見直しを行い新たに「リーフレット・入学案内」を追加作成、リーフレット (A4 三つ折り) を福祉・医療施設、実習先等、約 8,000 件へ郵送による広報活動の強化を図った (郵送料減額による郵送先昨年度の 50%増)。
- ② 上記広報により資料請求数が、令和元年度募集用 4,028 件、令和 2 年度募集用 4,306 件 (令和 2 年 7 月現在) と増えているが、入学に結びついていない。
- ③ 令和元年度募集より、入学選考料免除制度 (本学教職員・学生・卒業生の紹介による出願者は、入学選考料 10,000 円免除) を導入し、口コミ紹介による入学者増加を図った。
- ④ 令和元年度募集活動、本学単独説明会 (関東以北) 48 会場、合同説明会 (関西以东) 9 会場にて実施。
- ⑤ 毎年オンデマンド授業配信数の増加を図り、自宅での学習環境への充実を図っている。
(令和元年度は、新たに 10 科目配信予定であったが、12 科目配信している)
- ⑥ 平成 30 年度より通信教育部ホームページをより見やすい、わかりやすく、検索のしやすさをテーマに随時リニューアルを行っている。通信教育部卒業生の活躍 (学会発表や通学の講義でのゲストスピーカー) を広報している (※5)。

(※5) 通信教育部ホームページ「学生・卒業生の声」(<https://www.tfu.ac.jp/tushin/voice/>)

[不足部分・今後強化を検討していく内容]

- ① 募集要項の分散化の継続、本学の魅力を伝えるために昨年度より、より見やすく、わかりやすい募集要項の作成準備を行っている。
- ② 福祉心理学科での国家資格「公認心理師」の基礎科目修得(学部履修分)課程設置を検討。
- ③ 「新たな知識・スキルの習得」そうした知識を身につける手段として、教育と就労のサイクルを繰り返すリカレント教育のために、各団体等へ PR を図る。(科目等履修生を含む)
- ④ 1 年次入学者の割合が増加傾向にあることから、共通基礎科目の充実を検討している。特に、大学への導入教育として、読む・書く・調べる等の能力向上を図っていく。

(b) 上記対策の効果検証 (入学者アンケートなどより)・継続の有無の適切な判断

- ① 入学者アンケートや入学説明会参加者アンケートにより、入学時の希望資格や学びたい領域・分野等のニーズを調査し、「リーフレット・入学案内」やホームページ作成等の広報活動にいかしている。

- ② 在学生の職業別割合にて約 4 割が福祉系に勤務していることから、郵送による広報活動を潜在的入学希望者が多いと考えられる福祉施設等に行っている。
- ③ 入学選考料免除制度を利用した志願者数は、志願者の約 4 割が利用していることから、ある程度の効果があったものと考えられる。

(c) 今後の新たな入学者確保の方策の検討と実行

- ① 福祉・医療現場との連携・広報強化。
- ② 来年度から始まる社会福祉士・精神保健福祉士新カリキュラムへの対応。
(旧カリキュラム・新カリキュラムの相違点の明文化を進める)
- ③ 1 年次の入学がここ数年増加傾向のため、入学センターとタイアップし高校への広報活動の強化を図る。

(4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <p>評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

(適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価)

学生の受け入れの適切性については、各入試終了後に、入学者選抜委員会から、学部・学科および専攻ごとに、学生の受け入れ方針に基づき公正かつ適正に実施されているかを点検・評価し、IR センター経営情報分析室に報告・審議され、経営戦略会議においても適切に実施されているかを点検・評価を行っている。

各入試結果を基に、学部および専攻ごとに各入試の定員、出願資格、試験問題、面接内容を点検・評価し、それらを入学者選抜委員会での審議を経て部長学科長会議および教授会に諮り、次年度の入学試験要項の策定に反映させている。通信教育部においては通信教育部委員会が、大学院では大学院委員会がその役割を担っている（※6）。

(※6) 「通信教育部委員会規程」「大学院委員会規程」

上記、点検・評価に基づいて、下記のような改善が令和元年度中に実施された。

- ・令和 3（2021）年度入学者選抜に学校推薦型選抜「高大連携」の新設を予定。一般選抜「スカラシップ」入試の実施（前年度「給付型奨学金入試」名称変更）予定。

(外部評価)

令和元年度には、外部評価委員会による「AO 入試についての实地調査」を実施し、AO 入試の選考内容、入学後の学生状況、AO 入試で合格した学生へのインタビュー、学内関連施設「せんだんの杜」への視察、実学臨床教育実習生、卒業生（AO 入試で入学、実学臨床教育受講、その後せんだんの杜へ就職）へのヒアリングを行い、入試から教育プログラム、

卒業後の状況等の検証を行った。AO入試とその後の教育は、実地調査において外部評価委員からも好意的な評価を得ている。(※7)

具体的な評価の内容として、東北福祉大学のAO入試は、たんなる選抜の機能だけでなく、教育の一環として機能しており、AO入試自体が、入学志願者の成長や覚醒の場、貴重な教育の場になっている。このような入試を実施するためには大学として大きな人的、物的なコストがかかっていると思われるが、大学全体の取り組みとして、協力体制ができていると感じられた。そして、その成果は極めて高い卒業率や、学科の専門性を生かした進路を選択する者の多さに表れている。大学組織、大学教職員、関連施設職員が一体となった改革が進めたことにより、東北福祉大学のブランドを高めることに大いに貢献したとみることができよう。まさに東北福祉大のブランドを象徴するAO入試の仕組みであろう。本来あるべき「学修者本位の学び」がAO入試からスタートして、大学の教育システムにおいてすでに日常化していると考えられる。と評価されている。

その他、入学前教育に関しては、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に記載されている「入学前に培うこと」を基に、入学前レポートを課し、入学前から社会課題に興味をもって論理的に考えることに繋がり、スムーズに大学での学びへの移行に結びついていることとして、評価された。

また、アドミッション・ポリシーと、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの相関性をさらに客観化し、教育成果の可視化が可能になれば、より一層人材育成の成果が顕著な大学として評価が高まるものと期待される。最後に、今回外部評価で取り組んだ「AO入試」の評価と、大学全体の年度別「自己点検・評価」との関係が少々わかりにくかった。との課題も挙げられているので、今後の外部評価に向けて取り組んでいく必要がある。

(※7) トップ>大学について>大学評価>外部評価

令和元年度東北福祉大学外部評価委員会報告（令和元年7月19日実施）

2. 長所・特色

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示したうえで、それに基づいた学生募集、入学者選抜、入学前教育を実施するとともに、内部質保証システムを活用し、定期的な検証を行っている。また、通学課程（学部）の学生募集状況も良好である。

また、令和元年度には、外部評価委員会による「AO入試についての実地調査」を実施し、AO入試の選考内容、入学後の学生状況、AO入試で合格した学生へのインタビュー、学内関連施設「せんだんの杜」への視察、実学臨床教育実習生、卒業生（AO入試で入学、実学臨床教育受講、その後せんだんの杜へ就職）へのヒアリングを行い、入試から教育プログラム、卒業後の状況等の検証を行った。AO入試とその後の教育は、外部評価委員からも好

意的な評価を得ている。

情報福祉マネジメント学科では、令和元年度は高大連携事業を積極的に推進し、それにより数名の志願者を得ることができた。来年度以降も、高校側、大学側双方のニーズをより満たすように高大連携事業を推し進めていくことが期待される。

3. 問題点

各媒体等を活用し広報活動をしているものの、大学院の入学者数については、通信制大学院社会福祉学専攻を除いて未達成である。たとえば教育学研究科は全院生数 8 名（収容定員 20 名）であり、適正ではなかった。今後は、内部進学者も踏まえ、教育学専攻としての魅力を学内、学外に届くよう募集方法を検討していく必要がある。また、募集方法だけでなく、働きながら学びやすくする環境整備として、土日祝日を利用した講義を実施している。現状、アクセスによる移動時間の問題により、集中して授業が受けられない状況である。今後は新型コロナウイルスと共生の道が予想されるため、ICT 環境を基盤とした先端技術（本学では EduTrack、Meet を活用）を活用することによって、学びにおける時間・距離などの制約を取り払い、個別に最適で効果的な学びや支援を充実させる。また、可視化が難しかった学びの知見の共有やこれまでにない知見の生成を図ることが大切であるため、教員と院生が直接学ぶことができる環境の整備も感染症対策を万全にしつつ実施することも重要である。

通信教育部に関しても、ここ数年入学者数が大きく減少傾向にあり、入学者確保の対策は急務である。この状況では、教学的な視点（教員側）、経営的な視点（職員）における「教職協働」により課題の情報共有、そして改善に向け取り組んでいくことを期待したい。大学ホームページでの通信教育部の魅力の発信を継続し、福祉現場との連携・広報強化、通学課程卒業生・保護者への広報強化、福祉心理学科における国家資格・公認心理師の基礎資格（学部履修分）取得課程設置や、通信教育部学生・卒業生の「学んでよかった」などの感想、満足度の高さ、学びをいかした活躍の姿の広報も今後検討していく必要がある。

いずれも、先述のとおり未充足の原因分析を行い、現状の対策が効果的かを検証し、現状の対策の強化・継続・休止などの判断とともに、未充足を解消するような実効的な対策を打ち出していくことが令和 2 年度に求められる。

なお、通学課程（学部）の募集は好調ではあるが、今後の 18 歳人口の減少などに鑑み、入学センターと IR センターで現在の強みの理由を分析し、アドミッション・ポリシーのあり方の見直しが課題としてあげられる。

4. 全体のまとめ

入学者選抜については、入学者選抜委員会を設置し、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に適応した選抜を実施している。入学定員に対する入学者数比率も適切である。高大接続改革に基づいた（学力の 3 要素等）入学者選抜試験の実施や、3 ポリシー

の検証、高大連携等も、入学センターを中心に着実に改善を進めてきている。

外部評価委員会からの講評・所見を踏まえ、「大学入学の入り口（入試）から、大学の建学の精神やミッションに基づき、魅力的な東北福祉大学ならではの教育システムを構築し、学内外に示していくためにも、総合型選抜（旧 AO 入試）の位置づけはより明確に可視化して（図に示すなど）、今後は「東北福祉大学の教育システム」の象徴として、よりインパクトのあるものへと強く打ち出していく、今後は総合型選抜（旧 AO 入試）だけでなく、他の入試区分も同様に「可視化」できるシステムづくりを進めていく必要がある。

大学院（通信制大学院含む）、通信教育部の入学定員に対する入学者数確保は喫緊の課題であり、大学院の課題に対する取り組みとしては、各種学会を本学に誘致し学生にも公開講座として受講できるシステムや、各種専門分野による研究者の公開討論を実施し、学問研究に興味をもつ契機を構築することも重要であり、公開講座を単位認定するシステムも今後は検討していくことも必要である。

第6章 教員・教員組織

1. 現状の説明

- (1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点 2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

(大学として求める教員像)

本学が求める教員像は「大学の求める教員像及び教員組織の編成方針」(※1)の「1 大学の求める教員像」に記載されている。その内容を要約すると下記のとおりである。

建学の精神「行学一如」と、教育の理念「自利・利他円満」を踏まえ、

- (1) 3つのポリシーを理解し、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、かつ教育に熱意をもっている
- (2) 専門分野の研究者として絶えず研鑽を積み、継続的な成果を生み出す
- (3) また、大学に求められている役割を認識し、他の教職員と協力して大学運営を円滑かつ効率的に推進する
- (4) 自らを省察し、常に向上をめざしてFD研修他、あらゆる機会に自らの資質・能力の研鑽に努める

教員の使命と役割については学内規程の「組織・職制規則」第9条において明確に定められている。また、資質については、「東北福祉大学教員選考基準」において、教授・准教授・講師・助教・助手の資格としての資質が明記されている。

(教員組織の編制に関する方針)

「教育研究組織の編成方針」および「大学の求める教員像及び教員組織の編成方針」(※1)の「2 教員組織の編成方針」に記載されている。その内容を要約すると下記のとおりである。

2-1 教員配置

- (1) 大学の目的・理念に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準に則った専任教員の配置
- (2) 教育特性に見合った対学生数比をとまなう人数を有し、適切な年齢・職位バランスを考慮し、教育課程に相応しい教員の配置
- (3) 教員組織の国際性に留意するとともに、特定の範囲の年齢、性別に著しく偏ることのないよう多様性に配慮

2-2 教員人事

- (1) 教員の募集・採用・昇格に関しては、全学の任用規程の適切な運用を行い、十分な透明性と公平性を確保
- (2) 科目担当者ならびに大学院指導資格上の適合性については、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、かつ、教育・研究上の実績を踏まえ、厳正に審査し、相応しい教員を採用している。

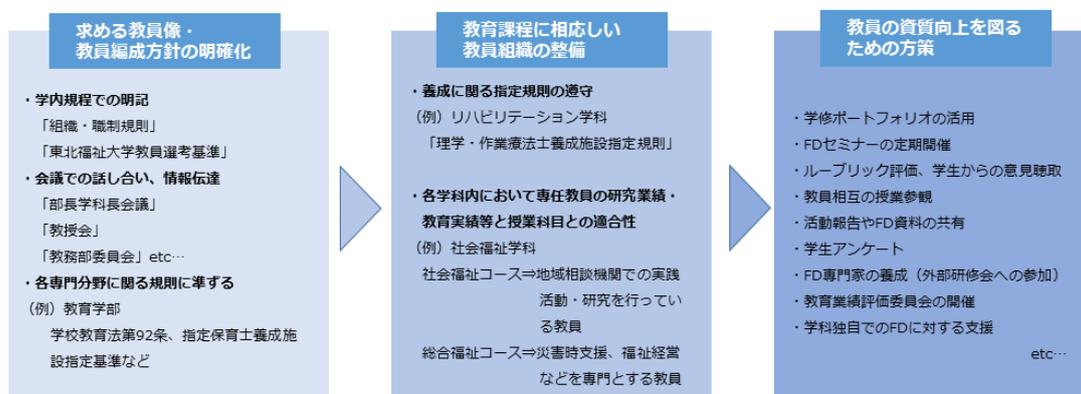
また、本学の建学の精神や教育理念、目的の実現に向け、本学の求める教員像及び教員組織の編成方針をふまえ、学部・学科、研究科・専攻毎に求める教員像及び教員組織の編成方針が定められている。

(※1) トップ>大学について>各種方針 「大学の求める教員像及び教員組織の編成方針」 (https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)

教員組織の整備については、下記も参照されたい。

教員組織の整備について

教員組織の整備について



教員像、教員組織の編成方針などは、大学HPに記載

教員の募集・採用・昇格の適切性

【募集】

- ・法人部門で窓口を設置
- ・本学ホームページや科学技術振興機構JREC-INを活用

【採用・昇格】

- ・経営戦略会議での人事方針の決定
- ・学内規程での明記
「東北福祉大学教員選考規程」「東北福祉大学教員選考基準」
- ・研究業績だけでなく、教育業績や学内外での活動状況等をもとに多面的に判断

(2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点 3：教養教育の運営体制

(大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数)

本学は、「教育研究上の目的」を実現するために、「学位授与の方針」、「教育課程編成の方針」に基づいた「教育研究組織の編成方針」を策定し、教員組織を編成している（※2）。また、編成に当たっては、学校教育法第9章（大学）第83条～第114条、大学設置基準第3章（教員組織）第7条～第13条、大学院設置基準第3章（教員組織）第8条～第9条の2を遵守し、そして本学では多くの種類の資格取得のための教育課程も有するために、その養成にかかわる指定規則を遵守しながら教員組織を編成している。大学全体の専任教員は、各学部・学科、研究科において専門分野の研究を深化させ、必要な資格を有する教員組織で整備されている。

(適切な教員組織編制のための措置)

教員構成に関しては、編制に関する方針の他に、以下の学内規程に明記されている。

- ・組織・職制規則第3章（大学及び大学院）第8条（職位及び職能）3項
- ・大学院学則では第56条（教員組織）

(※2) トップ>大学について>各種方針

「各種方針」(https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)

(編成方針に沿った現状の検証)

「教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性」は、総務部、教務部、学部・学科、経営戦略会議で確認・検証している。「各学位課程の目的に即した教員配置」が不足している場合は各学部学科からの要望と全体のバランスに鑑みて、改善している。「国際性、男女

比」「バランスのとれた年齢構成への配慮」「研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置」についても、同様である。

教員組織の現状をデータで示すと、下記のようなになる。

専任教員数 推移 (平成 29 年～令和元年)

学部学科	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
総合福祉学部	97	91	93
社会福祉学科	60	60	62
福祉心理学科	21	20	21
福祉行政学科	10	11	10
総合マネジメント学部	28	25	25
産業福祉マネジメント学科	16	13	13
情報福祉マネジメント学科	12	12	12
教育学部 教育学科	48	53	52
健康科学部	64	63	66
保健看護学科	31	29	32
リハビリテーション学科	24	25	24
医療経営管理学科	9	9	10
合計	237	232	236

※平成 29 年の総合福祉学部社会教育学科所属教員 (6 名) は教育学部教育学科に含める

専任教員 コマ数 推移 (平成 29 年～令和元年)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
専任教員の責任担当以上のコマ数	1487	1501	1537
平均コマ数	6.27	6.47	6.51

なお、非常勤講師数や担当科目数の適正な配置についても、教務部が中心となり改善が続いている。改善の結果、平成 29 年から令和元年まで非常勤講師数は減少し、専任教員が担当するコマ数の割合が増加した。

非常勤講師数 推移 (平成 29 年～令和元年)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
非常勤講師	195	171	157

※評価責任をもつ非常勤講師 (単独で科目を担当する) の人数 (オムニバスを除く)

教員の配置、丁寧な教育、今後学科として注力したい研究教育を進めていくうえで、どの専門分野の教員が不足しているのか、などについて、データをもとに現状を把握していくことが求められる。その現状と今後のあるべき教員編成とのギャップを把握し、学部学科の意向と全学的な見地からのすり合わせをエビデンスをもって検討し、本学の今後の発展を実現するための適切な判断・決定・実行が求められている。

(3) 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の任免は、経営戦略会議において、その年度ごとの懸案事項に沿った人事方針を決定し、進めている。

本学における教員の採用および昇任の選考については、『東北福祉大学教員選考規程』、また、教員選考基準が『東北福祉大学教員選考規程』第 3 条第 2 項に基づき『東北福祉大学教員選考基準』にて定められている。そこには、本学の教員（教授、准教授、講師、助教、助手）の選考基準が明記されている。

また、『学則』第 10 条第 2 項の規定に基づいて置かれる、選考（審査）委員会ともいえる「人事委員会」では、就業規則および教員選考基準に基づき、被選考者の学歴、教員としての経歴、研究上の業績（刊行された著書、論文、報告書等）、専攻分野に関する実務上の実績等の他、学会および社会における活動、勤労意欲、勤務態度・姿勢、人柄なども考慮に入れ総合的に判断している。

本学教員の募集については、特別に規程を設けず、法人設置以来の伝統・慣例により法人部門に常時窓口を開き、広く学内外からの推薦を得ている。また、これまで健康科学部保健看護学科・リハビリテーション学科、教育学科教員の採用にあたって、本学ホームページや科学技術振興機構JREC-INなどを活用し、公募も実施している。そのほか、各学部の専門分野により、学校教育法や理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、診療情報管理士養成校としての指定基準等、特定の規則に従い、教員を採用している。

昇格は、当該教員の教育への取り組み、研究業績偏重にならず、学内外での活動状況等から多面的に判断し、人事委員会で候補者を選考（審査）し、経営戦略会議の議を経て、教授会において報告している。なお、昇格の審査基準には研究教育業績の他に社会的活動、学会および社会における活動も加味し、建学の精神である「行学一如」および「自利・利他円満」に沿ったものとしている。

通学および通信制大学院に関しては、大学院大学制度を取らないため、大学としての教員採用を行い、大学院教員は学部兼担を原則としている。教員人事は、人事委員会規程に則り運用されており、教員の選考は、人事委員会規程に規定する「教員選考基準」および

「就業規則」等に基づき、人事委員会において審議した上で、学長に進達され、決定される。

募集・採用・昇任にあたっては、(2) にあげたように丁寧な教育、今後学科として注力したい研究教育を進めていくうえで、どの専門分野の教員が不足しているのか、などについて、データをもとに現状を把握していくことが求められる。その現状と今後のあるべき教員編成とのギャップを把握し、学部学科の意向と全学的な見地からのすり合わせをエビデンスをもって検討し、本学の今後の発展を実現するための適切な判断・決定・実行が求められている。

(4) ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

FDについては、FD委員会が下記の通り実施している (※3)。

① 教員の資質向上のためのプログラムおよび教育システムの企画・開発

アカデミック・ポートフォリオ、あるいはティーチング・ポートフォリオ (本学における名称は「教員個人の自己点検・評価シート」) の毎年の作成・提出を義務付けている。

また、ホームページの学修ポートフォリオ (本学における名称は「マイステップ・リエゾンポートフォリオ」) を介した学生・教員間のコミュニケーションを推進することにより、学生の能力・資質の多面性を理解・評価し、全人的な成長を促すことができる教員の育成に努めている。

② 研修会の開催

全学的な取り組みとして、定期的にFDおよび教員SDセミナーを企画し、実施している。同セミナーは、講演またはワークショップ形式で行われ、当日のビデオ撮影動画は全教職員に公開している。同セミナーは、職員の参加も認めており、職員の資質向上にも役立っている。また、大学院生にも参加を勧めており、プレFDを兼ねている。

本学の建学の精神と教育理念に関する内容や、研究・教育倫理、シラバスの書き方や教育における合理的配慮など、本学教員として知っておくべき内容については、すべて動画教材化し、全教員が自由な時間に視聴・学習できるようにしている。

令和元年度は、最先端の教育・研究に役立ててもらうべく、教員SDとして「安全保障輸出管理」に関する意識啓発、FDとして「AI&プログラミング講習会」(全4回)などの内容も実施した。

③ 授業内容、方法の改善、向上

学生による授業評価と意見聴取、ティーチング・ポートフォリオ、教員相互の授業参観、授業に関する自己点検・評価、自らの授業に対する授業評価や教員相互の授業評価、ベス

トティーチャー制度、高い授業評価を受けた教員による学科等FD、ルーブリック評価の活用等を実施している。

④ 教員間での教育能力向上および教育改善に関する認識の共有

FD/教員SDのホームページを作成し、「活動報告」「資料」「お役立ち情報」（リンク集、大学教育の動向）として、情報を提供し、共有している。

⑤ 教員の教育能力向上および教育改善のための調査等の実施

教員アンケート、学生アンケート、卒業生アンケート等を統括し、IRセンター、学部学科等、関係部署と連携協力して実施している。

⑥ 教育業績評価委員会に審査された教員に対する教育能力の支援

必要に応じて、ティーチング・ポートフォリオや授業に関する自己点検・評価に基づく学科等の長の指導による教育能力の改善を支援している。

⑦ FDの専門家の養成

学内FD委員が、学外のFDやFD専門家養成の研修会などへ積極的に参加できるよう支援している。

⑧ 連携支援等

学部学科等・研究科専攻等のFDに対して連携支援している。また、SDに対して協力支援している。

上記は全学共通の取り組みであるが、各学部・学科および各研究科専攻単位でも定期的にFD/教員SDが実施されており、その内容は報告書として全学的に共有されている。大学院教育学研究科では、教育学部教育学科と合同のセミナーを毎年開催している。令和元年度のテーマは「中等教育」と「初等教育」で、「アラル海はいまー2016年カザフスタン・2018年ウズベキスタン調査から」と題し、アラル海を2016年にカザフスタンから2018年にウズベキスタンから調査をした結果について地理的な視点を交えて報告を実施し、報告に加えて、質疑などの意見交換を実施した。また「小学校でのプログラミング教育」と題した内容については、文部科学省のプログラミング教育の概要紹介や、プログラミング等の体験を実施した。同研究科・学科の教員は、積極的に参加している。

これらのFD活動については、前年度末から当該年度はじめにかけて活動計画を立案し、前期終了時に進捗状況を確認、年末にアンケート調査という順でPDCAを実施している。アンケート調査の結果は、教職員に公開し、FD委員会としての活動が教員の資質・能力の向上に有効に機能しているかを検証するとともに、次年度へ向けての改善に役立てている。

令和元年度に実施（令和元年12月～令和2年1月実施）したアンケートの結果は、まず全学向けのFD/教員SDについては、少なくとも当該年度の年間プランでは、文科省等より大学のFD/SD活動の成果として求められている7項目（全学および学部・学科の3ポリシーの理解と教育への適用、研究指導の改善・向上、研究倫理の理解・遵守、アクティブラーニングに関する理解・実践、授業の改善・向上、学士課程教育や大学院教育に関する理

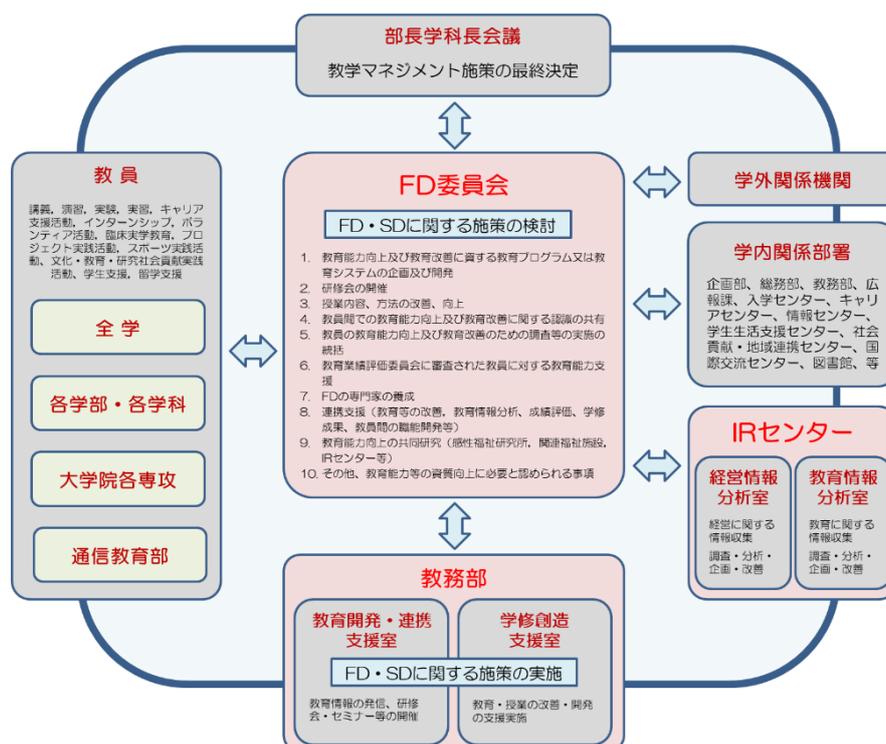
解・取り組み、学生や入学志願者に対する理解・対応) について、「役立った」旨の回答が最大でも 80%程度に留まった。

授業内容・カリキュラムの改善・向上へ向けての取り組みの効果としては、「授業評価アンケート」および「各種アクティブラーニングの推進」については「役立った」旨の回答が 60~70%に達したが、一方で「役立たなかった」旨の回答も一定数存在し、対象学科や学年、授業の種類によっても効果が大きく異なることが示唆された。一方、「授業参観」「ルーブリック」「成績評価分布」等の取り組みへの「役立った」旨の回答は半数程度に留まり、有効に機能させるには内容の見直しが必要と考えられる。「学外有識者からの意見聴取」は、無回答が多く、未実施のケースが多いと推測されたが、無回答を除くとほぼ半々に分かれた。取り組みを継続する場合は、教育効果を高める工夫が必要と考えられた。

学修成果の把握に関する各種取り組みの効果としては、「学力考査等」「振り返りシート等」「面談」「授業評価アンケート」については、「役立った」旨の回答が 70%前後に達し、概ね効果的と考えられた。しかし、上述と同様に「役立たなかった」旨の回答も一定数存在するため、どのような場合に効果的でないのか等の詳細な調査が必要と考えられる。「各種学生アンケート」「学修ポートフォリオ」については、「役立った」旨の回答は半数程度に留まった。こちらも継続する場合には内容の見直しが必須と考えられた。「学内・学外の第三者からのコメント」については、無回答が多く、学科等の教育課程の特徴に依存するものと考えられる。しかしながら、無回答を除くと残りの 75~78%が「役立った」旨の回答であり、カリキュラム依存性は高いが、有効な取り組みであることが伺われた。

FD活動の組織体制は、下記の図の通りである (※4)。

【図】FD 活動の組織体制について



(※3) トップ>大学について>FD・SD活動

「教職員向けFD/SD教育・協育・共育の支援」

(<https://www.tfu.ac.jp/FD/action/index.html>)

(※4) トップ>大学について>FD・SD活動

「組織体制」(<https://www.tfu.ac.jp/FD/outline/organization.html>)

(5) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

専任教員の教育研究および教員組織の適切性に関しては、上述した「組織・職制規則」第9条第2項において「学部長、学科長及び大学院研究科長は、それぞれ学部、学科及び大学院研究科における教育及び研究業務を総括する」と明記されているように研究・教育についての責任が明確となっている。

また、教員組織の適切性について組織的連携体制としては、部長学科長会議の下に学科会議が置かれ、学科の課題を共有しその課題を解決したり、法人や学長、教授会の決定事項、報告事項を伝達したりするなどの役割を果たしている。

学科会議以外においても、専門職の人材養成支援のための各種会議（たとえば、「カリキュラム編成会議」、「社会福祉援助技術演習 I 等担当専任会議」、「保育士・幼稚園課程担当者会議」など）を組織して、担当教員（組織）の適切性および各種情報の共有を図るなどの連携体制を構築している。

なお、大学院の組織的な運営・連携組織として、大学院委員会と研究科委員会が設置されている。前者は、大学院に関する学務および運営その他研究科の重要な事項を審議し、後者は教育課程に関する事項、課程修了の認定に関する事項、学位論文の審査に関する事項等を審議することになっている。通信教育部においては、通信教育部教育・研究の基本方針および教育課程の形成・編成に関する事項や、通学の課程その他付属教育研究機関との連絡調整に関する事項を審議する通信教育部委員会を設置している。

教育課程に相応しい教員組織の整備については、各学科内において専任教員の研究業績と教育業績等を勘案し、授業科目と担当教員の適合性を判断している。また、補充すべき授業科目が生じた場合には、採用過程において人事委員会が「東北福祉大学教員選考基準」に基づき、審議、判断をしている。非常勤講師についても、「教員選考基準」の「講師の資格」を準用して行い、学部にあつては学科会議および部長学科長会議の推薦を受け、人事委員会の選考を経て学長が委嘱している。また、大学院研究科にあつては大学院研究科委員会の審議を経て、学長が委嘱している。

なお、平成 28 年度に実施した大学基準協会の認証評価において指摘事項のあった努力課題についても下記のように改善している。

(令和 2 年度大学基準協会へ提出する改善報告書より抜粋)

基準項目	3 教員・教員組織
指摘事項	大学院指導資格についての基準を明示していないので、改善が望まれる。
評価当時の状況	大学院指導資格基準の策定について検討中であり完成していなかった。
評価後の改善状況	指摘を受けた努力課題は、2017（平成 29）年 3 月実施の部長学科長会議において共有し、改善の方向性が決定された。その後、内部質保証委員会から担当部署へ対応を求め、教務部を中心に改善を図った。検討の結果、大学院指導資格の基準を明文化するために、「東北福祉大学大学院研究指導教員等判定基準」を策定するとともに、「東北福祉大学大学院担当教員資格規程」及び「東北福祉大学大学院担当教員資格審査規程」（いずれも大学院委員会にて最終承認）を新たに制定し、2018（平成 30）年 4 月 1 日より施行した。

また、大学院（通信制および教育学研究科を含む）における授業担当に関する事項を恒常的にチェックする体制としては、研究科委員会があり、定期的開催されている。

そのほか、教員組織の将来計画として、令和元年度は教務部・総務部を中心に、専任教員の責任担当授業コマ数（原則 6 コマ＜語学・実技系 8 コマ＞）に従い担当科目を適合させるとともに、非常勤講師が担っていた授業科目を、可能な限り学内専任教員が担うことにより、非常勤講師への授業依存の適正化に継続的に努めている。その結果、令和 2 年度の非常勤講師委嘱科目は減少し、専任教員が担当するコマ数の割合が増加した。

なお、専任教員の中で担当コマ数が 6 コマを下回る者や、研究業績について公表していない者がいる。今後、教育研究活動を踏まえた適切な人事評価を行うため、実態の把握に努める必要がある。

2. 長所・特色

本学では、「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」に基づき、大学設置基準や本学就業規則などにより、各学部・研究科の教育課程に相応しい教員組織を適切に整備している。非常勤講師への授業依存の適正化に継続的に努めていることも評価できる。したがって、概ね適切に取り組んでいるといえる。

また、教員の資質向上を図るために、組織的にまた多面的に必要な措置（FD 等）を講じている。FD の取り組みでは、教員のスキル向上を図りながら、対話的、主体的（アクティブラーニング）授業や ICT を取り入れ、よりわかりやすく効果的な授業内容・方法の向上を図っており、開催設定日も教員が参加しやすい日程で行われ、参加率は高い。

3. 問題点

今後、教育研究組織については、丁寧な教育・研究、今後の教育・研究の方向性、質保証を行う上で、教員が不足している分野はどこかを適切なデータ・指標に基づいて、明確にすることが求められている。

その上で、どのような対応が必要か、中長期的にはどうすべきかを部署や学部・学科の垣根を超えて全学的視点から検討する体制を整え、よい方向に実現していく必要がある。

FD委員会の活動を中心とした教員の資質向上に向けての取り組みは、概ね順調とはいうものの、それぞれの活動がどのような目的をもち、どのような目標の達成につながっていくのかをさらに明確にする必要があると考えられる。また、文部科学省等から求められている成果項目以外にも、本学が解決しようとしているさまざまな教育的課題にも対応していく必要がある。

このため、大学全体、学科・研究科専攻のFD/教員SDにおいて、

- ・教育改善を専門とする講師を学外から招聘してワークショップを開催する
- ・FD委員をはじめ外部のオンライン研修、対面研修受講を推奨しその報告を共有する
- ・授業評価、教育評価、学修成果、3ポリシーなども、あらためてFDのテーマとする
- ・FD活動全般を通じて、相互意見交換の機会を積極的にもち学内の対話を活性化させる
- ・必要に応じて学科の枠を越えた教員の学内派遣によるセミナー等の実施
- ・必要に応じて複数の学科・研究科専攻による合同のセミナー・研修会等の実施

など、組織として問題解決を図るための取り組みを行っていくことが肝要と考えられる。

本学の発展の方向性をふまえた全学的視点のなかで、現状のデータ、エビデンスをもとに建設的に対話・検討し、適切な教員・教員組織編制を実現していくことが求められる。

4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神である「行学一如」の実現に向けて、また、教育理念である「自利・利他円満」の哲学を理解し、教員組織の編成を行っている。

今後は「大学の求める教員像及び教員組織の編成方針」に基づき、教員の資質能力の向上のための研修や論文執筆等の計画を策定し実施するとともに、教員の退職や年齢構成、職位構成、教育課程、今後の本学の経営方針に基づく、採用、退職そして昇格等の中・長期的な計画を策定し実施することが求められる。その実現にあたって、全学的視点のなかで、データ、エビデンスをもとに建設的に対話していく教員組織づくりも欠かせない。

第7章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、「学生支援に関する基本方針」を定めている。

- ①各学部学科・研究科が目標とする人材養成の実現に向けて、学修指導及び福利厚生を充実させる。
- ②学生が自らの学修に専念することができる環境を整備する。
- ③学生の人間的成長と自立を促すための支援をする。
- ④学生が対等な個人として尊重される快適で安全な環境を提供する。
- ⑤学生一人ひとりが卒業後の進路を意識し、自らの質的向上を図るための支援をする。

このような基本方針を踏まえて、修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を定めている。学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針については、ホームページに公表している（※1）

（※1） トップ>大学について>各種方針

「学生支援に関する基本方針」 (https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)

(2) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

本学では、学生生活の支援を行う部署として、学生生活支援センターを設置している。学生生活支援センターは、①学生生活支援課、②ウェルネス支援室、③学生相談室、④保健室、⑤障がい学生支援室、⑥ボランティア支援課の6つの課・室で構成されており、通学課程の学生の活動や悩みの相談などに対応できるようにしている。

キャリア支援については、キャリアセンターが主体となっており、就業のマッチングや就職相談、セミナー等の開催をはじめ、初年次からのキャリア教育にも力をいれている。両センターいずれも、センター内の連携はもちろん、学部や他部署とも連携を取りながらきめ細やかな学生対応をしている。

なお、本学では1年生から4年生まで、少人数で構成されるリエゾンゼミⅠ～Ⅳが必修であり、ゼミ担当教職員を通じた学生の個別支援体制もとられている。

通信教育部・通信制大学院の学生支援は、上記の部署と通信教育事務部が協働して行っている。

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

補習教育に関する支援体制については、学力の向上・質保証をする上でも必要不可欠であり、特に福祉分野や医療福祉分野等における人材の育成、関連指定規則、国家試験等への対応を踏まえ、学習習慣の継続、基礎学力強化を図り、専門知識を身に付ける上での基礎となるため、平成 28 年度より「TFU リエゾンドリル」のリメディアル教育を導入している（※2）。ただし、積極的な利用学科・学生の減少、補習教育の必要な学生の利用率の低迷から、全学的な導入は令和元年度で終了という結論を出した。令和 2 年度からは、リエゾンゼミ I の大学での学び方に関する内容充実と、個別指導に注力するかたちで進める。

補充教育については、ラーニングコモンズの教育的環境整備を行い、学生の日本語表現力、情報リテラシー、外国語に関する学修支援を行っている。また、令和元年度より「オンデマンド授業推進プロジェクト」が開始され、授業動画や資料を復習用のオンライン教材として配信したオンデマンド授業を前後期あわせて 20 科目以上で試験的に開講した。本プロジェクトの実績は、年度末に新型コロナウイルス感染防止対策による授業の方針が検討される際、オンライン授業化にスピーディーに舵を切れる結果につながった。これら、オンデマンド授業・オンライン授業を併用した学修支援は、授業が通常にもどった後も継続が望ましい、と考えられる。

教務部では、学生に寄り添った学修支援のために、窓口での学生対応の改善のために、定期的な部内ミーティング及び指導を継続して実施している。

（※2） トップ>入試情報>入学予定者のみなさま

「リエゾンドリル」 <https://lineSDrill.education.ne.jp/tfu/basic/>

2) 正課外教育

本学は自主的なボランティア活動が盛んであり、日本ではじめてボランティア活動の単位認定を行った大学でもある。「福祉ボランティア活動Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」。正課外教育としてもボランティア系サークルは63団体あり、学生は幅広い領域のボランティア活動に積極的に取り組んでいる。

ボランティア支援課では、地域からのさまざまなボランティア依頼に対し、円滑なマッチングが図れるように詳細かつ丁寧な説明と情報提供を行い、窓口紹介活動者：1,719名（平成30年度）→1,813名（令和元年度）となった。

令和元年10月の台風19号による水害復旧支援ボランティア（学生・教職員活動者数：326名）では、大郷町、名取市・角田市・丸森町・亘理町などにおいて泥かきや家具の運搬などの復興支援活動を実施した。修学旅行生への「防災・減災教育体験プログラム」の実施（小中高校5校）、TKK3大学（東北福祉大・工学院大・神戸学院大）連携も継続して行っている。

また、学生生活支援センターが中心となり、スポーツの競技力向上や、文化・芸術の振興の目的に加え、自己形成の場としても支援するため、継続した支援を行った。その成果もあり、令和元年度に発足したUNIVAS（大学スポーツ協会）での総合成績は上位に位置している。

学生にとっては、現場実習やインターンシップ同様、ボランティア経験、体育系・文化系団体での活動参加を通じて、その実体験から自身の興味分野の学びを深めるとともに、自己成長・自己発見ができる貴重な教育の機会となっている。

3) 留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生に対する修学支援は主に国際交流センターが各部署と連携しながら行っている。私費外国人留学生については、入学センターや管財部と連携し、入学前からニーズに応じて住居環境整備などの生活支援を行い、入学後は教務部や留学生を支援する学生団体（国際交流サークルCocosa）と連携し、履修支援やその他学業・生活両面での支援を行っている。経済的支援としては、大学が定める「私費外国人留学生学費減免制度」及び令和元年度に整備された「私費外国人留学生奨学金制度」、さらに「外国人留学生学習奨励費」をはじめとする外部の奨学金制度を活用することにより、厳正かつ公正な手続きのもとで、留学生の経済的負担を軽減することに努めている。学費減免は平成29年度5名、平成30年度6名、令和元年度8名の減免を実施している。また、本学の学生が海外の教育機関へ留学・研修を行う場合は、費用に応じて大学からの補助金（交換留学は対象としない）による支援と単位認定制度が整備されており、海外へ目を向ける学生が増え、本学の教育の国際化に寄与している。

4) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生については、「障がいのある学生の受入れ方針」を定め、入学前から支援を実施している（※3）。具体的には入学前から障がい学生支援室（※4）または特別支援教育研究室が本人及び保護者と面談し、障がいの状況並びに希望する支援についてインタビューを行い、その結果に基づいて、支援方針を協議・樹立している。併せて障がいのある学生にとって学びやすい環境作りを進めている。たとえば、聴覚障がい学生には、支援学生団体「障がい学生サポートチーム」（※5）によるパソコンノートテイクを実施している。そのため、団体部員のテイカー養成に力を入れており、令和元年度は「団体内でのテイカーの割合を50%にする」という目標を立てていたが、令和2年3月の段階でチームメンバー78名中68名がテイカーとなり、87%という予想以上の数値で目標を達成することが出来た。

通信教育部・通信制大学院学生に対しても、障がい学生支援室と通信教育事務部が連携して対応している。

（※3） トップ>大学について>教育方針>障がいのある学生の受入れ方針

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/handicapped.html>

（※4） トップ>学部・大学院>学生生活サポート「障がい学生支援室」

https://www.tfu.ac.jp/education/handicapped_support.html

（※5） トップ>課外活動>大学指定団体紹介>障がい学生サポートチーム
「障がい学生サポートチーム」

https://www.tfu.ac.jp/education/handicapped_support.html

5) 成績不振の学生の状況把握と指導

毎年度学期はじめに教務課のガイダンスを実施し、前年度に発表している単位修得成績状況を基に履修指導を行っている。単位修得状況および通算 GPA が芳しくなく進路変更をする学生や留年する学生については、教務課や学修創造支援室、ゼミ担当教員等において本人および保証人（保護者）を交えて面談し、履修指導や進路指導を適切に行っている。

ガイダンスでは、各年次平均33単位以上の卒業単位を取得するよう指導しているものの、各種の就職試験応募時に必要となる卒業見込証明書の発行要件、すなわち3年次修了時点で90単位に達していない者も存在する。しかし、ゼミ担当教員と教務課の連携で早期把握に努めた結果、3年次修了時に卒業が難しいと見込まれる者は、平成29年には89名であったが令和元年度73名と減少している。また、1年次24単位未満、2年次48単位未満、3年次78単位未満修得の学生には面談を必須とする指導を行っており、4年次の間に所定の卒業要件を満たすよう指導している。

通信教育部では、入学2～3カ月後の学修遅滞者の把握、遅滞者への電話での状態確認と励まし、1年に1度の履修状況票発送時の把握、メール・電話・会場による相談、機関誌による指導などで対応している。

6) 留年者及び休学者の状況把握と対応

留年者・卒業延期者に対しては、単位修得状況により、個別に十分な指導を行うとともに、国家試験等の受験や卒業後の進路を見据え、卒業までの履修計画をたてる履修指導を行っている。留年者は令和元年度から過去3年間80名前後で推移しており、あまり減少はしていない。また休学者に関しては、平成29年度31名に対し、令和元年度44名と増加している。原因としては、入学後早い段階で学業不振や学生生活へ上手く適応できないこと等が考えられること、から、引き続き初年次教育やリエゾンゼミ単位でのフォローを強化していく。また、入学前の段階から学生生活や学びの内容を具体的にイメージしてもらうよう、オープンキャンパス、高大連携事業での講義体験や高校でのガイダンスによる大学説明も積極的に実施していく。

転学部・転学科については、転科出願資格として、2年次で転科する場合は、1年次修得で31単位以上の単位取得が条件、3年次で転科する場合は62単位以上の単位取得が条件である。修学状況や進路変更により所属学部・学科から転科等を希望する場合は、本人の負担が軽減できるよう出来るだけ早い学年で教務課およびゼミ担当教員等とも相談の上、また転部・転科後の履修計画も検討しながらアドバイス等の支援を行っている。

7) 退学希望者の状況把握と対応

本学では平成30(2018)年時点で、年1.5%前後の退学学生がいるが、2014年度朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく 日本の大学」調査では、全国平均では8.1%、国立3%、公立4%、私立9.5%となっており、全国的にも少ないといえる。留年生および休・退学者数を低水準に維持するため、学生、保証人(保護者)、教員、学生相談室等がより密接な連携を図り、情報の共有化に努めながら支援を継続している。早期対応として「リエゾンゼミⅠ」を担当する教職員(主担任、副担任)に対して、欠席が多い学生への支援体制の統一を図るためのガイダンスを実施している。

また、学内に各学科と事務局横断の組織「中退防止対策会議」を開設し、情報の共有化と相談指導の体制の強化を行った。指導により進路希望や適性を自身でよく考えた結果、修学継続を決定した学生のほか、令和元年度は退学や転籍を決めた学生・保護者も増加する結果となった。その結果、退学者数は、平成30年度は90名(退学者81名、除籍4名、転籍5名)のところ、令和元年度は110名(退学者88名、除籍6名、転籍16名)となった。

8) 奨学金その他の経済的支援の整備

本学では経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、独自の給付・貸与による奨学金制度および学費等減免制度を制定している。そのほかの各種奨学金についても適時学生への案内を行っている。令和元年度の実績として、授業料減免は3件30万円、平成30年度より開始した本学独自の給付型奨学金入試による授業料減免は50件で約1,952万円

であった。また、平成 23 年度から実施していた学費等減免制度による東日本大震災被災学生に対する授業料の減免措置も、令和元年度で終了年度を迎えた。被災学生に対する迅速な支援を行うことを目的とした緊急学生生活支援センター委員会では、震災寄付金の募金活動を行い、教職員からは総額約 8,300 万円、寄付金全体で総額 2 億 3,900 万円が集まり、国庫補助金と合わせて、平成 23 (2011) 年度から 令和元 (2019) 年度まで延べ 1,881 人の学生の入学金、授業料減免を行った。

なお、令和 2 年 4 月より実施された「高等教育修学支援制度」については、令和元年度より申請の受付を開始し、令和 2 年 7 月現在で 433 名が採用された。

通信教育部・通信制大学院でも本学独自の給付型奨学金制度を準備し、令和元年度は学部生 7 名、大学院生 1 名が給付を受けた。

9) 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

学生向け印刷物『Campus』は令和元年度からホームページのみでの提供となったが、引き続き、各種経済的支援に関する情報を公開しているとともに、新入生ガイダンス、または進級ガイダンスにてアナウンスを行っている。また、外部からの経済的支援情報等が入った際は、その都度学内ポータルサイトでの周知も行っている。

令和元年度は 10 月より本格的に「高等教育の修学支援新制度」の情報提供、相談や申請受付を開始し、相談会には 500 名近い在學生が参加した。通信教育部でも機関誌などで情報提供を行った。

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

1) 学生の相談に応じる体制の整備

平成 27 年度より、学生生活アンケートの実施を開始し、実態把握を行っている。また、学生生活のあらゆる悩みを気軽に相談できる「学生なんでも相談 olive（オリーブ）」をはじめ、学生生活支援センター全部署で学生生活の種別ごとの相談を受け、連携して効果的な対応を図っている。（※6）。

令和元年度は新入生プロジェクトとして、研修を受けた在學生が新入生の履修指導、学習相談、生活相談に先輩としてかかわる体制を整えた。

通信教育部は、通信教育事務部が学生生活支援センターのバックアップを受けて行っている。電話、メール、対面とともに、スカイプなども利用可である。

（※6）トップ>学部・大学院 学生生活サポート>学生生活支援課

<https://www.tfu.ac.jp/education/cls.html>

2) ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

本学ではハラスメントの防止に向けて全学生配付PCにもインストールされている学生生活ハンドブック「CAMPUS」に「STOP!ハラスメント」のページを設けるとともに、ポスター掲示やポータルシステムによりハラスメント防止・啓発に努めている。なお、本学ではハラスメントに関する相談受付窓口を保健室としており、ハラスメント相談員を配置するなどし、相談しやすい環境づくりを行っている。

また、『ハラスメント防止等に関する規程』の制定やFD・SDのテーマとして「ハラスメント」を取り上げて実施することにくわえ、ハラスメントの防止および排除に関する教職員等の意識の啓発、ハラスメント事案の調査、ハラスメントに関する問題の事実関係の認定、解決及び勧告等を担う「ハラスメント防止委員会」を設置している。

通信教育部も『学習の手引き』にページを設けており、上記と同じ対応を行っている。

3) 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

心身の健康保持に関しては、保健室とウェルネス支援室・学生相談室で担当し、また障がいがある学生の生活支援に関しては障がい学生支援室で担当している。保健室には看護師2名が常駐し、ケガや体調不良等の応急手当を行うとともに、健康診断の受診勧奨および実施、さらにポスター掲示等による健康に関する啓発活動を行っている。学生健康診断は毎年通信教育部（学部生、大学院生）を除く学部生と大学院生・科目等履修生を対象に、一定期間に学内医療施設「予防福祉クリニック」で実施している。ほとんどの学生が健康診断を受診している状況にあるが、令和元年度の学部生の受診率目標93%に対しては、89.9%と未達成であった。1年次の受診率が94.4%であるのに対し、2年次以上での受診率は88~89%であることから、2年次以上への受診率を上げていくため進級ガイダンスでの啓発活動などを続けていく。健康診断結果は全学生に個別配付しながら保健指導を行い、検査項目に所要見がある学生には個別指導や医療機関受診等の指示を行っている。附属病院「せんだんホスピタル」では内科・精神科の一般診療を行っており必要時支援できる体制を整えている。また、学内衛生環境の整備については、必要に応じて安全衛生委員会の指示を仰ぎ業務を行っている。

精神的な悩みなどについては、ウェルネス支援室にカウンセラーが常駐し対応しており、相談の内容に応じて学生相談室でも曜日毎に専門のカウンセラーが対応している。ウェルネス支援室における相談件数は令和2年2月末までの集計で712件であり、過去3年間の同時期平均は688.7件であるため、例年と同程度の件数である。

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択にかかわる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

【就職内定率経年推移】

	平成 27 年度 (2016 年 3 月卒)	平成 28 年度 (2017 年 3 月卒)	平成 29 年度 (2018 年 3 月卒)	平成 30 年度 (2019 年 3 月卒)	令和元年度 (2020 年 3 月卒)
合計就職内定率	96.9%	97.8%	98.2%	98.5%	99.0%

平成 27 年度からこれまで本学の就職内定率の経年推移は、0.3～0.9 ポイントのなかで前年度を上回ってきた。東北地区の平均内定率と比較すると各年度ともに上回っているものの、全国平均と比較すると平成 27 年度は 0.4 ポイントマイナスであったが、以降は 0.2～1.0 ポイント上回って推移してきた。

平成 26 年度から就職内定率を伸ばすために、学科との連携を図るべく「キャリアセンター学科別担当教員との懇談会」を新しく設け、学科による学生の特色やキャリア支援体制について理解を深めてきた。そのなかで、ゼミ単位に対する出前講座を案内し現在にもつながっている。

平成 28 年度は就職活動スケジュール日程の変更などもあり、採用担当者から「学生の事業所・仕事理解が浅く不十分」といった懸念の声が多く寄せられた。そのようななか、これまでの支援講座をさらに充実させるため、自己分析の重要性、仕事理解に結び付く業界研究の大切さを伝え、業界研究講座を細分化して展開した。

平成 29 年度は筆記試験対策を加え、SPI 対策講座、また、1 年次からキャリア形成を目的にした自己理解を含めた将来の社会人像をイメージできるよう、キャリア教育の一環として適職適性試験を全員対象に実施。さらに、3 年次に同じく実施し、1 年次に実施した結果と比較したものを職業選択やインターンシップ等、今後の就職活動に役立てられるように進めている。

平成 30 年度より、キャリア関連講座のための時間割を水曜日 4 時間目に固定し学生の参加環境整備に努めた。また、学生からのさまざまな質問には丁寧に 100%回答している。

さらに、保護者に対して、就職などに対する本学の現状を説明し、また、疑問に答えるために「教育懇談会」を開催している。平成 30 年度は本学を皮切りに全 8 会場で開催された。その結果、前年度より 400 名以上増えた 1,178 名の方が参加し、保護者の関心の高さを示していた。

平成 30 年度から令和元年度は、就職や進学などの進路先が確認できない者全員を対象に

11月下旬より4つの期間に区分し、キャリアセンター職員からのメールや電話連絡を行い、進路状況確認の他個々の状況に添った活動支援、およびマッチングを強化。個別支援に加え、未内定者フォロー講座を7月以降定期的に実施し支援強化を図ってきた。

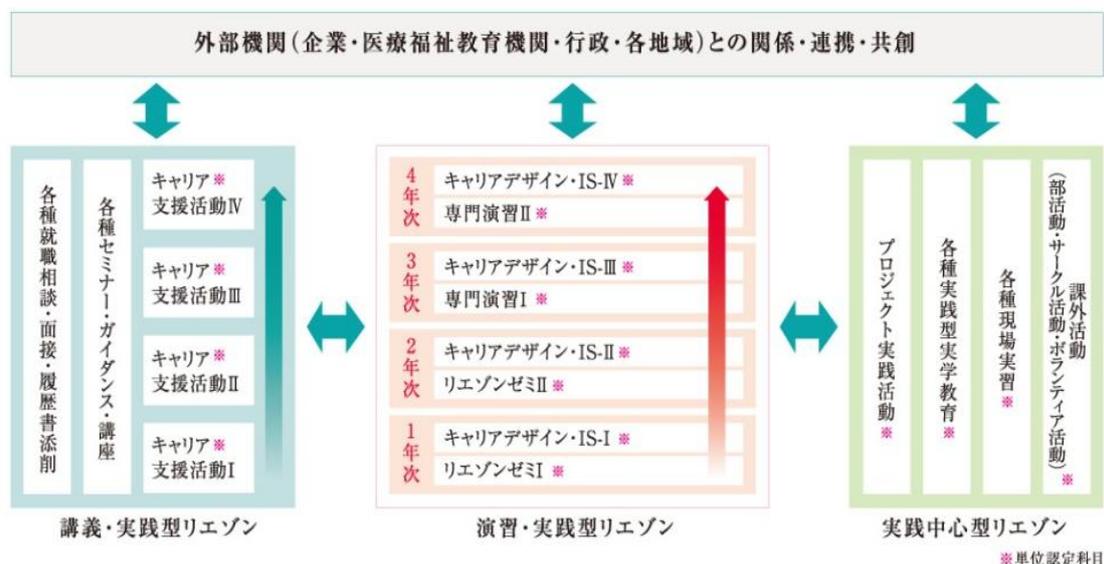
1) キャリア教育の実施

キャリアセンターでは、自分のキャリア・人生を自分でデザインしていく力を身に付けることを基本におき、全学的なキャリア教育の再デザインに取り組んだ。令和元年度は、体験型キャリア教育の充実を図るために前年度から計画されていた、「キャリアデザイン・インターンシップ」「キャリアカフェ」「TFU パートナーズ」を1年間実施した。(※7、8、9) 学生からは成長実感の声が多く寄せられた。企業からもおおむね好評であった。

これらを実施するなかで、学科差をふまえた対応、専門職として就労しない学生、働くことのイメージが描けない学生への対応などの必要性も議論され、学生が自らの将来は自らが選ぶという就職力を涵養することの必要性と全学的なキャリア教育・支援のあり方が提案としてまとめられた。

今後、オンライン化の一層の進展を所与の前提とした各学部学科の「リエゾンゼミ」「専門演習」などと密接に連携した上で多様な学生を対象としたキャリア教育の推進が一層重要となる。

【図 キャリア教育の概要】 本学ホームページより



(※7) トップ>進路・就職>キャリア教育

(https://www.tfu.ac.jp/career/career_education.html)

(※8) トップ>進路・就職>東北福祉大学のインターンシップ

(<https://www.tfu.ac.jp/career/internship.html>)

(※9) トップ>進路・就職>インターンシップの受入れについて (TFU パートナーズ)
(https://www.tfu.ac.jp/career/tfu_partners.html)

2) 学生のキャリア支援を行うための体制 (キャリアセンターの設置等) の整備

キャリア支援・教育に関しての基本的な組織体制としては、キャリアセンターが業務運営を担い、大学が設置する「キャリアセンター委員会」を審議組織として、同委員会の定期開催により、業務運営の適正化を図っている。また、キャリアセンターを中心に就職支援を全学的な取り組みとして推進するために、学科担当教員から組織される「キャリアセンター学科別担当教員の定期会議」を開催し、学科の専門職養成の状況ならびにその動向を踏まえた就職情報等の共有化を図り、多様な学生の進路選択に資する情報収集を図る体制を構築している。なお、通信教育部学生もキャリアセンターの利用は可能である。

キャリアセンターの基幹的業務としては、学生が将来を見据えた就職活動を自主的に円滑に行うためのさまざまな支援と教育であり、具体的には「企業情報の収集・求人票の管理」、「学生の進路希望登録の管理」、「学生の就職活動支援 (個別進路相談、講座・ガイダンスの開催、セミナー・適性試験・内定者報告会の開催等)」を行っている。なお、講座やセミナーについては、新4年生対象のガイダンスを利用し就職関連のニーズ調査 (アンケート) を行い、次年度の内容に反映させている。さらに本学に120社の事業所を招いた「合同企業業界セミナー」及び在学生の保護者を対象にした「教育懇談会」開催をキャリアセンターの年間行事に位置づけ実施している。(※10)

(※10) トップ>進路・就職「東北福祉大学のキャリアサポート」
(<https://www.tfu.ac.jp/career/index.html>)

3) 進路選択にかかわる支援やガイダンスの実施

キャリアセンターにおいて、学生の就職相談をはじめ、学年毎段階的に就職ガイダンス、キャリア支援講座、OB、OG セミナー、合同企業説明会等を行っている。(※11、12)

また、本学では早期から自身の「キャリア」について意識を向けるため、1年次から適職適性試験やSPI試験を導入し、自身の価値観や強みなどを分析する機会を設けている。さらに3年次にも同様に実施することで、学生生活を経て変化・成長した価値観等を比較し、自主的かつ具体的な進路選択に役立てるようにしている。その際、キャリアセンターでも解説講義、専用アプリの使用によるフォローアップ等を実施している。

今後、オンライン化がますます進展することを前提として、可能な限りのオンラインでの情報提供、就職活動に役立つ講座開催、相談、各事業所等と学生との仲介等を実施し、その内容を拡充、発展させる。

(※11) トップ>進路・就職>個別相談支援等
(<https://www.tfu.ac.jp/career/advice.html>)

(※12) トップ>進路・就職>講座等の年間スケジュール

(https://www.tfu.ac.jp/career/course_guidance.html)

4) 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

博士課程の院生には FD セミナーへの参加を可能とする情報提供を行い、プレ FD の機会を提供している。また、近隣の東北大学大学教育支援センターの研修などの情報提供などを行っている。

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

学生の課外活動については、人間力向上を目的として行われているが、学生の心身の健康づくりにも深く寄与している。現在、大学指定団体 8 団体、体育会 24 団体、文化会 37 団体、同好会 33 団体が大学公認団体として登録・活動し、参加する学生の割合（延べ）は、令和元年度 81.69%であった。日本学生支援機構による「大学等における学生支援の取り組み状況に関する調査（平成 29 年度）」によると、全国の大学公認サークルの平均加入率は文化系サークルで 27.2%、体育系サークルで 30.5%となっているため、本学の学生団体延加入率が高い水準であることがわかる。

しかし、本学でも数年前からは加入率が低下傾向にある（平成 29 年度 88.48%、平成 30 年度 83.57%）。学生団体離れにおける調査結果では、解散学生団体は歴史のある団体で、加入学生の減少により活動ができなくなり解散している実態にあった。さらに具体的な理由について分析を継続し、効果的な改善策を検討するとともに、課外活動への全学生参加による教科外活動への移行に向け、正課の授業との連携、ディプロマ・ポリシーの達成におけるクラブ、サークル、ボランティア等の位置づけの再確認をしていく。

学生生活支援センターでは各団体の部長を務める教職員と連携して、学生の人間的成長に向けた指導を安全面に配慮しながら行うなど充実した支援を行っている。また、ボランティア活動や学生自主活動「地域活性化プロジェクト」の支援も実施している。

未成年者の飲酒・喫煙や違法薬物の禁止、SNS トラブル防止、事件・事故防止等については注意喚起・巡回指導等により学生指導を行い、学内秩序の維持による学生生活の安全確保に努めている。注意喚起等の啓発活動については、学生生活ハンドブック「CAMPUS」や全学年へのガイダンス指導、学内ポータルシステムによる掲示指導を行っている。

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

各種学生アンケートや学生意見箱設置により、学生の要望を収集して適切な支援を行っている。個別的なもの、緊急性が高いものは、個別的・緊急に支援している。要望の実現に時間がかかるものは、学生アンケート結果、学生のナマの声などをふまえ、部署として改善すべきことを吸い上げ、改善すべきものをいくつかあげ、各年度の部署目標として追

加し、改善プランをたてて実行することを行っている。

これにより、窓口対応やガイダンス内容の改善をおこない、近年は学生からの苦情がほとんどなくなっている部署も多く存在する。

また、通信教育部でも、印刷物の改善、学修支援方法、スクーリングの開講方法などにさまざまな改善を加え、在学生の初年度単位修得率、卒業率の向上という好結果につながっている。

(3) 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性については、内部質保証システムにおいて、IR センター実施のアンケートや学生意見箱、教職員からの意見等から抽出した課題を元に年度毎に目標設定をし、その目標に対する中間評価、最終評価と最低でも年 3 回定期的に点検・評価を行う機会を設けている。その際、根拠資料に基づく評価をするよう周知徹底を図っている。また、部長学科長会議や中退防止対策会議、キャリアセンター委員会、教育・教職センター委員会等の各種会議・委員会を開催することにより、適宜学生支援の在り方について検討している。

上記、点検・評価に基づき下記のような改善・向上が令和元年度中に実施された。

- ・支援学生団体「障がい学生サポートチーム」の団体内でのパソコンタイカーの割合を 50%にするという目標に対し、令和 2 年 3 月の段階で 87%と予想以上の数値で目標を達成することが出来た。（チーム 78 名中 68 名）
- ・キャリアセンターによるゼミ単位で行う出前型出張ガイダンスを、平成 30 年度の 2 割増である 17 回実施することが出来た。情報福祉マネジメント学科主催のキャリアセミナーへの依頼が参加者数の伸びにつながった。

なお、在学生を対象とするアンケート（自由記述）で、事務部署への改善要望が一定数以上あることについては、当該部署が学生の意に沿わない指導を行う必要があることに鑑みても内部質保証の課題であると捉え、毎年、各部署で結果の周知やミーティングを通じて改善を行っている。ルールや表現がわかりにくい部分についても、学生アンケート結果から、改善を行っている。

また、通信教育部も在学時・卒業時アンケートを実施し、改善に努めている。

2. 長所・特色

1) ボランティア活動の充実

福祉・医療、教育等、さまざまな分野のボランティア活動を経験できる環境にあり、多数

の学生がボランティア活動をしていることは本学の特色である。事実、学部生 5,838 名に対し、ボランティア系サークル在籍者数のみで 3,269 名に上り、その割合は 5 割を超える（令和 2 年 3 月時点）。さらにサークル外での経験者を含めると、学部生の約 8 割が経験しているといわれている。ボランティア活動を通し早くからさまざまな現場を経験することは、学生のキャリア観養成にも繋がるため、今後も積極的に支援していく。

2) 課外活動参加学生数が高水準

既述の通り、本学の学生団体延べ加入率は 81.69%と全国水準より 20%以上高い。これは本学の長所として、卒業時の学習成果（人とかかわる力、チームで取り組む力など）にも寄与していると考えられる。しかし、本学でも数年前からは加入率が低下傾向にある（平成 29 年度 88.48%、平成 30 年度 83.57%）。今後も、学生団体加入の周知・広報活動を行うとともに、資金・施設提供等の各種支援を充実し活動の活発化を図り、継続して学生団体加入率向上を目標として取り組む。

3) 障がい学生へのサポート

支援学生団体「障がい学生サポートチーム」内のパソコンノートテイク可能割合増の取り組みは、学生団体への指導・支援の効果により今年度も目標を達成している。障がい学生への手厚いサポートとその体制が学生で構築されていることは、本学の教育理念である「自利・利他円満」を表した本学らしい取り組みといえる。

4) 就職支援・キャリア教育

早い段階にてキャリア教育、インターンシップ等の充実を図るために平成 30 年度より 1 年次からインターンシップの導入、適職適性性格検査の実施を通じて、進路選択に役立っている。令和元年度は、5 日間以上のインターンシップと充実した事前事後学修の機会を提供した「キャリアデザイン・インターンシップ」の 2 年生の受講が 300 人を越えるなど大きな成果となっている。さらに、受け入れ事業所の獲得として、大学と事業所様の連携により学生と事業所様の相互理解を深める支援制度として、「TFU パートナーズ」の取り組みをしている。

また、キャリアセンターと各学部学科、保護者との連携強化のために、ゼミ調査の実施やキャリアセンター学科別担当懇談会、教育懇談会も実施し、学生の就業力養成を図っている。その結果、平成 30 年度の就職率は 98.5%、令和元年度の就職率は 99.0%（令和 2 年 5 月現在）と高い水準を保っている。

3. 問題点

令和元年度末からの新型コロナウイルス感染防止対策により、令和 2 年度以降、課外活動、学生同士の交流について大幅な制約が課されている。また、経済的支援が必要な学生

も増えている。キャリア支援、修学支援の在り方にも変化が求められる。

本学の長所を失うことのないように、新たな学生支援方法の構築と実行にしりごみすることなく、取り組んでいく必要がある。

4. 全体のまとめ

学生支援に係る体制の整備および学生支援は、各種方針に沿って適切に行われている。そのなかでも、実践的学びに繋がるボランティア活動・課外活動に多数の学生が参加していること、障がい学生へのサポートや、福祉医療から一般企業までの幅広い分野に対する就職支援、早期キャリア教育の充実が本学の強みであり、今後も伸長を図りたい。

一定のソーシャルディスタンスが求められる with コロナ/ポストコロナ時代においても、上記のような本学の強みを失わないようにしていくことは大切である。そのための新たな学生支援方法は積極的に行っていくことが求められる。

第 8 章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、建学の精神や教育目的、各種方針等の実現に向け、「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定し、大学ホームページに掲載し公表している。(※1)

(※1) トップ>大学について>各種方針>「教育研究等環境の整備に関する方針」

https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html

(2) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

(施設、設備等の整備及び管理)

1) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学では平成 17 年度より全学部生を対象にノート型 PC を貸与し、講義やゼミ、自宅学習などさまざまな場面で利活用できるよう整備している。平成 30 年度からは Microsoft Surface Pro を貸与し、Microsoft Office とウイルス対策ソフトをインストールした状態で貸与している。また、在学期間中は、貸与パソコンを安心して使用できるよう、4 年間の無償保証と動産保険が付帯している。

ネットワークをはじめとする情報基盤や各種システムについても教育・研究ニーズに合わせ積極的に整備を進めている。ネット環境については、国見キャンパス、ステーションキャンパス、ウェルコム 21 の講義室と演習室で、無線 LAN が整備されており、学生の学習活動のサポートとして活用されている。

本整備については、主に総務部情報センターが担当しており、各種システムの企画・管理・運営に加え、学生・教職員の PC 関係のトラブル対応も当センターで実施しているため、

安心して ICT を利用できる環境を整備している。

2) 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に適切に努めている。

さらなる改善のために、学生がより使いやすい教育環境の整備を推進するとともに、教員が十分な研究活動を行える研究室の整備に努めていく必要がある。令和元年度は、H-2館に看護教育のための多目的実習室を新設した。大教室の机・椅子を更新し、学生の学修環境を整備した。また、車いす使用者の行動が容易になるように机・椅子を配置した。

総合運動場（硬式野球場、陸上競技場等）は、東日本大震災による影響及び 36 年の時を経て痛みがひどく、令和元年まで修繕を実施した。修繕は、一部が未完了であるので令和 2 年度も継続する。

安全の確保としては、学生食堂内のテーブル・椅子の数を少なくして間隔を確保することにより、学生がゆったりとした環境で学習や食事が行えるようにし、また、通路を広く明確に確保して車いす使用者の通行を容易にし、緊急時の避難を適切に行えるようにした。障がい学生支援室が実施した「学内のバリアフリー調査結果」に基づく検討を行い、指摘のあった通路上の障害物の除去、所要の表示の改善等を行った。

3) バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

学生を含む学内外の障がい者を有する方に、安全で快適な環境を提供するため、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進している。

平成 18 年度設置の障がい学生支援室と連携し、ハード面はもとよりソフト面においても積極的にバリアフリー化に取り組んでいる。障がいのある学生の授業受講においては、ボランティア学生と連携した聴覚障がい学生への文字通訳（ノートテイク）支援や、肢体不自由や視覚障がい学生への移動支援などの環境が整備された。また、東日本大震災を経験し、障がいのある方の災害等発生時の支援態勢について検討を行っている。今後も東日本大震災被災地にある福祉系大学の使命として、更なる充実を図っていく必要がある。

本学の各キャンパスは丘陵地に存在している。特に中心校地である国見キャンパスは、正門から講義棟までが坂道で、下肢に障がい者を有する学生のなかには自力で上ることが困難であるなど、地形そのものが大きな問題を抱えている。現在は既述のとおり、単独で講義棟まで来ることが難しい学生には、学生ボランティアを派遣し移動をサポートしている。また、授業開講が多い講義棟にはエレベーターが、段差のある箇所にはスロープが設置され、下肢に障がい者を有する学生の学内の単独移動がほぼ可能となっている。

また、弱視など視覚に障がい者を有する学生に配慮して、各教室入り口やエレベーター内、階段手すりなどに点字標示を行っている。

さらに、図書館の閲覧室には、車椅子利用者対応の昇降式デスク、弱視者対応の拡大読書

器なども配備している。

福祉系の大学として社会的にバリアフリーの手本となるよう、スロープ、手すり、点字標示・点字ブロック等のバリアフリー環境の整備・改善に継続的に取り組んでいく。この際、障がい学生支援室が行った「学内のバリアフリー調査結果」を活用して改善に結びつけている。令和元年度は、障がい者用トイレは、2号館1階の保健室前のトイレを改修して、新たに車いす利用者対応トイレを、後期授業の開始に先駆け9月初旬に整備した。

4) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学では、学修創造支援室とラーニングcommons@ミュージアムを設置している。ラーニングcommons内には、ディスカッションやプレゼン練習、模擬授業練習に最適なグループ学修室、プロジェクター等を備えたディスカッションルームが設置されており、語学学修や多読用図書の貸し出しも行っている。

(教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み)

学生については、初年次教育として実施している「リエゾンゼミⅠ」で情報倫理について取り上げ、学生に周知しているほか、「情報倫理」という授業科目も開講されている。また、保健看護学科では「情報倫理勉強会」を実施し、看護学実習における情報リテラシー、主に個人情報保護について学生同士で意見交換を行い、個人情報を適切に管理することについての知識や行動を学んでいる。令和元年度では19名の学生が参加した。個人情報保護については、専門職倫理や実習事前指導として学ぶ学科も多い。

教職員は、上記リエゾンゼミや研究倫理教育(教員必須)などを通じて確認するとともに、著作権については、図書館でも啓発活動を実施し、情報倫理について周知している。また、令和元年度は「情報セキュリティの基礎」という題目でFD・SD研修を実施し、情報倫理を扱った。

(3) 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツやほか図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

(図書資料の整備と図書利用環境の整備)

1) 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学図書館では、令和元年3月31日現在、図書約41.7万冊（和書34.3万冊、洋書7.4万冊）、雑誌約5,000種（国内4,300種、国外700種）、電子ジャーナル約15,000種（国内1,600種、国外13,400種）、電子書籍約9,200種、視聴覚資料約5,800点を所蔵し、令和元年度の年間受入は、図書約8,500冊、雑誌約1,750種で、それにかかる図書館資料費は年間約106,345千円であり、学生1人当たりの蔵書数は49.7冊（通信制を含む）である。

1. 学生用資料

学生用資料は、選定委員会による選定及び教員推薦による授業シラバスにも対応した、社会福祉学、教育学、心理学、看護学、情報学などの各分野を中心とした資料の収集を計画的に行っており、教員推薦図書は図書館内にコーナーを設置し利用に供している。

また、利用者参加型の選書にも重点をおき、購入希望の受付、学生による選書ツアーも実施している。

2. 研究用資料

令和元年度における研究用資料の整備状況は、約2,260冊（約1,795万円）で図書受入経費の約46%であるが、その内教員本人の申請による「研究用図書」は、約1,400冊（535万円）で図書受入経費の約14%となっている。また、図書館における研究用資料の選定は、図書館委員会委員による洋書及び図書館職員により定期的に実施されている。研究用資料の計画的な整備には学生用資料と同様、さらなる教員の協力と図書館職員の各分野における専門的能力と知識の修得が必要である。

3. 電子資料

図書館で収集及び提供する電子資料は、電子ブック、電子ジャーナル、データベースなどがあるが、近年ではオープンアクセスにより提供される学術情報にも及んでいる。オープンアクセスにより提供されている学術情報を除く電子資料の収集にあたっては、当該規定に基づき電子化資料に関する出版情報などの把握に努め、学部学科の内容に則した内容の国内外のものを選定している。安定した電子資料の収集・提供のためには、契約料金の高騰なども考慮した計画的な予算確保と契約状況及び選定基準の見直しを定期的に検討する必要がある。さらには電子資料の有効利用の面からも学外からのリモートアクセスを可能とする環境整備が急務である。

4. その他・貴重書・コレクション等

貴重書・準貴重書、シャフツベリ等の特殊コレクション類、『東北福祉大学図書館所蔵和漢書目録』収録資料を、『資料管理マニュアル』の規定に基づき、収集及び利用に供している。しかし、収集目的及び予算の確保手段など確立されていない面があるため、組織的に再検討する必要がある。また、貴重書類の適切な保存・利用環境の整備についても再検討が必要である。

2) 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所(以下、NII)の事業である目録所在情報サービス(NACISIS-CAT/ILL)に参加し、国内各大学図書館及び研究所と共同目録作業、相互貸借サービス(文献複写、現物貸借)を継続して行い図書館間の相互協力に貢献している。また、NIIが運営する学術機関リポジトリポータル JAIRO Cloud に参加し「東北福祉大学機関リポジトリ」を構築し、『東北福祉大学研究紀要』(第24巻以降)、『芹沢銈介美術工芸館年報』、『博士論文』の他、教員執筆の論文・記事を本人申請により登録を行い、図書館ホームページ上で外部公開を行っている。そのほかにも、機関リポジトリの公開を前提とした他大学および関係機関へ研究紀要を発送、学部・学科構成に似合った資料の交換・分担収集と保存を継続的に行っている。加えて私立大学図書館協会、東北地区大学図書館協議会、「学都仙台台コンソーシアム」に加盟し、学術情報の収集と共有に努めている。

3) 学術情報へのアクセスに関する対応

電子ジャーナルは、図書館が提供する学術情報サービスのなかでも最も重要なものとなっており、約15,000種を利用することができる。また、その電子ジャーナルへのアクセス方法として二次資料となるデータベースを約40種ホームページから利用できる環境を整備し、リンクリゾルバも導入して学術情報へのアクセスを強化しているが、電子資料の有効利用の面からも学外からのリモートアクセスを可能とする環境整備が急務である。

4) 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

図書館は、地上3階建(一部4階)で各階に閲覧室(602席)を有する他、ブラウジングルーム、パソコンコーナー、AVブースコーナー、ラーニングコモングの機能を備える集団学習室などを併設している。また、国見ヶ丘第1キャンパスにリハビリテーション学科及び大学院向けのサービスを提供するため分室を設置している。分室には閲覧室(51席)、パソコンコーナー、AVブースコーナーを設置している。

開館時間は、本館が平日9:00~20:00、土日祝日10:30~18:30で、分室はリハビリテーション学科、大学院と協議し、平日11:00~19:00、土日祝日休室としている。

施設・設備の整備にあたっては、座席数の確保にとどまらず、資料保存のためのスペースやその他のサービスを展開するためのスペース、耐震、採光、空調及び衛生面をも含む、さまざまな面からの環境整備を増改築及び新図書館建築等を含めて早急に考える必要がある。

なお、本学では図書だけで年間約1万冊の増加となっている。学生や教職員の利用に支障が生じないよう資料の配架には知恵を絞っているが、すでに収容可能冊数の120%を超える状況にあり、収容の限界がきている。事実、図書館外に約2万冊を保管している一方で、年間約1,000万円分以上の重複資料などを除籍することで対処しているのが現状である。大学資産の保持と蔵書の有効的な活用のため、一定規模の書庫施設を設けることが喫緊の

課題となっている。

(図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置)

令和元年5月現在、図書館長1名、図書課長1名、課長補佐1名、主任2名、館員7名、委託職員2名、派遣職員1名(内有資格者10名)及びライブラリー・サポーター(学部学生)で国見キャンパス本館及びウェルコム21分室において、閲覧サービス、貸出サービス、相互利用サービス、レファレンスサービス等各種サービスの提供を教職員、大学院生、学部学生、通信教育部学生及び地域住民に提供している。また、教員で組織されている図書館委員会及び図書館職員で組織されている『新図書館建築構想』、『将来計画』、『資料選定』、『学術機関リポジトリ』、『情報』、『学修支援』、『広報』の7つのワーキンググループを設置して図書館運営の計画・実施を行っている。また、延べ12回・16名の職員が各種学外研修事業に参加し、図書館職員としての専門的知識の修得に努力している。

(4) 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制

(研究活動を促進させるための条件の整備)

1) 大学としての研究に対する基本的な考えの明示

現在、研究に関する方針は策定されていない。次年度に向けて検討していく。

2) 研究費の適切な支給

本学では、職位に応じた個人研究費8~22万円(年)、図書購入費10万円(年)、学会出張など旅費10万円(年)を教員に保証している。このほか、特別研究助成制度(40万円、50万円、200万円のいずれかの助成額申請が可能)を設けている。

3) 外部資金獲得のための支援

今年度、大学で受領した外部資金公募情報については研究支援課と連携し大学ホームページとポータルサイト(UNIVERSAL PASSPORT)への二重掲載を行い、資金獲得に向けた扇動と啓発につなげている。また、特別試験研究費の額の認定(特別試験研究費税額

控除制度)や教育研究支援にかかる寄附についてもホームページで案内し企業側からのアプローチ増加を期待する。

また、科研費採択数を増やす取り組みとして、科研費採否にかかる審査経験のある教員や科研費に採択された経験のある教員による講習会を実施し、若手教員を中心にそのノウハウを教授する機会を設けている。

2012年から令和元年の過去8年間の傾向をみると、外部資金獲得総額はほぼ横ばいであるが、獲得総件数は増加傾向にある。

4) 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

全教員に研究室(約22 m²)を配置している。研究室には、教育準備や研究に必要な備品(書架、机、椅子など)を配置している。すべての教員(専任講師以上)の責任担当授業時間数は12時間(6コマ、ただし外国語及びスポーツ担当は16時間、8コマ)と画一化しており、大学院教員については、学部における担当科目数を配慮している。なお、研究専念時間の確保として、月曜日から金曜日のなかの1日を研究日として各教員に担当している。

5) ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制

教育支援体制として、ティーチング・アシスタントは、「ティーチング・アシスタント等採用内規」によって制度化している。本制度は、教育効果を高める目的で、本学学生に教育・調査・研究等の補助的実務を担当させるものである。実務内容によって①リサーチ・アシスタント(RA)、②ティーチング・アシスタント(TA)、Non-TA/RA・アシスタント(UGA)に区分される。前2つは大学院生および大学院研究生に限り、後者は学部学生等となっている。これらの者は、本学諸部署の長やその他学長が特に認める者が、時間管理をも含め指導監督の責任をもつ。TAは、実習等の教育の補助に当たる他、UGAの統括や指導の任にも当たっている。

たとえば、主として通学課程の大学院生が、通信教育部の心理学実験・研究法のスクーリングで、TAとして実験機材の使用指導、実験レポートの書き方指導、統計ソフト使用時のパソコン操作補助を行っている。また、カウンセリング系のスクーリングにおいて、小グループに分かれてワークを行う際のファシリテーター(ワークを円滑に進めるための進行役)としてサポートを行っている。これらの効果測定は、学生へのアンケートによって測っている。具体的に学生からは、「心理学研究や実験は難しいものだと考えていたが、先生やアシスタントがサポートしてくれて、何とか取り組むことができた」などの感想が多く寄せられている。TAが入る科目は実験など初学者が不安を感じる科目が多いものの、スクーリング・アンケート結果によるスクーリング満足度は平均3.26点(満点4.0)と高くなっている。

令和元年度は、短期・長期含め、TA13名、UGA23名が従事した。

今後も、学生や被雇用者としての権利に留意しながら、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制は充実させる必要がある。

(5) 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、研究に従事する者が行う、人を対象とした研究およびその実践を倫理的、福祉的観点から審議することを目的として、平成11年9月1日に「研究倫理委員会規程」を制定し、研究倫理委員会を設置した。また、平成16年4月1日に、本学で研究にあたるすべての研究者に倫理原則を周知徹底させるため、「研究倫理原則」を定めた。

「東北福祉大学研究活動不正行為の防止等に関する規程」では、本学の研究活動の不正行為防止についての最高管理責任者を学長とし、研究活動に関する行動指針ならびに不正行為にかかる情報を受けたときの対応方針を策定することを責務としている。学長を補佐する実質的責任者として、副学長を統括管理責任者とした。統括管理責任者は、研究倫理教育の実施計画の策定が最大の職務となる。また、その指針を受けて、現実に研究倫理教育を実施するのが、研究倫理教育責任者であり、原則として、学部長ならびに大学院研究科長がこれに当たることになる。

研究倫理委員会は、10名の委員によって構成され、令和元年度は8回開催して計56件の審査を行った。委員会の審査は事前審査を原則とし、研究者から提出された研究倫理申請書に基づき、研究計画の妥当性を審査したうえで、その実施について承認する体制を整備している。教職員、大学院生への研究倫理教育として、JSPS（日本学術振興会）の研究倫理e-ラーニングコースを用いるなどの取り組みを実施している。学部学生への著作権教育などもリエゾンゼミなどを通じて行っている（通信教育部は「基礎演習」や『学習の手引き』などによる）。

研究のみならず、あらゆる分野での不正を排除するため、平成18年12月1日に、「監査委員会規程」を定めた。不正行為の早期発見・早期是正のためには、情報提供が不可欠と考え、同年に、「公益通報者保護規程」も制定した。

知的財産権の高まりとともに、「東北福祉大学知的財産に関する基本理念」を宣言し、研究成果の公開原則を決定した。また、「東北福祉大学利益相反ポリシー」を定め、利益相反を防止するための体制作りを定め、研究機関の透明性、公益性を確保することとした。平

成 22 年 9 月 1 日に、「東北福祉大学職務発明規程」を制定し、特許権を中心とした知的財産権の帰属を明確化した。あわせて、その際の「実施補償金の取扱細則」も定め、適正処理に努めた。平成 23 年 4 月 1 日には、「東北福祉大学産学官連携ポリシー」で産学官連携の透明性を確保し、同時に、「東北福祉大学著作権取扱規程」を制定し、三者間における著作権の帰属関係を明確にした。翌平成 24 年 4 月 1 日には、「東北福祉大学共同研究取扱規程」で、研究費の取扱いを明確にし、同時に、「東北福祉大学受託研究取扱規程」も制定した。

平成 26 年の文部科学省ガイドラインを受け、本学も早期に学内での検討作業に入った。平成 27 年 4 月 1 日に、「東北福祉大学研究活動不正行為の防止等に関する規程」を制定・施行した。従来の研究不正の防止に関する取り組みは、研究者自身への規律を強め自律を求めるものが中心であった。今回は、それに加え、大学が制度として研究不正の防止に取り組む方針を採用した。また、学長のリーダーシップで、早急に是正措置がとれるよう配慮した。

なお、令和元年度には、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理を適切に実施するために必要な事項を定め、国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的に「安全保障貿易管理規程」を制定している。またそれにともない「安全保障貿易」をテーマとした FD 研修会において、安全保障管理の必要性や、学内組織、手続きについて実施している。今後は、研究内容が兵器等に転用されないためにも、平和を守る国際社会と協調して、大学人としての責任を大学全体で心がけていく必要がある。

(6) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <p>評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

内部質保証システムの実施マニュアルに基づき、学校教育法や大学設置基準、学校教育法施行規則等の各種法令等に定められている基準を満たしていることの点検・評価および各種方針や手続きに基づいた目標設定や実行についての自己点検・評価を毎年行っている。

上記、点検・評価に基づき令和元年度は以下の点について改善・向上がみられた。

・2 号館 1 階の保健室手前の車いす利用者対応トイレの整備および「学内のバリアフリー調査結果」の指摘事項の改善により、障がい者がより行動しやすくなった。

(障がい学生支援室から聞き取り)

・安全衛生委員会の会議結果を業務に反映して、教育環境の向上に努め、特に学生食堂は大型空調機 5 台を運用し、夏季の体調不良者発生が減少した。

2. 長所・特色

本学の学修や教育研究等のための整備については、適切に行っており、校地・校舎及び施設・設備についても適切に整備している。

また、教育研究環境の特色として、ICT (情報コミュニケーション技術) 教育に関しては、非常に力を入れており、平成 17 年度より、入学生全員にノート型パソコンを在学期間中貸与している。学生生活で貸与パソコンと学内システムを活用することにより、ICT に関する知識や技術の向上を図り、学生全員にパソコンを貸与することで、全学生が偏りなく ICT 教育を受けられる環境を整えている。貸与パソコンは毎年機種の見直しを行い、学生生活並びに企業の IT 動向を考慮した機種を選定している。また、特殊なアプリケーションを用いて実施される教育 (プログラミング、グラフィックデザインなどの情報系処理実習、外国語、心理学など) のための専用教室 (2001 館、情報処理室、CALL 教室) や、小学校教員養成用に ICT を活用した授業シミュレーションができる教室 (マルチメディア教室 2) 等、ICT に慣れる環境を整備している。

平成 28 年、2 号館 1F のラーニング・コモンズ@ミュージアムを設置し、学生、教職員、地域の方が自由に交流し、学修を行うことができるよう、アクティブラーニングに適した機能を備えている。芹沢銈介美術工芸館のテイストを感じながら、一緒に考え、話し合い、意見を交わしながら、実践を通して学ぶ、活動的な学修の場として活用している。

3. 問題点

現在課題となっている事項は下記の通りである。

- ・ 図書館の電子資料の有効利用の面から、学外からのリモートアクセスを可能とする環境整備が必要である。
- ・ 図書館において、すでに収容可能冊数の 120%を超える状況にあり、収容の限界がきている。事実、図書館外に約 2 万冊を保管している一方で、年間約 1,000 万円分以上の重複資料などを除籍することで対処しており、さらには築 45 年を経過し老朽化した建物での学生・教職員の安全確保が困難となっているのが現状である。大学資産の保持と蔵書の有効的な活用、安全でより良い環境での学修・研究が行えるような改修工事を行うことが課題である。
- ・ 国見キャンパスにおいて、必要性の高い耐震化工事、3 号館の教室の什器備品の交換、ネットワーク機器のリプレース、3 号館 1 階及び 2001 館のパソコン機器の更新が必要である。
- ・ 研究に対する基本的な考えについて、大学の方針を定めておらず、ホームページ等にも記載がない。研究活動をどの程度充実させていくかも含め、早急に検討が必要である。
- ・ 各キャンパスの在り方については関係者の意見を聞きながら、中長期的な視点にたって、より有効な活用を検討し、場合により見直しを行っていく必要がある。

- ・ 工事発注等において、大学における適正な意思決定手続を経るなどコンプライアンスの意識を高め、相見積もりをとることなど経営的な観点に立った予算の執行を徹底し、これまで以上に適切な業者に適切な価格で発注し、委託した業者との緊密な連携と監視を行う体制がさらに求められる。

4. 全体のまとめ

本学における教育研究等環境の整備については、教育研究等環境の整備に関する方針に基づきキャンパス内のさまざまな学習環境の整備を進めており、PC 学生貸与制度や、アクティブラーニングに対応した教室の設置など、社会の環境の変化に対応した整備を行っている。

学生の学習環境を整備するためにも、課題の状況把握、改善に向けて取り組んでいる。

今後も学習する学生をはじめとした利用者や、教職員等の声、「教育研究等の環境整備の方針」を踏まえながら定期的に点検・評価を行うとともに、改善・向上に向けて継続的に取り組んでいく。

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、「社会貢献・地域連携の方針」を定め、ホームページで公開している。産学官連携の方針としては、学内構成員に向けて、「東北福祉大学産学官連携ポリシー」を定め規程集に明示している。

「社会貢献・地域連携の方針」は下記の5つから成る。

1. 教育・研究成果の社会還元
2. 本学が有する資源（教職員、学生、諸施設等）の開放
3. 地域課題解決への貢献
4. 人材育成
5. 国際貢献

(2) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

(学外組織との適切な連携体制)

本学では「開かれた大学」「地域社会に密着し、ともに歩む大学」との理想を実現するため、子育て支援や高齢者の認知症対策、防災・減災活動、地域共創活動など、多様化・複雑化する社会問題の解決に向けた取り組みに力をいれている。そのため、地方自治体、地元産業界等の連携協定を積極的に結び、諸課題への解決に向け協働している。

令和2年3月現在で、自治体26件、企業7件、高校5件、大学7件、自治体・企業・大学・省庁等との共同で6件の協定および覚書、32件の協約を結んでいる。

長期にわたり連携体制を取っている例としては、学生が仙台市の各幼稚園・小・中・高校で事業支援や子どもたちのサポートを行う仙台市教育委員会との「連携協力に関する覚書」（平成15年）、令和元年度に新たに協定を結んだ例としては、地域の発展と人材の育成を図ることを目的とした「塩竈市と東北福祉大学との包括連携に関する協定書」等がある。

また、学内では社会貢献・地域連携センターが設置され、学外組織との連携体制の実務を担っている。

（社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進）

本学では、社会連携・社会貢献に関する多くの特徴的な取り組みがあり、その概要は毎年発行している「社会貢献・地域連携活動報告書」にまとめられている（冊子版を発行・ホームページでも公開）。以下のような教育研究活動に結びついた活動を行っている。

○防災士の養成

防災士とは、NPO 法人日本防災士機構が認定する資格で、災害時に地域の防災リーダーとして避難誘導や避難所運営補助にあたる者をいう。本学に設置している防災士研修室では、学生と市民を対象に防災士養成講座を定期的に関講。令和元年度は学内外で 13 回実施し、学生（本学のみ）171 名と一般（他大学生も含む）704 名、合計 875 名が受講した。そのうち、資格試験合格者は学生 147 名、一般 662 名、合計 809 名であった（合格率 92.5%）。本学による防災士養成研修講座を受講し資格を取得した学生及び社会人防災士を対象に「防災士スキルアップ研修」を実施し、地域等と連携した防災士活動を今年度は 84 回実施した。東北福祉大学防災士協議会 Team Bousaisi は、学生防災士を中心とした団体で、地域や学校などと連携し防災教育を行っている。

○災害派遣福祉チーム員の養成

広域災害が発生した際、主に医療機関や福祉施設に勤務する福祉専門職の職員に対し、県知事による被災地への派遣命令を受けて、福祉的活動を行う「災害派遣福祉チーム員」を養成する研修を、地域福祉研究室が東北六県及び新潟県で開催した。

その関係が発展し、山形市とは平成 30 年 4 月「地域福祉推進に関する協定」を締結し、本学の地域福祉の研究をいかなしながら山形市地域包括ケアの構築に向けた支援体制の整備や地域福祉を担う人材育成など、地域包括ケアの確立に取り組んでいる。

○「消防×学生」全国初の点検アプリ開発

情報福祉マネジメント学科のゼミ学生 4 人が、「地域消防力の向上等に関する協定」を締結する仙台市消防局と連携し消火器・誘導標識点検アプリ『KIKATTO（キカット）』を共同開発した。主に集合住宅の消火器などの点検報告提出率の低



迷打開が目的である。学生たちは学びの特色をいかし、平易な言葉や文字サイズ、色覚障がい者に対応したデザインにも注力し、点検だけでなく報告書作成もできるアプリを約 1 年かけて完成、令和元年 11 月 1 日から運用を開始した。消防と大学によるアプリ開発は全国初であった。(※1)

(※1) 消防×学生による全国初の点検アプリ完成

仙台市長にプレゼン <https://www.tfu.ac.jp/education/dmwi/s9n3gg000000q8t0.html>

○離島活性化・人材育成交流活動

石巻市の離島・網地島は、人口の減少、産業の停滞、地域力の衰退という東北の過疎地の深刻な課題を多くかかえている。網地島を活性化することで、地域の若者が地域資源を活用したアイデアを創出するきっかけに結びつくとともに地域への愛着や誇りをもち、「島」が直面している課題「若者の地域離れ」と「地域産業の衰退」の解決にも期待できる事業として継続している。令和元年度は、網地島アドベンチャー「遊学かがやき隊」という学生が企画運営する組織を結成し、学生が提案したさまざまな活性化のアイデアを用いて、公益財団法人日本離島センター「離島人材育成基金助成事業」へ申請し採択された。このプログラムは網地島での 1 泊 2 日のキャンプ活動を通して仙台と石巻の小学生との交流を図る目的で計画され、入念な学内、現地での事前準備を経て、島民の最大限の協力を得ながら小学生、学生、島民一体となって島の活性化につなげるプロジェクト実践活動として成功を収めた。

○そのほかにも継続して下記のような社会貢献活動による教育研究の推進を行っている。

- ・特別支援教育研究室による発達障がい児の支援と保護者相談
- ・発達に気になる子どもの子育てを支援する看護専門の子育て支援室
- ・臨床心理相談室による相談支援活動
- ・仙台市との認知症対策の推進協定に基づく支援者育成・認知症カフェの開設
- ・福祉施設での実学臨床教育による即戦力養成、介護福祉士等諸資格の取得奨励
- ・学生も参加しての地域の居場所「子ども食堂」の活動支援
- ・生活支援コーディネータの養成研修に携わり、地域共生社会の担い手づくり
- ・学校に入らないうつや不登校を減らす取り組みへの学生の参加
- ・高齢者施設での事故予防を目的に、学生をまじえた「高齢者見守り支援 AI システム」の開発

(地域交流・国際交流事業への参加)

○利府町との連携協定

学生の柔軟なアイデアをいかした効果的な事業推進を図ること、大学の教育資源を提供し相互の事業効果を高めることを目的に平成30年7月、宮城県利府町と「連携協力に関する協定」を締結した。令和元年6月に学生参加の防災訓練を実施。また同年11月には、前年に続き商業施設での「まちかど保健室」で「予防福祉健康相談コーナー」を設置し、保健看護学科・医療経営管理学科の学生たちが血圧測定などを行った。子どもの居場所づくり事業支援や、町内高齢者の集いに落語研究会学生が参加するなど、多岐にわたる協定事業に大学全体で取り組んでいる。

○宮城県と連携した全国小中高校の教育旅行受け入れ事業

日本で発生する地震・津波・風水害等の災害において、本学ではさまざまなアプローチで災害ボランティア活動を展開している。その経験を次の世代に伝える活動（防災・減災教育）として、平成18年より防災カルタや防災と運動会を融合させた「防災運動会」を実施している。東日本大震災を機に、本プログラムの需要が増え、県内外の学校や地域へ出向き、学生が主体となって事業をすすめている。（年間20箇所以上）

また、本プログラムを宮城県観光課やみやぎ観光復興支援センターと共同で、全国の小中高校の教育旅行(修学旅行等)の受け入れ事業の一環として実施している。防災・減災の知識を学べるとともに、震災の経験を聞きながら大学生とも交流ができる本プログラムは、年々利用校も増加（平成30年度4校409名、令和元年度5校450名）しており、全国からも多くの問い合わせを受けている。

○学生指定団体「まごのてくらぶ」

学生指定団体「まごのてくらぶ」は、平成22年4月に締結した国見地区連合町内会との相互支援協定に基づき、同年5月に学生・教職員・地域役員などで発足。平成23年には地域共創推進に関する協定により青葉区も加わっている。令和2年3月時点で、90名を越す学生が所属しており、意欲ある学生が積極的な活動を行っている。主に、国見地区周辺を地域共創の場とし、個別・団体・特別支援といった内容を展開。10年にわたり町内会、地域住民にとって必要不可欠な組織として認知されている。活動形態が資質・能力を育む学習であるPDCAサイクルを基本とし、活動主体の学生にとっては、社会人としての基礎固めに有効な取り組みであると評価されている。その取り組みが、青葉区を中心として仙台市内における「まちづくり」モデル事業のトッランナー的存在の一つとして、実施事例がメディアや行政主催の会合、イベントにおいて発表や紹介が行われている。

○遊び広場「バウハウス」

次世代育成支援室による遊び広場「バウハウス」は、科学の力を活用したモノづくり教室である。今年度は「LED」を活用したところ、前年度を上回る計 49 人の参加を得た。参加者である子どもおよび保護者に大変好評であり、科学への関心も高めることができた。

○生涯学習の充実

本学では、学生と一緒に授業を受ける「社会人聴講生」「履修証明社会人コース」や市民のための「公開講座」を実施。令和元年度には 48 タイトル（延べ 84 回）の公開講座を開催し、延べ受講者は平成 30 年度 3,715 名から、令和元年度は 4,446 名に増加した。

特に、仙台藩歴代藩主を取り上げた歴史講座（全 11 回）は、毎回約 300 名の受講があり、次いで禅と関連のある内容の講座の受講者が多かった。

正規の課程である通信教育部・通信制大学院と合わせて、生涯学習・リカレント教育の機会の提供を積極的に行っている。

○地域との連携による国際交流事業

平成 29 年度から 3 年にわたり、宮城県の委託事業として「EPA 等外国人介護人材養成講座」を担当し、県内で介護福祉士をめざす外国人に対して介護福祉士国家試験対策を行った。令和元年度は 11 名の外国人を受入れ、今後人手不足が懸念される介護現場の人材確保の一つとして、外国人介護人材の育成とキャリアアップの支援を行った。また、宮城県海外研修生受入事業では、県と教育部門において連携し、主に中国の養老施設職員の福祉・介護の教育及び関連施設における実践的スキルの習得に協力・支援を行っている。外務省が推進する「日中植林・植樹国際連帯事業—2019 年」においては、日中青年交流の一環として、バドミントンを専攻する中国・北京体育大学の学部生および院生 30 名を本学バドミントン部で受入れ、地元で活躍する実業団選手も加わり充実したスポーツ交流を行うとともに、一般学生とも文化交流を図る機会を設けた。

そのほか、国際交流センターが主となり、外国人留学生と地域住民との文化交流活動、地域に居住する外国人への情報発信（防災教育への支援等）、コミュニティ通訳の派遣、海外協定校の教職員・学生の県内の施設（病院、福祉施設、被災地関連施設等）における研修・学術交流の支援を行っている。

(3) 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムに基づき、方針に沿った活動が行われているかを定期的に点検・評

働いている。また、令和元年度は、人口減少、少子高齢、過疎、被災による影響を受け疲弊する東北地方の地域創生に対し、本学が取り組む事業と人材養成の機会を創出し、学生教職員を含めた全学的な取り組みに発展させるための検証活動も行われた。その結果、下記のような課題が洗い出された。

- ・学生が参加する活動において、学生が主体的に動いている事業もあるが、作業に従事させられていて主体的ではないと感じられるコメントも散見される事業がある。
- ・事業を推進するにあたって、地方公共団体と大学との協定などに基づく事業でありながら、関係部署や委員会での十分な議論が行われず、事業目的があいまいであったり、本学の学部学科の専門性を逸脱する目的のもの、リスクやコストが総合的に判断されていないものがあること。また、大学で定められた意思決定手続を十分に経ないで個人的に開始されたと判断される事業があること。
- ・社会貢献・地域連携事業の各種取り組みが、学内に周知されておらず、評価のための作業も行われていないこと。
- ・公開講座において、全学的な取り組みになることを企図し、11月に令和2年度講座企画の学内公募を行った。その結果、28企画が寄せられ、3月には51講座を企画することができた。
- ・令和元年度までの社会貢献・地域連携について、全学的な取り組みになっていない面が多く、また、コスト・ベネフィット比較、具体的な目標、見通しに欠けている事業もあるため、令和2年度以降の見直しが求められていること。
- ・主担当部署は、より適切な社会貢献・地域連携の在り方について企画・提案できる部署としての力をつけていくことが求められること。
- ・主担当部署・学科から学内他部署への社会貢献・地域連携活動の広報の在り方、今後の連携のあり方について検証を行い「見える化」作業を進める必要があること。
- ・社会貢献・地域連携活動について、本学なりのコンセプト（たとえば、地域共生社会づくり、地域の健康福祉システムの再構築、国連SDGsとの関連づけなど）をもって行う模索・検討を始める必要があること。

2. 長所・特色

学生が地域貢献活動やボランティア活動等を通し、日頃から、地域が抱えるさまざまな課題を自らの課題として捉え、「住民の生活福祉の向上」・「地域共創が構築できる環境」づくりを行っていることは本学の大きな特色である。

3. 問題点

長所・特色で述べたように、学生をまじえた「地域共創が構築できる環境づくり」は行っているが、すべてにおいて主体的な活動ができているとは言い切れない。学生が自ら地域の実情を理解し、地域の課題を見つけ、解決策を考えるというプロセスをより重視し、

学生一人ひとりの意識向上と地域と共同して活動するという意義を涵養するための一層の教育、指導、環境づくりが必要である。

また、地方公共団体と大学との協定に基づく事業は、個人としてではなく、大学の正式な意思決定を経たうえで学部学科が取り組む事業、またはその連携による事業としていく必要がある。

令和 2 年度以降の社会貢献・地域連携活動について、本学の真に強みとなる部分を核として、事業目的を明確にし、リスクやコストなどの総合的な観点から検討をし、新たなコンセプトのもと再構成を図っていく必要がある。

4. 全体のまとめ

本学では、地域が抱える諸課題の解決に向けた持続的な社会貢献活動を活発に続けてきており、特に学生による活動は各地域からの評価の声も大きい。

今後は更なる地域社会の発展に貢献すべく、東京一極集中から脱却・豊かな地域社会をつくりだすために、本学の学部学科の専門性をいかした福祉・産業分野の研究とそれに基づいた社会貢献を推進する。

第 10 章 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では「管理運営の方針」を策定し、ホームページ上で公表している。(※1)

学内構成員に対する周知のために、部署・学科の内部質保証、自己点検・評価の際に「管理運営の方針」を周知し、方針に則った現状の検証や目標管理をするよう促している。

(※1) トップ>大学について>各種方針

https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html

(2) 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

(適切な大学運営のための組織の整備)

1) 学長、役職者の選任方法と権限の明示

学長の選考については、寄附行為第 3 条第 2 項「この法人の運営管理は、私立学校法、曹洞宗宗制に規定するものの他、この寄附行為の定めるところによる」の曹洞宗宗制の曹洞宗教育規程第 39 条第 2 項「前項の学校法人が設置する各学校の長、副学長、学監、高等学校及び中学校の教頭は、内局の推薦により管長が任命し、その任期は 4 年とする。ただし、再任を妨げない。」により、曹洞宗管長の任命による。

学部長、研究科長については、組織・職制規則の第 8 条及び第 10 条により学長が任免・委嘱する。

2) 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

経営に関する事項については、学長（常務理事）、副学長、総務局長の他、学部長等の教授会に属する教職員等で構成される経営戦略会議で審議し、その議を経て学長が判断し、理事会に諮るべき重要事項については理事会の承認を得る。

また、寄附行為第 21 条にあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項を定めており、それらの事項については評議員会の意見も聴いて決定する。

学生の入学、卒業や教育課程等の教育研究に関する事項については、学長、副学長、総務局長、研究科長、学部長、学科長等の教授会に属する教職員等で構成される部長学科長会議で審議され、その後教授会（大学院は、大学院委員会及び大学院研究科委員会）の議を経て、学長がその意見を参酌して決定する。

教員の人事については、教授会に属する教職員等で構成される人事委員会で審査され、学長が最終決定する。

意思決定された事項の教職員への周知は、教員へは教授会、学科会議を通じて、職員へは各部署の役職者で構成される事務連絡会を通じて行われる。

3) 教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割と関係の明確化

学則の第 11 条第 1 項に教授会の必置が明確化され、第 13 条第 3 項に「この学則に定めるものの他、教授会に関し必要な事項は別に定める。」との規定に基づき、教授会規程が定められている。

教授会規程の第 4 条第 1 項（審議事項等）として教授会の役割が明確化されている。そして、第 4 条第 2 項に「教授会は、前項に規定するものの他、学長及び学部長(以下「学長等」という)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。」とあり、学長の意思決定と教授会の関係が明示されている。

また、会議運営規程第 20 条の 2 に「各学科に会議（以下「学科会議」という。）を置くことができる。」とあり、教授会の構成員となっていない教員からの意見の聞き取りや教授会の決定事項の周知は学科会議を通じて行われる。

4) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

寄附行為第 6 条第 3 項に「東北福祉大学長たる理事を常務理事とする。」、東北福祉大学組織・職制規則第 7 条第 1 項に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」とあり、教学組織（大学）の権限と責任は学長にあることが明確化されている。

また、学長と理事長との関係においては、寄附行為第 14 条第 2 項に「常務理事は、この法人を代表し、理事長を補佐する。」と規定されており、法人組織（理事会等）における権

限と責任は、理事会にあることが明確にされている。

5) 学生、教職員からの意見への対応

IR センターでは、毎年学生にアンケートを実施し、アンケートから見える課題に対しては、内部質保証システムの日常点検により、内部質保証委員会に課題を報告し、課題解決の責任部署を決めて、改善を実施している。また、一部のアンケートについては学生へのフィードバックも行われている。

教職員からの意見は、学科会議、FD 委員会や事務連絡会を通して、部長学科長会議に諮られ、必要に応じて、内部質保証委員会に課題を報告し、課題解決の責任部署を決めて、PDCA を実施している。

今後は、学生、教職員からの意見に基づいた検討プロセスや実行結果のよりわかりやすい可視化が求められる。

(適切な危機管理対策の実施)

火災、地震、風水害等による災害の予防並びに人命と身体の安全および大学の財産の保全と減災を図ることを目的として『防火・防災管理規程』及び防火・防災運営要領（マニュアル）が、また、労働災害の未然防止等のため『安全衛生管理規程』が定められている。

後者については、安全衛生委員会が実施され、ストレスチェックの実施や感染症対策の実施（予防接種等）が教職員に周知、徹底される。

(3) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成は収入支出とも数値根拠を、理事会・評議員会開催時に予算書説明資料として添付し説明し、執行は支払伺に基づき、学長、副学長、総務局長の決裁後に行っており、予算編成および執行のプロセスは明確であり、透明性が保たれている。

内部統制は効率的な管理運営や法令等遵守など社会的責任の観点からも重要と認識しており、「管理運営の方針」(※2) を本学ホームページにおいて公表するなどし、大学の理念・目的の実現に向けた中長期計画の策定や意思決定プロセス等の明確化を図っている。

(※2) トップ>大学について>各種方針「管理運営の方針」

(https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)

決算の監査については、公認会計士による監査を実施している。

また、予算執行にともなう効果については決算報告時に予算との対比説明を行っている他、予算編成時の事業活動計画に対し決算時の事業報告により検証が図られている。

(4) 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営にかかわる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

1) 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

職員の採用については、就業規則第 8 条から第 11 条に規定されており、適切に運用されている。職員の昇任については、「職能制の実施に関する規程」第 4 条に以下の昇任の規定がある。

『第 4 条 昇任とは、その者の経験、意欲及び能力に応じ、別表に掲げる職能につきその者を 1 階級上位に決定することをいい、原則として定期昇給の時期に行う。』

2) 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

大学は地方創生の取り組みの強化、グローバル化への対応や産業界との連携強化、IR、学修成果の可視化等対応すべきことは多岐に渡ってきている。本学は、職員が同一のポストに長く配置され、大学全体の業務に携わった経験がないことから、新しいニーズに必ずしも対応できていない。特に若手職員については、計画的なジョブローテーションを行うことにより、広く大学全体の業務を経験し、専門的な知識を身に付けることが必要である。管理ポストにつく人材は、大学の将来的な課題を念頭において、各部署との連携の促進や業務の合理化、効率化を図り、若手人材の計画的育成に努力する必要がある。

専門性を必要とする部署には、キャリア経験をいかした適材適所の人員配置となるように努めている。

令和 2 年度からは、職員の SD の観点からもジョブローテーションを進める。

3) 教学運営そのほかの大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

人員配置については、事務組織に部長、副部長、センター長、副センター長等の多くの役職者には教員に委嘱するとともに、教育研究の審議機関として全学的な調整を行う各種委員会の委員には教員と職員を必要に応じてバランス良く委嘱しており、教育研究と事務が円滑に運ぶように配慮している。今後も大学運営の改善や発展に向けて教職協働を促進していく。

また、入学から卒業に至るまでの「リエゾン型キャリア教育」では、キャリアセンターと教務部と一体となった就職支援を行うとともに、その授業は、教員・職員の混合 3 名体制で実施している。

4) 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

毎年年度始めの昇任等の処遇改善は、人事の担当部署である総務部が、年末までに各部署の所属長等に昇任等の聞き取りをし、その内容を基に処遇改善を検討し、学長の承認を得て行っているが、業績評価基準、評価者等が明確ではないこと、また、内部監査において「階層別研修等研修体系を構築し教職員の能力向上を図ること、および研修体系を構築するにあたり、研修と人事考課の関係も考慮すること」と指摘されており、現在、SDとも関連づけて人事考課に基づく業績評価と昇任等の処遇改善について情報を収集し、検討をしているところである。なお、SDの内容と連携させた人事評価の開始は、令和6年度からの導入に向けて検討調整を進めている。

(5) 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

平成25年度から毎年度継続して、大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）を組織的に実施している。実施内容はホームページに掲載しており、有効性についてもアンケートにより確認している。（※3）外部セミナーの参加者もあり、インターンシップ・コーディネータなどの連続研修を受講者も出ている。

しかし、全般的には、近年、業務が増加していることもあり、研修を受ける機会が減少している。資質向上には、他大学とのコミュニケーションや国、私学事業団等の施策を十分に理解して対応するため、東京や各地で行う研修会にも積極的に参加することが必要である。大学および管理職ポストの人間は、若手の職員が広く研修を受けられるような奨励策を講じていくことが重要である。

令和元年度は、中期計画の実現に向けての改革のための議論を通じた人材育成も行われた。部署・学部学科の垣根を超えた、教職協働の対話の促進が図られ、議論・検討の成果として学生目線に立った提案を令和2年2月までにまとめた。共通して課題として出されたのが、日常的な学内・学外の情報共有の強化である。そのため、今後、学内・学外の情報共有や学びの機会が日常的に行われるような組織づくりも求められる。

内部質保証、内部監査、IR活動における次代を担う教職員の参画は少しずつ実現している。また、各部署で、全学的視点に立てる次代を担う職員の育成に取り組んでいる。

（※3）トップページ>大学について>FD・SD活動

<https://www.tfu.ac.jp/FD/index.html>

(6) 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

定期的な点検・評価は本学独自の内部質保証システムにより毎年実施している。また、適切な根拠（資料・情報）に基づいて経営戦略会議など諸会議で、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っている。たとえば、令和元年度は下記のような改善・向上がみられた。

- ・大学運営にかかわる各種方針、中期計画の周知不足解消のために、内部質保証の目標設定へのリンクをスタートし、各種方針、中期計画の教職員間の共有を図った。
- ・社会貢献・地域連携の在り方、研究所の在り方、キャンパスの活用の仕方について、本学の学部学科の専門性により適合する方向などへの見直しが始まった。さらに、本章などでも記述したように、令和 2 年度に向けて下記のような改革が予定されている。
- ・教職員の成長を促す組織と組織文化の醸成。
- ・業務改善、PDCA サイクル確立や意思決定のために、方針・理念の理解促進を図るとともに、データとエビデンスの活用を推奨する。
- ・教職協働、教職員間の対話・議論を促進する。
- ・教職員からのアイデアや意見の提出を推奨する
- ・委員会制度を有効活用し、提案の検討・審議やあらゆる角度からの点検・評価を行う。

また、監査については、監事による監査及び独立監査法人の監査を実施している。また、内部監査組織として「監査委員会」を設置し、内部監査を通じて監事の業務を支援している。

内部監査においては、内部質保証委員会が自己点検・評価結果に基づき改善点をあげた学部・研究科、事務部署を中心に、年 3～4 部署・学科を選んで実施している。令和元年度は情報福祉マネジメント学科、福祉心理学科、リハビリテーション学科を実施し、現状における課題を検証し、改善を進めるよう促した。

なお、いずれの監査においても、そのプロセスは「東北福祉大学寄附行為」「監査委員会規程」に則って適切に実施している。

2. 長所・特色

- ・令和元年度には、部署や学部・学科の垣根を超えた教職協働のスタイルで、短期・中期・長期にわたる本学の発展の方策が検討され、提案がまとめられたこと。

3. 問題点

- ・中期事業計画の実質的な取り組みに着手したばかりである。引き続き学長・副学長・総務局長の総括の下、全学的な取り組みに近づけていく。
- ・業績評価基準・評価者等を明確にした人事・業績評価と昇任等の処遇改善を図ること。
- ・日常的な学内・学外の情報共有や研鑽の機会の提供による個々のスキルアップ・組織力の向上を図ること。
- ・教職協働、職員のジョブローテーションを推進し、教職員の成長とさらなる業務改善を実現すべきこと。

4. 全体のまとめ

本学の大学運営は、「管理運営の方針」に基づき、適切に運営されている。

しかしながら、全学的な大学運営を進めていく上で、FD・SDをはじめ、各種委員会活動などを通じて教職員への意識付けを行っているものの、十分とは言えない。今後は部署・学部・学科ごとの視点に加え、全学的視点に立ち大学の10年後・20年後を担う教職員を育成するために、SD、教職協働やジョブローテーションをこれまで以上に進めていく。

第2節 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

中長期事業計画に基づき財政計画（平成30年度～令和2年度）が進行中である。

1) 財務関係比率に関する指標又は目標の設定

教育研究活動を継続して遂行するためには、経常収支差額がプラスである必要がある。収入の主たる学生生徒等納付金収入の増加が見込めないため、支出の削減が求められる。

令和元年度実績においては主たる支出の人件費比率は49.7%となっており、平成29年度までは50%を上回っていたが、新規採用の抑制等により、人件費比率は50%以下（平成30年度全国平均53.0%）に抑制することができた。事業活動収支差額比率も2.6%から3.8%に改善が図られた。なお、中期財政計画の令和2年度の目標は、人件費比率は51.2%、事業活動収支差額比率は2.4%であり、2つともすでに目標を上回っており、この状態を維持するように努めたい。

また、借入金返済支出については年々減少傾向にあるため、減少分については、繰越支払資金または特定資産に留保し流動比率や積立率の改善を図っている。因みに流動比率は

平成 29 年度には 159.0%だったのに対し平成 30 年度は 178.5%であり、積立率は 35.3%から 36.0%に改善している。

(2) 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

1) 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

大学の理念・建学の精神を命題とする教育研究活動・社会貢献活動を恒久的に支えるにあたり、確固たる財務基盤を形成し堅持していくことが求められるのは言うまでもない。

現在の財務状況を振り返ると、社会に応えうる教育研究の継続に取り組んできた結果、定員を満たす学生確保が図られ、ここ 5 年間の経常収支差額はプラスで推移している。新型コロナウイルスの影響で不透明な部分もあるが、今後もその方針は変わらず引き続きプラスで推移していくものと見込まれ、そうした財務体質がスパイラルとなって安定した教育研究活動の実現へと回帰し継続されると考え、強固な財務基盤へと成長するよう意識して取り組むものである。

2) 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

大学を取り巻く環境等を見ると、収入面では全国的に少子化が顕著となり、18 歳人口は逡減の一途を辿り、近隣では仙台市内大学が郊外に分散していたキャンパスを市中心部に集約化を図るなど、学生確保において多大な影響のある課題が山積している。

また「私立大学等経常費補助金における不交付となる入学定員超過率」についても本学の規模(収容定員 4,000 人以上～8,000 人未満)では 1.2 倍を超えない厳格な遵守が求められ、さらに将来の学部学科の新設を見据えた場合、1.1 倍（総合福祉学部においては 1.05 倍）を超えると支障をきたすことになり、収入の環境は一層厳しさが増している。

学納金額については今後十分な検討が必要と考えられるが、近隣大学の学納金状況を見る限り、過去においても「値上げ出来る環境には至っていない」と言われてきたうえ、さらに新型コロナウイルスの影響で世の中の学納金に対する見方が格段に厳しくなっている。

このような環境のなかで、今後は学納金以外の収入についても獲得に向け努力が必要であり、別途具体策を検討する。

他方、支出面では景気動向に左右される人件費そのほか必要経費の増加が見込まれ、加えて令和元年 10 月より消費税増税が実施された他、本学がブランドとしているスポーツ文化

への取り組みを継続・強化して行くにあたり、所要の施設整備費・人件費・教育研究経費等の戦略的経費が必要と見込まれる。

このように教育研究経費の充実が求められる状況ではあるが、常に最小限の効率的な経費執行を意識して取り組むものである。

一方、負担となっている借入金の元利金返済額は令和 2 年度 525 百万円であるが、その額は年々遞減し令和 8 年には借入金完済となり、大きく負担軽減が見込まれる。

今後、平成 28 年の大学認証評価において指摘のあった金融資産充足に一層意識して取り組むものである。

このような厳しい状況にあっても、本学は国家戦略である「地方創生総合戦略」のなかで大学へ要望している事項の実現や大学改革の実現を図るうえでも、その根幹となる財政基盤を持続可能な強固なものにして行く必要があると認識している。

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るためには前述の通り、社会に応えうる教育研究が学生確保の源泉であり、すなわち財務基盤を強固にしていく最大のものであることを認識し、その財務基盤がさらに教育研究活動の遂行を円滑にしていく両輪として絶え間なく駆動するよう常に意識して取り組むものである。

3) 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

① 外部研究資金や補助金獲得強化

財務部補助金・助成金課は公募型研究費に掛かる科学研究費助成事業について学内外の教員・研究者に対し、申請前に「獲得の為のポイント等」学内研修を行い、申請時には学内申請支援員（科学研究助成事業の獲得実績がある、及び科学研究助成事業審査員の経験がある等の教員）に依頼して申請内容の確認をする等、スムーズに申請が出来るようサポートを行い、採択件数増加に努力している。

② 寄付金獲得推進

寄付金については学校法人本来の趣旨に立ち返り、教育研究の充実を広くアピールすべく取り組み、ニュース・記事についてホームページやメディアを活用し、また 150 周年事業等を立ち上げ、さらには本学の体育会への支援等について卒業生や後援会を通じ幅広く寄付金募集に取り組んでいく。

平成 30 年度末にはホームページからクレジットカードを利用した Web 寄付を立ち上げ、加えてコンビニを活用した寄付についても取扱いを開始し、寄付チャンネルの充実を図った。

③ 資産運用による資金獲得

資産運用については、2 つの校地にて太陽光発電事業者に対し信託会社を通じた遊休土地信託を行って収益を図っている他、平成 27 年度末に取得した仙台駅東口キャンパスをはじめとする空き時間教室の貸出し等、固定資産の有効活用を強化して行く。

また金融資産については、平成 20 年 9 月のリーマンショック以前に組んだ仕組債が一部収益を挙げて残っているのみで、運用可能な大半が既に運用益を挙げて償還されそのままとなっている。

現在全国の大学が平均約 2%の利回りで運用益を挙げている事実に鑑み、今後リスクの軽減を意識した運用を検討していく。

2. 長所・特色

長年、定員割れを起こしていないこと、事業活動収支差額がプラスであり続けていることが、最大の長所である。定員割れを起こさぬよう、魅力ある大学づくりのために上記 1.(2)に掲げるように効率的に経費を掛けることが肝要となる。

3. 問題点

平成 28 年度に実施された大学評価において、努力課題として『「要積立金に対する金融資産の充足率」が低位で推移しているうえ、「帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合」が増加傾向にあることから、今後の教育研究を安定的に遂行するため、具体的な数値目標を明示した中・長期財政計画を策定し、財政基盤の安定化に向けて取り組むことが望まれる。』と提言されたので、平成 30 年度に中・長期財政計画を策定した。それに基づいて今後も改善を図っていく。

また、公認会計士から寮費徴収のより適切な管理が求められている。寮費徴収の委託先の徴収業務の管理をより一層強化していく。

予算編成に当たっては、大学の適正な意思決定手続を経て、収入の内容、支出の項目についてコンプライアンスの遵守や大学の教育研究活動の充実に資するという視点からの内容の精査を行う必要がある。また学生の学習環境の向上を図る観点から、大学のキャンパスの整備の充実に資することが重要であり、大学の資産と負債の長期的見通しに立って計画的な施設整備計画の策定に努める必要がある。

また、執行に当たっては、会計法令や学内の規則に沿った適切な手続が行われるようルールづくりや不正防止の対策など仕組みの検討を行う必要がある。

4. 全体のまとめ

金融資産の充実と、事業活動収支差額比率の向上が求められるなか、魅力ある大学づくりのため、最小限の支出、効率的な支出を意識した経費執行を促していきたい。また、外部資金の獲得や大学の発展に資する施設整備などの計画的な投資の提案に対応する、戦略的な財務管理の体制を強化していきたい。

終章

本学は、これまで建学の精神「行学一如」のもと、学生の社会的自立を図るために必要な能力を育成する教育に力を入れてきた。また、その教育効果・学習成果を把握・可視化するさまざまな取り組みを試行してきた。

今回の自己点検・評価を行った結果、一部の課題は残るものの、満たすべき 10 基準 46 点検・評価項目にわたる大学基準は概ね充足していると判断している。

ただし、冒頭にも述べたとおり、2019（平成 31・令和元）年度は、大学基準協会の『2020 年改訂・大学評価ハンドブック』に例示の「評価者の視点」にほぼ準拠して自己点検・評価を試行してみた。そのため、不十分な点、今後の改善課題もあえて記載した。

今回の自己点検・評価の結果、不十分であり改善すべきこと、または本学の長所であり伸長すべきこととされたことについては、令和元年 12 月に就任した高橋英寛新理事長・千葉公慈新学長のリーダーシップのもとで、学内の教職員の多様な建設的な提案を吸い上げ、教職員が協働して改善・実行に努めたい。その際、部署・学科および本学全体が長所を伸ばし課題を改善するために行う内部質保証システムを有効に活用していきたい。

今後、少子化の進展や補助金の減少という大学を取り巻く厳しい環境のなかで、建学の精神「行学一如」、教育の理念等の大学の方針に基づいて、学習者主体の教育の実現、地域創生に資する人材養成、社会への説明責任などの要請に応じていくなど、高等教育機関に託された社会からの責務や期待を忘れずに、教職員と学生、外部のステークホルダーが一体になって、よい大学づくりに努めていきたい。